

21世紀 ひょうご

巻頭言 コロナ禍雑感

神戸大学大学院法学研究科 教授
(公財) ひょうご震災記念21世紀研究機構研究戦略センター研究統括

大西 裕

特集

コロナで変わる社会

- ・ コロナが問いかける人間社会と公衆衛生の未来
関西大学社会安全学部・社会安全研究科 教授 高鳥毛敏雄
- ・ ポストコロナ時代の観光地経営
近畿大学経営学部・大学院商学研究科 教授 高橋 一夫
- ・ ポストコロナにおける金融機関の中小企業支援
神戸大学経済経営研究所 所長 家森 信善
- ・ ポストコロナ社会におけるオンライン子育て支援の必要性和可能性
兵庫教育大学大学院学校教育研究科 准教授 永田 夏来
- ・ アフターコロナの労働政策はどうあるべきか
神戸大学大学院法学研究科 教授 大内 伸哉

トピックス

- 第23回アジア太平洋フォーラム・淡路会議 国際シンポジウム
- ひょうご震災記念21世紀研究機構研究成果報告会

21世紀ひょうご
21st century

C ONTENTS

巻頭言 コロナ禍雑感	1
神戸大学大学院法学研究科 教授 (公財) ひょうご震災記念21世紀研究機構研究戦略センター研究統括 大西 裕	

特集

コロナで変わる社会

● コロナが問いかける人間社会と公衆衛生の未来	3
関西大学社会安全学部・社会安全研究科教授 高鳥毛 敏雄	
● ポストコロナ時代の観光地経営	15
近畿大学経営学部・大学院商学研究科教授 高橋一夫	
● ポストコロナにおける金融機関の中小企業支援	28
神戸大学経済経営研究所長 家森 信善	
● ポストコロナ社会におけるオンライン子育て支援の必要性と可能性	42
兵庫教育大学大学院学校教育研究科准教授 永田 夏来	
● アフターコロナの労働政策はどうあるべきか	53
神戸大学大学院法学研究科教授 大内 伸哉	
トピックス ● 第23回アジア太平洋フォーラム・淡路会議 国際シンポジウム	65
● ひょうご震災記念21世紀研究機構研究成果報告会	81

21世紀
ひょうご
2022
vol. 33

コロナ禍雑感

(公財) ひょうご震災記念21世紀研究機構
研究戦略センター研究統括

大西 裕



2022年も、日常生活における私たちの話題の中心はコロナであった。緊急事態宣言やまん延防止等重点措置こそないものの、マスク生活、外出時のアルコール消毒はすっかり定着してしまっている。自宅や大学の研究室において、救急車のサイレンがいまだ多いようにも思える。しかし、第7波もようやく収まりを見せてきており、外出制限など様々な社会的規制は緩和されてきている。この冬は第8波とインフルエンザの流行が懸念されているが、ようやくパンデミックは出口に差し掛かっているということができるといえるのだろう。

長かった3年間であった。その長さを痛感したのは、この秋に対面開催された日本政治学会研究大会であった。共通論題や幾つかの分科会に参加したが、どの報告も、オンライン開催時には影を潜めていた、対面ならではのサービス精神があふれているように感じた。学会の場合、オンライン開催では聴衆の反応が分からないが、対面では明確である。オンライン開催では会議が終わればスイッチを切るが、対面だと同僚研究者との談笑が始まり、またそれが楽しく、新しい研究の種ともなる。オンライン開催も効率的でいいのだが、やはり対面の良さは捨てがたい。それをこの3年間感じられなかったのである。他の社会活動も同様であろう。

パンデミックは世界中を襲うからパンデミックなのであるが、その広がり方は一様な

わけではなく、各国政府の対応も様々であった。対応や被害状況が異なると、私たちはなぜその違いが発生するのかが知りたくなるものである。私が属する政治学の分野でも、政府の対応について様々な研究が現れているが、日本はどうであっただろうか。日本でもコロナ禍は多くの悲劇を引き起こしており、決してその被害の大きさを軽視するべきではないが、世界の他の国に比べれば、感染者数、死者数とも少ない部類に入るであろう。他方、政府のコロナ対策への市民の評価は芳しくない。実際の対応を思い出してみても、高く評価するのが難しい事例に私たちは事欠かない。豪華客船ダイヤモンド・プリンセス号の事案に始まり、PCR検査体制整備の遅さ、早すぎたGOTOトラベル、ワクチン接種開始の出遅れ、入院隔離体制の未整備など、幾らでも挙げることができる。

このギャップはどこから生まれるのであろうか。今後、様々な検証とともに議論がなされるであろうが、先ほど挙げた印象をそのまま受ける形で考えてみるべきは、政府がやることは限られていたのになぜか被害が比較的抑えられたということである。もちろん、実際には政府は我々の印象以上に有効な対策をとっていたと考えることもできる。例えば、出遅れたとはいえワクチン接種のスピードは世界的にもかなり速かった。ただ、ここでは前者に注目してみよう。

政治学者の竹中治堅氏によると感染症対策として首相をはじめとする中央政府ができることは限定的で、直接的に感染症を抑え込めるような統治構造を日本は有していない（竹中治堅『コロナ危機の政治』2020年、中央公論新社）。しかし、県境を軽々と越えて面的に拡大する感染症は都道府県単位でとどまってはくれないわけで、全国的な対応が必要となる。それゆえ市民は中央政府に期待するがその期待に応えるのは制度上難しい。とすれば、誰が被害を抑えたのであろうか。

ここで私の頭に去来するのは、他の自然災害と同じく、地方の現場の力である。東日本大震災時、関西広域連合をはじめとする自治体間連携スキームが構築され、多くの自治体が救援物資を抱えて被災地に向かったが、被災現場で主力となって働いたのは、基礎自治体の職員たちであった。発災時初期対応のノウハウと資源は基礎自治体が保有しているので自然な流れともいえるが、災害対策基本法上、発災時対応の第一次的責務が自治体に課されているため構造化されているともいえる。感染症対策においても対策の主体となるのは都道府県や保健所を設置する区や市であり、具体的な対応となると基礎自治体が行うしかない局面も増える。例えば、選挙の実施は基礎自治体の選挙管理委員会が担うが、投票所での感染症対策は、国や都道府県からの指示というよりは、多くの自治体はコロナ禍で最初に大規模な選挙を実施した東京都などの先行事例から学習するという、現場の知恵で対応していったようである。

コロナ禍による被害が比較的少なく抑えられた原因が、どの程度現場の力によるものなのかは、これから調査・分析する必要があるだろう。しかし、仮にそうであったとし

たら、今後同様の対応が可能かどうか、楽観視はできないだろう。現場を担う公務員の数も、近年微増しているものの多いとはいえず、余裕は確実になくなってきているのである。

コロナが問いかける人間社会と公衆衛生の未来

関西大学社会安全学部・社会安全研究科教授

高鳥毛 敏雄



1. はじめに

新型コロナウイルス感染症（以下、コロナと略す）は瞬く間に世界中に拡がり、国際社会をあげて対応することを求めた。近代社会においてコレラは社会を革命的に変える影響を与えた。19世紀に世界で最も繁栄していたイギリスのロンドンやリバプールがコレラの大流行に見舞われ深刻な事態に陥った。貧困、不衛生、疾病の悪循環にあったところにコレラの流行が加わったからである。コレラの流行は伝統的なイギリス社会を激変させた。地方自治体の機能強化を図らせ、そこに飲食物の管理、上下水道、環境衛生対策、住宅政策、都市計画を負わせた。また病院をすべての人々が利用できるものとし、さらに健康格差の縮小を図ることを求めた。近代社会は、都市に人口を集中させ、学校・会社・飲食店・イベント会場など人々が密に接触する場を増やし、呼吸器系感染症が流行しやすい状況をもたらした。それが、日本においては結核の蔓延につながった。このような社会がコロナのパンデミックを産み出した。コロナは、その流行の波の度に感染者数が増え、社会をあげた対応を求めた。感染症の流行は今日においても医学・医療だけで解決できないものである。本稿では、近代社会において公衆衛生制度をつくらせてきた人物を通して、コロナに対処している社会を展望させていただくことにする。

2. 公衆衛生とミアズマ説

公衆衛生という社会制度は近代に確立されたものである。しかし、その出発点は古代ギリシャの医学者ヒポクラテス（Hippocrates、BC460-BC370年頃）のミアズマ説（miasma theory）にあるとされている。ヒポクラテスは、魔術的で、迷信的な医学を科学的なものとした。人間の健康状態は、血液・粘液・胆汁・黒胆汁の4つの体内の液体によって決まる（体液論）とした。他方で、「悪い土地」「悪い水」「悪い空気」などの環境要因（ミアズマ（瘴気）説）によって病気が発生するとした。体液論が病院の医学につながっている。ミアズマ説が、衛生学、公衆衛生学など社会医学につながっている（図1）。

ミアズマとは、汚れた空気または霧のようなもので、河川や沼地や湿地から湧き出てくるものとし、病者からもミアズマが発することがあるとした。しかし、19世紀にルイ・パスツール（1822-1895）やロベルト・コッホ（1843-1910）が細菌を発見したことにより、ミアズマ説は大陸諸国では忘れ去られた。しかし公衆衛生制度が誕生したのはこのミアズマ説の考え方がイギリスに残されていたからである。現在では、流行病の原因を明らかにできるし、ウイルスを検出しゲノム解析もできるが、汚い空気、水、環境が人間の病気の発生につながるというミアズマ説の考え方は今日においても誤った考え方とは言えない。

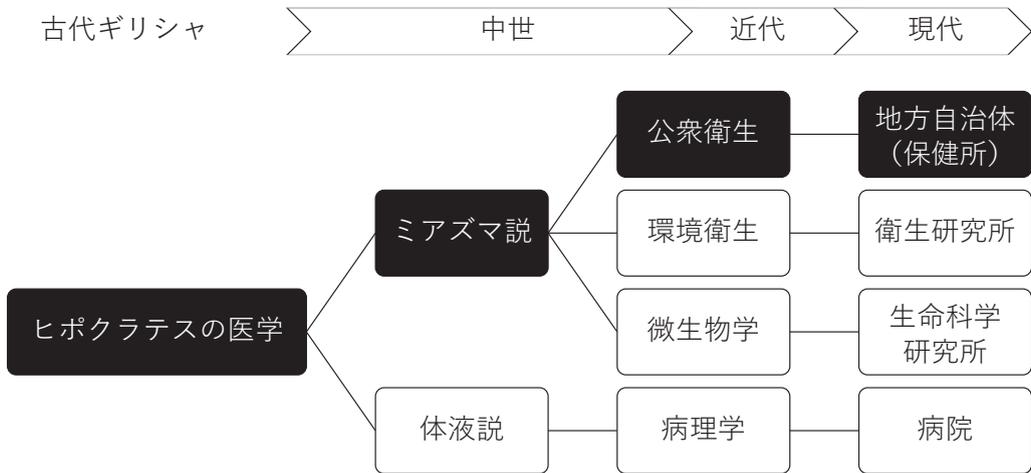


図1 ヒポクラテスの医学とミアズマ説と公衆衛生

3. 公衆衛生制度の誕生に貢献した人々

19世紀にイギリスで公衆衛生制度が誕生したことにはミアズマ説の他に、救貧法の存在があった。救貧法は、国王ヘンリー8世（1491-1547）が1534年に首長法（国王至上法）を発令し、国王がイギリス国教会の首長となったことからローマカソリック教会が担ってきた貧困者の救済を社会が担わざるを得なくなり誕生したものであった。その歴史があるから、イギリスでは現在でも生活困窮者の支援は社会福祉とは言わずソーシャルサービス（social services）と表記している。エリザベス女王は1601年にこれを「エリザベス救貧法」として法制化した。救貧法は、国王の権威と階級制度の維持と社会の安定に欠かせないものとなった。しかし、救貧法制度は、19世紀になると維持が困難となった。土地から切り離された労働者や住民が増え、失業や疾病による貧困者が激増したからである。救貧法制度を維持するために公衆衛生制

度が誕生することになる。これについて、エドウィン・チャドウィック（1800-1890）、ウィリアム・ヘンリー・ダンカン（1805-1863）、ジョン・シモン（1816-1904）、フローレンス・ナイチンゲール（1820-1910）の足跡を通して示すことにする。

1) 全国一律的な衛生対策の徹底

近代社会の公衆衛生制度を確立したのはエドウィン・チャドウィックであった。彼は、ジェレミー・ベンサム（1748-1832）の政治思想の影響を受けていた。1832年に救貧法の王立委員会の委員となり、貧困者に関する社会調査を自ら実施し、不衛生な生活環境を放置していることが病人を増やし、貧困者の増加につながっていることを知った。救貧法改革の最高責任者となると、この不衛生な社会を改革するために1848年に制定したのが公衆衛生法であった。これは、環境衛生対策を全国画一的に徹底させ、貧困者を減らすことを

意図したものであった。飲料水の衛生管理、ゴミや廃棄物の処理、住宅衛生の徹底を進めるために制定したものであった。それを進めるために中央政府と自治体に衛生委員会を設置させた。そこに専門職員を配置させ、職員の手続きなどのやり方や名称を統一させ、全国一律的に衛生対策を実施させ、劣悪な社会状況の改善をもたらした。イギリスでは自治体の組織形態が異なり全国画一的に衛生対策を進めさせることは難しい状況にあった。そこで、チャドウィックは、自治体に衛生委員会を設けさせ、専門職を配置させて実現させたのであった。このイギリスの公衆衛生体制の特徴は、専門委員会（又は組織）と専門職を組み合わせた体系になっている。この基本構造は現在も変わっていない。

これには、イギリスの専門職の認定・登録・管理の仕組みが関係していた。医師職を例にイギリスの専門職の認定登録制度について説明する。イギリスの医師は16世紀の宗教改革まではローマカソリック教会の大司教により資格認定がなされていた。国王による宗教改革が行われたことにより、国王が医師の資格認定権を持つこととなった。国王は医師（physician）の団体にそれを委ねた。この方式がその他の専門職の資格認定にも踏襲されている。イギリスでは大学を出た医師（physician）だけが医師とみなされていたが、その後外科医（surgeon）、アポセカリ（apothecary）などの医業を担う専門職が登場した。アポセカリとは薬師であり、日本の漢方医に近い存在であった。19世紀の貧困者の急増とコレラの大流行は、医師、外科医、アポセカリの間の地位の格差を縮めた。医師はコレラの患者の治療に有効な手立てを持っていなかったのに対し、常に市民、病人

に寄り添い診療を行うアポセカリの社会的評価が大幅に高まった。その結果、1858年に医師法が改正され、外科医とアポセカリが同じ医師資格者として認定登録されることとなった。イギリスに、病気をみる病院の専門医（physician）、人間を見る一般医（general physician）、そして社会をみる自治体の医師（medical officer of health）という役割の異なる医師が存在していることには歴史的な背景がある。

チャドウィックは、自治体に衛生委員会を設けさせ、そこに専門職を配置させたのは、イギリス社会にそれしか方法がないという実情があったからであった。この方式は日本でも採用されている。保健所を設け、そこに専門職を配置させることで、全国一律の公衆衛生体制を実現している。

2) 自治体と医師による公衆衛生体制

イギリスが公衆衛生を確立できたことには自治体の医師の存在があった。リバプールの医師のウィリアム・ヘンリー・ダンカン（1805-1863）は自治体に入り先駆的に衛生活動を行った。彼は、街中で貧困な病者を診療している中で病人となるのは彼らの責任ではない、むしろ貧困な生活環境にあるということに気づいた。病人が多い状況を改善するには診療所で診療していても解決できない。住宅問題や地域の衛生状態の改善が本質的な解決方法であると考えた。リバプール市が1846年に衛生法を定めると翌年彼は市の中に入り衛生対策を担った。1848年に常勤の行政医師となり、イギリスにおける最初の自治体の公衆衛生医師（medical officer of health）となった。自治体の医師としてゼロから出発したのであったが、飲料水の衛生管理や住宅

衛生の改善など地域の衛生対策を進め、コレラの死亡者を見事に激減させた。公衆衛生対策の主体を自治体とするだけでは根本的な問題解決につながらない。しかし、そこに医師や専門職を置くことで人々の疾病と死亡の問題が解決できることを示した。これは、チャドウィックが公衆衛生体制を確立することに強い影響を与えた。この方式は、日本の保健所の創設にもつながり、米国、WHOの公衆衛生の組織のかたちにも影響を与えている。

3) 市民の参加と協働の公衆衛生体制

チャドウィックの衛生対策は、中央政府による専制的なものと批判され、チャドウィックは中央保健総局から去らざるを得なくなった。しかし、公衆衛生制度の重要性は浸透していた。彼の後をロンドンの保健医官 (medical officer of health) のジョン・シモン (1816-1904) が引き継ぎ発展させた。彼は、中央と地方の衛生当局との関係や行政と住民との関係を改め、社会全体が協働して進める公衆衛生体制とする必要があると考え、1866年に法改正を行い、さらに普遍性と科学性を高め、最終的に1875年に新公衆衛生法を制定した。過度に法律と行政と専門職に委ねている状況を改めて社会を構成している人々の参加と協働による公衆衛生体制とした。これはGreat Public Health Actと呼ばれている。この体制がイギリスが保健医療制度改革を行った1974年まで100年間継続された。また、公衆衛生を中央で統括する「保健省」が1919年に創設された。保健省は中央政府が進める医療保険と医療行政と自治体が担う公衆衛生の調整と後方支援を担当した。公衆衛生行政を担当する独立した省庁を設けることは日本にも取り入れられている。

4) 公衆衛生対策と看護職

コロナの流行時、見てくれる病院が足りない、病床が足りない、看護師が足りない、保健師が足りないということが社会問題となった。すべての感染者が入院できることが当たり前と考えているが、そうなったのは最近のことである。病院は貧困者の収容施設であり死亡率の高い場所で衛生的とは言えず、富裕層や中間層の人々の利用する施設ではなかった。すべての人々が安心して医療を受ける施設に変えたことにはナイチンゲールの貢献があったのである。

彼女は、富裕な家庭で生まれたが貧困者の悲惨な生活を見て看護師をめざした。しかし、病人の世話をする召使のような存在であり、母親は猛烈に反対した。そこで大陸に渡り看護を学び帰国し、ロンドンの病院に勤務した。クリミア戦争 (1854-1856) が勃発すると傷病者のケアの責任者として戦地に赴任するよう依頼された。病舎は老朽化した大きな建物を転用しただけで、床には汚水が浸みこみ、湿気と悪臭が漂った不衛生な施設であった。しかも、傷病者の衣類の着替えはなされず、床に敷物を引いただけのところに密集して寝かされていた。死亡率は40~60%もあり、生きて帰れる望みがない状態にあった。彼女は、病舎の環境、傷病者の療養環境の改善に尽力し、傷病者の身体衛生ケアを行うことにより数か月後に死亡率を数%に激減させた。クリミア戦争による死亡者数は約18,000人とされているが、その過半数以上は不衛生な環境による死亡者と推定されている。このめざましい事実は、ビクトリア女王 (1820-1901) に高く評価され、また軍部、政財界、医療界に、病院の改革、特に衛生環境の改善と患者ケアの重要性を強く認識さ

せた。

ナイチンゲールは、1860年に世界で最初の看護学校をセント・トーマス病院（イギリス中心部にある代表的な病院）に開設し、教育訓練を受けた専門職として病院に看護師が配置された。1875年に高木兼寛（後年の海軍軍医総監、1849-1920）が同病院附属医学校に留学している。病院に看護師が不可欠な存在であることを目にして1880年に帰国した。そして1881年に英国式の医学校（医会講習所）を開設、1882年に貧困者のための施療病院（有志共立東京病院）を設立した。そして1885年に日本で最初の看護学校（有志共立東京病院看護婦教育所）を設立している。彼がイギリスで誕生したばかりの病院の療養環境の改善と看護ケアを、病院を創設しはじめたばかりの日本に取り入れたことが日本の病院医療の発展につながっている。また、ナイチンゲールが市中の貧困家庭の訪問指導をする保健師の育成に努めていた。この保健師も日本は取り入れている。日本の保健所体制は、保健師を中心職種としてつくられたものであった。その意味で、ナイチンゲールは日本の病院医療と保健所の両者の創設に大きな影響を及ぼしている。

4. 日本の公衆衛生の出発点

日本が明治維新を迎えた時期は、イギリスが公衆衛生制度と病院医療を確立して間もない頃であった。長与専齋（1838-1902）、後藤新平（1857-1929）、高木兼寛らは欧米諸国で誕生したばかりの公衆衛生制度や医学・医療を日本に忠実に導入してくれた。これが日本の保健医療体制の礎となっている。

日本で公衆衛生の教育研究が大学ではじまったのは戦後のことに過ぎない。日本の公

衆衛生はその70年以上前にすでに長与専齋らによって社会の中に実装されていた。彼は、明治初期に岩倉具視遣欧使節団に西洋の医学教育制度を調査するために随行した。しかし、途中で調査の目的を「国民の健康の保護制度」（現在の公衆衛生制度）の調査に変更し、帰国後はこの制度を日本に導入することに生涯をかけた。しかし、日本は版籍奉還や廃藩置県を行い、国家体制の改革をしていた時期であった。長与は1875年に内務省衛生局長となると、1879年に内務省に中央衛生会を設け、地方の各府県に地方衛生会と衛生課、各町村にも衛生委員を置かせた。これはチャドウィックの公衆衛生体制と似ている。さらに1883（明治16）年に、「大日本私立衛生会」（現、日本公衆衛生協会）を発会させ、民間人や国民に公衆衛生対策の理解を求め、彼らが参画するものにするために尽力した。これはシモンの公衆衛生体制と似ている。長与は、後任に後藤新平（1857-1929）を抜擢して後を託した。しかし後藤は1893年に疑獄事件に巻き込まれ官界から追放された。しかし、後藤は1895年に日清戦争の帰還兵が大陸からコレラやペストなどを持ち込むことを阻止する緊急の検疫業務という難事業を陸軍から任され見事に成功させ、政官界に復帰している。後藤は「法律万能ではなく慣習を重んじる」「生物学的に統治する」との考え方をもって現実的に社会をマネジメントすることに長けたイギリスのジョン・シモンに似た衛生行政官であり、官僚、政治家であった。長与、後藤が進めてきた公衆衛生体制は1885年に自治体の地方衛生会、衛生課、衛生委員が廃止され、頓挫することとなった。

しかし、結核問題が深刻化し通常の行政体制で解決できない事態となり、自治体を基盤

とした公衆衛生体制が復活することとなった。明治政府の進めた殖産興業と富国強兵政策が結核の蔓延と死亡者を激増させたからであった。結核は若い労働者や軍人の多数の命を奪ったため、政府、経済界、軍部をあげた対応が求められ、1937年から保健所が全国に整備されはじめ、この体制を進めるために内務省から分離して「厚生省」が創設された。結核の問題によって地方自治体と専門職による公衆衛生体制が復活することとなった。

日本の公衆衛生体制は次の4つのプロセスを経て現状に至っている（図2）。まず、一点目は、明治初期にイギリスの公衆衛生制度をモデルと定めたこと、二点目は結核が国民病となり社会を挙げて対応せざるを得なくなったこと、である。後の2点は、戦後のこととなる。戦後に日本国憲法が制定され、公衆衛生関連法と地方自治制度が整えられたことである。

5. 戦後の公衆衛生体制

日本の戦後の公衆衛生体制は1970年の大阪万国博覧会の開催後大きく変貌する。高度経済成長期を経て、国民の教育や生活水準が大幅に向上し、疾病構造が生活習慣病に劇的に変化し、さらに高齢社会が進行し、それに対応したものとする必要があったからである。1978年が分岐点となる。この時期は、電電公社、専売公社、国鉄などの民営化、医療や年金の制度の改革等、また政治改革や金融制度、さらに地方自治制度改革など戦後の日本社会変革の起点となっている。

1) 市町村を基盤とした保健体制

厚生省（現厚生労働省）は1978年に「国民健康づくり計画」を発表し、市町村を基盤とした保健体制とする方針を示した。これはWHOが中央アジアの旧ソ連の都市アルマタ（現在のカザフスタン共和国アルマティ）で総会を開催し、1978年にプライマリ・ヘル



図2 日本の公衆衛生制度の歩み

ス・ケア (Primary Health Care、PHC) の新しい保健戦略を提案した。健康をすべての人々の基本的な権利とし、その実現のために基本的な保健医療サービスを住民に身近なところで提供することを求めた。総会で「すべての人々を2000年までに健康にする」(Health For All by 2000) の「アルマアタ宣言」が出された。

厚生省は、1978年に全国の市町村(特別区もあるが、以下市町村とする)に「健康づくり推進協議会」を設けさせた。また、地域保健活動拠点となる「市町村保健センター」の整備費の補助を始めた。さらに、市町村の保健師の身分を一元化させた。そして、高齢者の医療費の保険者間の財政調整を図るために制定した老人保健法の中に市町村が生活習慣病予防対策を行う保健事業を盛り込んだ。現在は改正され「高齢者の医療の確保に関する法律」と名称が変更されている。地方自治法改正、地域保健法や健康増進法、さらに介護保険法などがその後制定され、今や市町村が住民の健康、医療、福祉、介護など住民の生活全般を支える主体とされている。

2) 健康と生活と安全を守る公衆衛生

1978年より市町村に基本的な保健と福祉の業務が移され、保健所は市町村の保健事業への支援と広域的・専門的な業務を担うことが求められた。1995年に阪神淡路大震災、1996年に腸管出血性大腸菌O157による学童集団下痢症が発生したが、1994年に制定された地域保健法において災害時の人々の健康と安全を守る業務については明確にされていなかった。そこで、2000年に地域保健法の基本指針が見直され、災害時の被災者の健康支援の役割が公衆衛生の重要な業務であるとして明記

された。地域保健法第4条に、「地域保健対策の推進に関する基本的な指針(以下、基本指針)の策定を厚生労働大臣の責務と定めている。2000年の改定では次の6点が示された。第1点は地域における健康危機管理体制を整えること、第2点は介護保険制度を踏まえて地域保健対策を進めること、第3点はノーマライゼーションを推進すること、第4点は国民健康づくり運動(健康日本21)を進展させること、第5点は保健所と市町村保健センターの整備を進めること、第6点は地域保健対策に係る人材の確保と資質の向上を図ること、である。

3) 地域包括ケアと災害医療体制

戦後の医療サービスの供給量の目標は1980年頃に達成されたことから、地域を単位として過不足なく医療サービスを提供することが課題とされた。そのために1985年に医療法が改正され、新たな医療政策が進められている。医療機関を機能分化させる、医療機能と介護機能を分離して相互の連携体制を強化する、医療の質の向上を図る、急性期と専門性の高い医療機関を誘導する、などである。そのためには、医療と介護の分離が必要となり、1989(平成元)年に高齢者の介護政策としてまず「保健福祉推進10か年戦略」(いわゆるゴールドプラン)が示され、介護制度の構築が進められた。しかし、北欧の福祉国家をモデルとしたこの計画は財源の見通しがつかなくなりドイツをモデルとした「介護保険制度」に変更された。介護保険制度は、市町村を計画策定とマネージメントの責任主体とし、サービスの提供は市中の法人・事業者・団体に委ねるという方式がとられた。2000年から20年を経て、施設や職員数が大幅に増

え、医療サービスとならぶ事業にまで発展している。そのため、地域の薬局も含めた医療と介護の連携による地域包括ケアシステムをつくる段階に至っている。また、1995年の阪神淡路大震災を受けて災害医療の体制整備が図られてきた。総務省・市町村を主体とした救命救急医療体制に加え、厚生労働省及び都道府県が主体となり災害拠点病院が整備され、そこに災害医療支援チーム（DMAT）が設けられた。また、ドクターヘリが配備され広域搬送体制も整えられている。

4) 自治体と民間とが協働する公衆衛生体制

地域を単位とした保健体制づくりがはじめられ、次に医療法改正による医療体制改革、地方自治法改正と地域保健法の制定、そして介護保険法制度が誕生し、地域における保健・医療・福祉・介護サービスの各々の体系が独立した存在として確立された。現在は、超高齢社会に対応するために、これらの各サービスを対象者中心に包括的に提供する体制をつくる段階に入っている。これを進めるために自治体に地域の諸サービスや社会資源を総合調整するマネジメント力が問われている。

このような状況下で日本社会はコロナの対応が迫られた。コロナは、行政、保健所、医療機関だけでは対応ができないものであり、療養には民間の宿泊施設を利用することが行われ、蔓延防止には飲食店等とイベント事業者、企業や学校の関係者、また予防接種は初期には自衛隊の応援を得て、迅速な接種拡大につなげている。都道府県と市町村には、社会資源を動員してコロナ対策を進めるリーダーシップと総合調整能力が問われた。

日本の公衆衛生は、明治期に官主導ではじ

まり、昭和期に保健所主導で対策が進められ、それが平成期には市町村と地域の諸団体とが協働して進めるものとなり、コロナの流行は、企業など民間事業者を巻き込んだ公衆衛生体制へと進展させた。ジョン・シモンが1875年に示した公衆衛生の姿が145年を経て日本に具現化された感じがする。

6. 日本の感染症に対する体制の変遷

日本の感染症の法制度は、1897年に伝染病予防法が制定された後は、1998年まで100年間大きな改正がされずにきた。伝染病予防法の特徴は、法律に明記した既知の法定伝染病にだけ対処するというものであった。コレラ、赤痢、腸チフス、パラチフス、痘瘡、発疹チフス、猩紅熱、ジフテリア、流行性脳脊髄膜炎及びペストであった。多くは消化器系伝染病、接触性伝染病であり、その後、生活環境が改善され、抗生物質、抗菌剤が開発されたことで脅威と受けとめられなくなった。

日本の公衆衛生体制や感染症対策の社会システムはその後に国民病となった結核対策のために制定された結核予防法と保健所法によって今日のかたちがつくられた。結核は、青壮年の労働者（当初、若い女性）や青壮年男性を中心に40年以上もの間死亡者数が毎年10万人を超えるという亡国的な事態をもたらした。産業振興、軍事侵攻を続けていた日本にとって結核問題に国をあげて取り組む必要に迫られ、1937年に全国に保健所が設けられた。保健所は自治体が設置し、その保健所の全国整備を促進させるために厚生省が設けられた。

戦後も、公衆衛生対策は保健所の体制を使って進められてきた。しかし、結核の患者数、死亡者数が減少してくると、保健所を全

国一律に維持することが困難となった。保健所体制から市町村の保健体制に移行した1980年代より結核患者の発生率（罹患率）の低下傾向が鈍化し、さらに1998年に増加に転じた。この時期には、腸管出血性大腸菌O157などの新興感染症の流行も社会問題となり、市町村の保健体制とあわせて保健所体制の強化が進められた。そして、感染症法が成立したことにより保健所には結核対策に加え、感染症全般の対処が求められることとなったが、保健所の組織体制や人員が増やされたわけではなかった現状が、コロナの流行で露見した。

1) 感染症の法制度の刷新

伝染病予防法の体制に対して、HIV訴訟、ハンセン病訴訟などの国家賠償法に基づく訴訟が起こされ、行政や立法府の不作為が厳しく問われた。それを受けて、伝染病予防法が廃止され、1998年に新しく「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、感染症法）が制定された。感染症の前文に、100年間の感染症の歴史と課題がわかりやすく書かれている。それをそのまま示す。「人類は、これまで、疾病、とりわけ感染症により、多大の苦難を経験してきた。ペスト、痘そう、コレラ等の感染症の流行は、時には文明を存亡の危機に追いやり、感染症を根絶することは、正に人類の悲願と言えるものである。

医学医療の進歩や衛生水準の著しい向上により、多くの感染症が克服されてきたが、新たな感染症の出現や既知の感染症の再興により、また、国際交流の進展等に伴い、感染症は、新たな形で、今なお人類に脅威を与えている。一方、我が国においては、過去にハン

セン病、後天性免疫不全症候群等の感染症の患者等に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として今後に生かすことが必要である。このような感染症をめぐる状況の変化や感染症の患者等が置かれてきた状況を踏まえ、感染症の患者等の人権を尊重しつつ、これらの者に対する良質かつ適切な医療の提供を確保し、感染症に迅速かつ適確に対応することが求められている。ここに、このような視点に立って、これまでの感染症の予防に関する施策を抜本的に見直し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する総合的な施策の推進を図るため、この法律を制定する。」と書いてある。

新しく制定された感染症法のポイントは、1) 事後対応ではなく事前対応型の行政に転換する、2) 感染症を類型化して医療体制を再構築して整備する、3) 感染症の患者等の人権尊重に配慮した入院手続きに改める、4) 感染症の蔓延防止に資する必要十分な措置を講ずる、5) 検疫体制を強化する、6) 新感染症の多くが動物由来感染症であることから医師と獣医師との連携を強化する、とされた。しかし、重症急性呼吸器症候群（severe acute respiratory syndrome、以下SARS）や新型インフルエンザ等の感染症の流行がありパンデミックの発生した折には厚生労働省と保健所と医療機関だけで対処できるものではないと認識された。パンデミック発生時には全省庁、自治体の全部局、そして民間事業者と国民に参画と協力を求めて対処するために「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が制定され2013年に施行された。この法律が存在していたことがコロナの対処をかるじて可能にした。

2) WHOの保健規則の刷新

ワクチン接種により世界から天然痘の感染者の発生がなくなり、1980年に世界根絶宣言がなされた。他方で、エイズ、腸管出血性大腸菌感染症などの新興感染症の流行がはじまっていた。これらは序幕に過ぎなかった。2002年11月に中国南部の広東省でSARSの感染者が発生し、瞬く間に32の地域と国に拡がり、8,000人を超える感染者が発生し、800人が亡くなった。SARSの流行は世界各国に大きな衝撃を与えた。WHOは1969年の「国際保健規則」を大幅に改正し、2005年に新しく「国際保健規則 (IHR 2005)」に改定している。大きな変更点は、国際的に対応すべき感染症を黄熱・コレラ・ペストに限定していたことを改め、どのような感染症が現れても対処できるような規則としたところにあった。加盟各国に感染症の異常事態を「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」(PHEIC: Public Health Emergency of International Concern)としてWHOに報告することを義務づけた。感染症は、どんな形で出現するかわからないことから感染症の具体的名称や徴候を提示するやり方を変更した。WHOがPHEICとした感染症は、2009年のH1N1型インフルエンザ、2014年のエボラ出血熱、2015年のジカウイルス感染症、2020年のCOVID-19、2022年のサル痘と続いている。医学・医療の力だけで感染症をねじ伏せることができるという考え方は過去のものとなっている。現在、食中毒の主要な原因となっているカンピロバクター菌、ノロウイルスなども新興感染症であり、決して珍しい、特殊なものだけではないことを認識しておく必要がある。感染症に対して社会をあげて対処する体制を十分なものとする努力は欠かせない。

7. 世界の社会と公衆衛生の動向

19世紀の社会は空気、水、食べ物などの安全性が問題となり、それに対処する制度として公衆衛生制度が誕生した。20世紀の社会は経済の著しい発展と科学技術の進歩により人々の生活水準が向上している。これを世界のすべての人々に普遍化していくことが公衆衛生の目標とされた。21世紀に入り、社会の目標が気候変動、感染症のパンデミック、紛争・暴力、政治的迫害などというものになってきている。これらの課題には、地域、国家を超えた世界の人々の協働した活動が不可欠である。このことはWHOの「世界保健デー」のテーマからも伺うことができる。WHOは設立月日の4月7日を「世界保健デー」として、世界各国に取り組むべき公衆衛生課題を提示している。2022年のテーマは「Our planet, our health」(私たちの地球、私たちの健康)としている。世界の人々の健康は地球という惑星とともにあり、世界が一体となって対処する必要があるとしている。

WHOは、1978年に「西暦2000年までに世界のすべての人々を健康にする」(Health for All by 2000)のアルマアタ宣言をすでに出していた。現実には甘くなかった。健康問題の解決には人々を取り巻く社会環境、自然環境、つまり生活環境、経済基盤、災害、紛争・暴力、そして戦争など、政治、経済的な要因を含めた対応が必要との認識を深めてきている。

人々の健康と生命を守る政策は、WHOから国際連合(The United Nations:以下、国連)の場に移されている。国連のミレニアム開発目標(Millennium Development Goals:以下MDGs)とそれを引き継いだ国連の持続可能な開発目標(Sustainable Development

Goals、以下SDGs)は世界の人々の健康と安全に関わるものである。国連は2000年の国連ミレニアム総会において「恐怖からの自由、欠乏からの自由」に取り組むとし、「人間の安全保障」を中心的な政策として提示し、2012年の国連総会で採択している。さらに、国連開発計画 (UNDP) は、2022年2月に新型コロナウイルス感染症の流行と進行する気候変動を受けて、新たな時代に向けた人間の安全保障のあり方を検討し、人新世における人間の安全保障への新たな脅威として、技術、暴力的紛争、不平等、保健の4つの脅威を取り上げた特別報告書を出している。これらの脅威に対処するために、「保護」「能力強化」の人間の安全保障の2つの柱に加えて、新たに「連帯」という第3の柱を提唱している。

8. おわりに

感染症が社会を変えた有名な例はイギリスである。イギリス社会の繁栄の絶頂期にコレラの流行に見舞われた。人々の経済格差が増大し、コレラの流行する社会は富裕層にとっても安心できない社会であった。国内ではコレラの対応、国外では米国との独立戦争、また大陸ではフランス革命が起こった。これらが相まって既存の体制を壊して新しい社会体制をつくらざるをえなくなったのであった。他方で、イギリスは、エネルギーや原材料の天然資源を大量に使う近代社会を生み出し、市場をめぐる国家間、企業間の競争を激化させ、地球環境に大きな負荷をかける社会をつくった。この流れを止める動きの起点が「人間の進歩と調和」をテーマとして1970年に開催された大阪万国博覧会だったのかもしれない。その大阪で55年ぶりに万国博覧会が開催される。当時、高度経済成長により大気や河

川の汚染、公害患者の発生が社会問題となり科学技術の進歩や経済発展が必ずしも人類の幸せにつながらないと認識させられた時期であった。シンボルの「太陽の塔」の中には「生命の樹」が設けられた。2025年の大阪関西万国博覧会のメインテーマは、「いのち輝く未来社会をデザインする」とされている。大阪万博の後に第4次中東戦争が発生し、第1次オイルショックが発生している。その後はエネルギーを大量に使う社会に戻って、さらに国家間の対立と抗争も絶えていない。しかし、近年ようやく世界の人々が連帯と共生する社会を実現しようとする動きが強まっていた。そこにコロナのパンデミックが発生し、さらにいのち輝く未来社会をデザインするを掲げて大阪関西万国博覧会が開催されるのは偶然とは思えない。連帯と共生の未来社会を具現化することを求めてコロナがやってきたように思える。

【参考引用文献リスト】

- 1) 多田羅浩三、公衆衛生の思想 歴史からの教訓、医学書院、1999
- 2) 小川鼎三、医学の歴史、中央公論新社、1964.
- 3) 川喜田愛郎：近代医学の史的基盤 上・下、岩波書店、1977.
- 4) ミシェル・モランジュ、佐藤直樹訳、生物科学の歴史 現代の生命思想を理解するために、みすず書房、2017.
- 5) Edwin Chadwick：橋本正己訳、大英帝国における労働人口集団の衛生状態に関する報告書、東京：財団法人日本公衆衛生協会、1990.
- 6) 小畑俊太郎、ベンサムとイングランド国制：国家・教会・世論、慶應義塾大学出版会、2013.
- 7) 高鳥毛敏雄、イギリスにおける医師・専門医と公衆衛生医・専門家の資格認定の変遷、公衆衛生、80：351-355、2016.
- 8) C. E. Newman：Royal College of Physicians of London：450 Years、BMJ；4：108-111、1968
- 9) 小川真理子、病原菌と国家 ヴィクトリア時代の衛生・科学・政治、名古屋大学出版会、2016.

- 10) Halliday, S. Duncan of Liverpool : Britain's first Medical Officer. *Journal of Medical Biography*. 11 (3) : 142-149. 2003.
- 11) Lambert, Royston, Sir John Simon, 1816-1904, and English Social Administration, London : MacGibbon & Kee, 1963.
- 12) 徳永哲、闘うナイチンゲール、花乱社、2018.
- 13) パム・ブラウン著、茅野美と里訳、ナイチンゲール——現在の看護のあり方を確立した、イギリスの不屈の運動家、偕成社、1991.
- 14) 学校法人慈恵大学、東京慈恵会医科大学の130年、<http://www.jikei.ac.jp/news/pdf/history.pdf> (2022年10月2日アクセス)
- 15) 厚生省医務局編、医制百年史：記述編、東京：ぎょうせい、1976.
- 16) 伴忠康、適塾と長与専斎：衛生学と松香私志、大阪：創元社、1987.
- 17) 橋本 正己、大谷 藤郎、公衆衛生の軌跡とベクトル—、医学書院、1990.
- 18) 島尾忠男、結核との闘いから学んだもの 今後の課題、*日本医師会雑誌*、88 : 913-918、1982.
- 19) 厚生労働省、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律。
https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=7999882&dataType=0&pageNo=1 (2022年10月2日アクセス)
- 20) 北村敬、天然痘が消えた、中公新書、中央公論新社、1982.
- 21) 青木純一、結核の社会史—国民病対策の組織化と結核患者の実像を追って、御茶の水書房、2004.
- 22) WHO, *The world health report 1996 - Fighting disease, fostering development*, 1996.
- 23) WHO, *Summary of probable SARS cases with onset of illness from 1 November 2002 to 31 July 2003. (Based on data as of the 31 December 2003.)*
https://www.who.int/csr/sars/country/table2004_04_21/en/ (2022年10月2日アクセス)
- 24) WHO, *International Health Regulations (2005) Third edition*, World Health Organization, 2016.
- 25) 日本WHO協会、世界保健デー2022。
<https://japan-who.or.jp/about-us/world-health-day/2022-2/> (2022年10月2日アクセス)
- 26) 国連開発計画 (UNDP). 2022年特別報告書「人新世の時代における人間の安全保障への新たな脅威より大きな連帯を求めて」、UNDP. 2022.
<https://hdr.undp.org/system/files/documents/srhs2022overviewjppdf.pdf> (2022年10月2日アクセス)
- 27) 公益社団法人2025年日本国際博覧会協会。いのち輝く未来社会のデザイン。
<https://www.expo2025.or.jp/attract/overview/> (2022年10月2日アクセス)
- 28) 日本万国博覧会記念公園。大阪万博。<https://www.expo70-park.jp/cause/expo/> (2022年10月2日アクセス)
- 29) 人間の安全保障委員会。今こそ人間の安全保障の報告書。2003。
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo/03_hakusho/ODA2003/html/kakomi/kk01002.htm (2022年10月2日アクセス)

ポストコロナ時代の観光地経営

近畿大学経営学部・大学院商学研究科教授

高橋 一夫



パンデミックで人の移動が止まってしまった新型コロナウイルス感染症禍（以下、コロナ禍という）において、観光に携わる人たちは、「観光は戻る」と信じていたものの、その時がいつになるのか誰も分からないことに焦燥感が募った。2020年12月からワクチン接種の始まった欧米では、直後から旅行予約が入り始め、誰もがその時を待っていたのだということを知り、改めて観光や移動は人にとってなくてはならないことだと確信したのである。

しかし、元のようにすべての需要が戻るのかは確信が持てるわけではない。そのため、コロナ禍の社会変容によって失ったマーケットに代わる新たなマーケット創造に向けて、どのようなビジネスモデルを立ち上げられるのかに注目が集まる。ここでは、代表的な観光関連企業へのヒアリングとポストコロナに向けて取りまとめた各社の中期経営計画を基に、ポストコロナにおけるマーケット予測及び各社復活のシナリオについて整理する。そのうえで、回復する観光需要の受け手となる観光地経営の方向性について考えていきたい。

なお、本稿では観光地経営を「観光地域において設定される目的を達成するために、持続的・計画的に意思決定をおこなって実行に移し、観光地域の様々な主体と調整しながら観光事業を管理・遂行すること」と定義する。その主体となるのはDMOと観光行政である。

1. コロナ禍の旅行マーケット

－戻る需要と戻らない需要

2020年のGo Toトラベルで東京発着の参加も可能となった同年10月の延べ宿泊者数はコロナ禍前の19年比87%、11月は90%にまで回復した。21年12月は、Go Toトラベルは行われなくても19年比で102%と上昇した。国内旅行マーケットはコロナ禍の改善と一定のインセンティブによって回復基調に乗る可能性は高く、コロナ収束後のニーズを疑う必要はないだろう。コロナ禍の波が来た時は、政府や自治体からの呼びかけに応え、慎重な行動を執るものの、波が収まれば動き出す様子が図1. からも見て取れる。

また、家計の現預金残高が19年までのトレンドと比較して、20年に21兆年、21年は40兆円まで超過貯蓄が積みあがっているという（内閣府「日本経済2020-2021」14頁）。コロナ禍でも自動車や家電などモノは購入できたが、旅行・外食は手控えていたことから、旅行ニーズに資金が伴えば、やがて我慢していた需要が顕在化するだろう。

インバウンドにおいても、「新型コロナが終息し平常に戻った時に、海外旅行をしたいと思うか」との問いにアジアでは90%、欧米豪では80%が「思う」あるいは「どちらかと言えば思う」と答えている（図2. 参照）。行き先で日本を挙げるのは、アジア67%、欧米豪36%（DBJ・JTBフ訪日外国人旅行者の

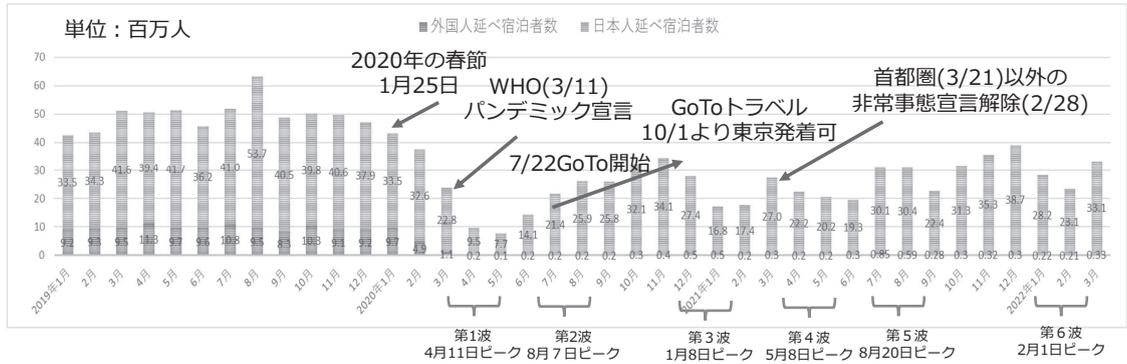


図1. 2019年・20年・21年の延べ宿泊客数の推移
出所：観光庁宿泊旅行統計調査を基に作成

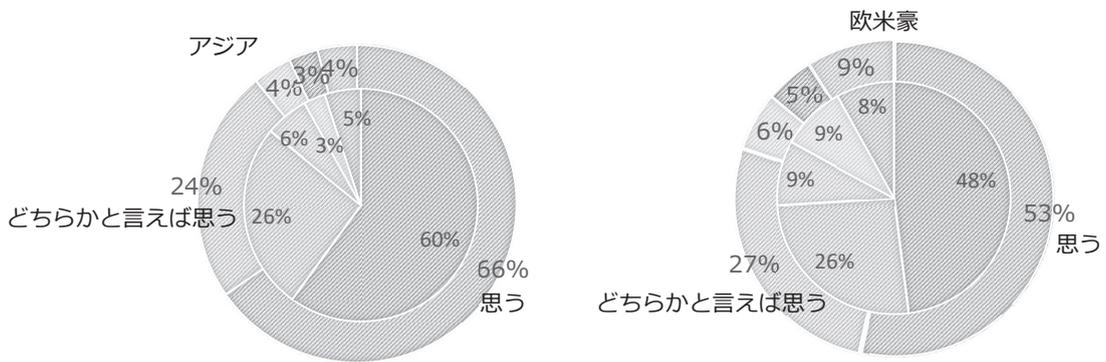


図2. ポストコロナへの期待 出所：DBJ・JTBF訪日外国人旅行者の意向調査20年、21年
注1) アジアは、韓国・中国・台湾・香港・タイ・シンガポール、マレーシア、インドネシア。欧米豪は、米国、豪州、イギリス、フランス
注2) 上から時計回りに、思う、どちらかと言えば思う、どちらかと言えば思わない、思わない、まだ分からないの比率。円グラフの内側が2020年、外側が21年。

意向調査21年)で、依然として日本旅行のニーズは衰えていない。海外の家計貯蓄率(2020年4-6月期OECD資料)もカナダ27%、アメリカ26.1%、オーストラリア22.2%など日本の16.9%を上回り、消費抑制や給付金が貯蓄率を押し上げていることが分かる。こうした貯蓄は一部リベンジ消費に回り始めているが、今後、本格的にこれまで抑制された旅行や外食などに回ることが予想さ

れる。IATA(国際航空運送協会)は23年から24年にかけて、日本の識者の一部¹は、日本は少し遅れ25年には19年並みの国際流動となると予測している。

一方、ビジネス出張においてはセグメントに分けて整理する試みが出ている。21年7月

1 例えば、星野リゾート代表 星野佳路氏(2021年10月1日 日本経済新聞地方経済面 関西経済)

に発表された米国の大手コンサルティングファームであるマッキンゼーのレポート“*The comeback of corporate travel*”では、出張を4つのセグメントに分けて整理している。

- (1) 「決して離れない」セグメント：各地に工場を持っている製造業のマネージャーや現地指導をおこなう現場社員など、出張がビジネスの遂行に不可欠である人たちは、移動の緩和に伴い出張を再開している。調査をした企業の19年の出張支出の15%を占めているという。
- (2) 「二度と戻らない」セグメント：デジタルテクノロジーの進歩によってオンラインで会議や作業を済ませればよく、移動の時間を省ける分だけ生産性が上がると気づいた人たちは出張をする必要はない。19年の出張支出の20%を占める。
- (3) 「FOMO (Fear of Missing out 取り残されることを恐れる)」セグメント：重要な顧客との関係性を維持し育むための出張は19年の出張支出の60%を占めている。企業担当者はライバル企業の出張再開で、相手方が有利な商談につなげることを危惧することは容易に想像できる。出張復活のリバウンド促進となるセグメントだと指摘する。
- (4) 「様子見をする」セグメント：例えば公共部門や学会などの専門家の会議では、リアルに代わってオンラインでセミナーや会議を開催しており、旅行の復活により慎重になる可能性があるという。19年の出張支出の5%を占めている。

上記の(1)と(3)が出張復活につながるとすれば、19年の75%が戻ってくることになる。海外の想定が日本にそのまま当てはまるわけで

はないが、ビジネス需要の回復想定をヒアリングすると、JR西日本の想定はそれに近いものになっているとのことであった。他に日本航空は60%程度、大阪のリーガロイヤルホテルは75%~80%と想定しており、マッキンゼーの調査と同様にビジネス出張の回復には厳しい数字が示された（各社へのヒアリングは文末を参照のこと）。

2. 観光産業のポストコロナの経営戦略を知る

レジャー需要はこれまで同様に戻ってくるものの、ビジネス出張については社会変容により一部に失われる需要があることが前述のヒアリングで確認できた。この章では、ポストコロナに向け20年から21年にかけて取りまとめた中期経営計画とヒアリングに基づき、各社復活のシナリオを整理する。観光地への集客は観光行政とDMOだけでできるものではなく、送客を担う旅行会社や地域への足となる航空会社やJRの戦略にも左右される。観光地経営のポストコロナの戦略構築には、観光企業とのコミュニケーションを欠かすことはできない。

(1) 旅行業界

20年のGo Toトラベルの実施時には、10月初旬に楽天トラベルやじゃらんなどのOTA (Online Travel Agency) で、Go Toトラベルの割引額を一時引き下げる事態が発生した。一方、JTBや日本旅行などの既存大手では35%の割引率が維持されていたことから、OTAに宿泊予約が集中していることが見て取れた。既存大手がオンライン予約等のデジタル化の遅れをどのように取り戻すのか、強みであった法人需要にはどのように対応して

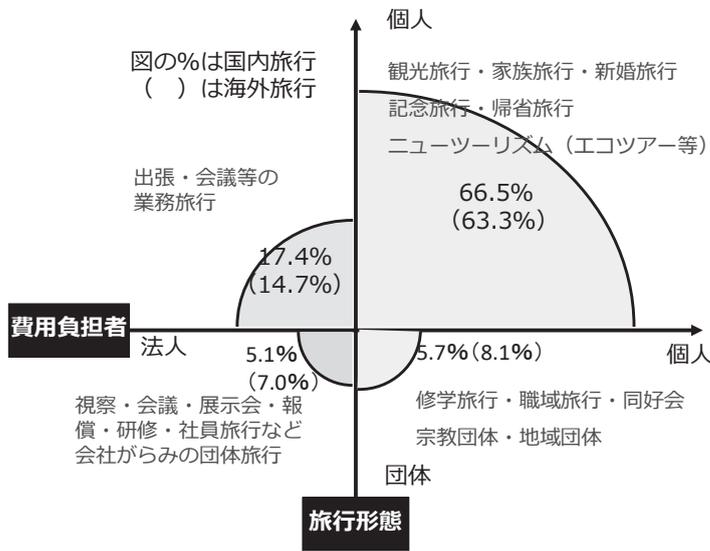


図3. 旅行の負担者別・旅行形態別のシェア (2019年)
出所：(公財)日本交通公社編『旅行年報2020』14頁

いくのかを大手3社 (JTB、日本旅行、近畿日本ツーリスト) の中期経営計画とJTB、日本旅行へのヒアリングを基に整理する。

1) 個人旅行市場

図3. は費用負担者を横軸、旅行形態を縦軸に、旅行市場を4つに区分したものである。新型コロナ前の19年のデータによれば、個人の費用負担によって行われる個人旅行がもっとも市場が大きく、国内旅行では66.5%、海外旅行では63.3%を占めた (図3の第1象限)。この市場はOTAや既存の旅行会社、宿泊・交通事業者の公式予約サイトが入り乱れてシェアを争っている。個人の懐から支出されるレジャー需要は、コロナの収束が見通せれば回復が期待されるマーケットであることは前述した。

ポストコロナに向けて、JTB、日本旅行、近々の3社に共通する取り組みは以下の2

点である。

一つは、WEB販売でのダイナミックパッケージ²の充実が挙げられる。OTAは宿泊予約において、既存の旅行会社に対しアドバンテージがある。宿泊施設の公式サイトは直販を増やしていくために最安値を提示している。また、航空会社やJRのサイトは顧客にとっての利便性や自社クレジットカードとの連動で一般価格よりも安く購入できたり、マイルが貯まりやすくなったりしている。しかし、レジャー目的の個人客は、宿泊と交通費などの旅行費用の総額で、競争的な価格が提示されることを求めている。3社にとっては、宿泊施設や交通機関からの仕入れにあたり、仕入先のレベニューマネジメントを意識

2 インターネット上の複数の選択肢の中から、消費者が航空機、鉄道などの交通機関と宿泊を自由に組み合わせることでパッケージツアー化し、予約・購入する旅行商品。インターネットの発達とともに商品化が可能になった。

して日々変動する価格を商品に反映していけるようにした方が、顧客に対して公式サイトと整合性のある価格提示ができるようになる。様々な宿泊施設や交通機関を組み合わせでダイナミックパッケージ商品の提供を実現し顧客に競争力を示すことで、旅の流通機関としての役割を再び取り戻すことを狙っている。

二つ目は、オンラインとオフラインを統合した顧客接点の取り組みである。旅行商品は、品質が分かりにくかったり価格が変動したりするため、消費者の知覚リスク³が高いことが指摘されている。特にダイナミックパッケージの価格は常に変動していくので、「いつ購入することが得なのか」という不安や懸念が生じやすい。そのため3社は、旅行相談は対面で、予約・決済はオンラインで行い、行程表の受け取りはメールやマイページからのダウンロード、あるいはスマホでの確認で済ませるなど、OMO⁴（Online Merges with Offline）の概念でOTAとの違いを出していこうとしている。テクノロジーの進化と生活スタイルの変化によって、オフラインだけで購買を完結させることはできなくなったと考えた方が、消費者との接点をスムーズに創り上げることができる。

2) 法人需要

図3. の第2、第3象限にあたる需要が法人需要である。第2象限は出張需要で、前述したように「元の通りに戻らない需要」にあ

たり、パイの拡大は難しいと考えられる。これまで設立以来、毎年2桁の伸びで取扱額を拡大してきたJTBビジネストラベルマネジメント社（ビジネス出張を専門に取り扱う会社）も、今後はマーケット全体の取扱額は変わらないことを前提に、マーケット・シェアの拡大を成長戦略としていくという。

第3象限についてもコロナ禍において、旅行はビジネスとは成り得なかった分野である。そのため、これまでのスキルやノウハウ、ブランド価値を活かして事業領域の拡大が求められている。「2020年経済産業省企業活動基本調査（2019年度実績）」では、調査対象27,921社の販売費及び一般管理費（以下、販管費）の1社平均は38.8億円となっている。販売手数料・広告費・拡販費等を含む営業・マーケティング費用は販管費の約2割（小里・松本2016）と言われており、調査対象社合計で20兆円近くの事業機会があると考えられる。職場旅行等の対象となる法定外福利費が2%弱であることを考えるとターゲットとするマーケットボリュームの違いは明らかである。

また、地方自治体はインバウンドの増加に合わせ、地域への誘客、観光消費の拡大による地域の活性化を意図している。しかしこれらの分野は、必ずしも旅行で収益を上げられるというわけではない。コンサルティングやICT導入、観光地（デスティネーション）マーケティング、プロモーション、事業運営・施設運営、BPO（Business Process Outsourcing：自衛隊や自治体がおこなうコロナ禍でのワクチン接種会場の運営業務）などの業務を受託することによりマネタイズ（収益化）していかなければならない。

JTBは抜本的な構造改革に乗り出すとし

3 消費者が商品やサービスの購入にあたって持つ不安や懸念のこと。同じ商品を高値で購入したり、安く購入しても他より品質が劣ることで自身が「安物買いの銭失い」になるなど、購入の失敗への不安があることを指す。

4 オンラインとオフラインを区別することなくシームレスに統合された形で、顧客の購買体験を創り上げていくこと。

て、20年11月には地域や企業に対するソリューション事業を拡大すると発表した。これまでの営業利益における事業費率がツーリズム6割、自治体や観光地向けのエリアソリューション1割、企業向けのビジネスソリューション3割であったものを4:2:4へと変えていき、営業利益を2025年度までに300億円（直近では16年3月期161億円が最高）、28年度には450億円にすると挑戦的な目標を掲げた。日本旅行は、ソリューション分野の高度化・専門化、取扱領域の拡大を通じて収益シェアを19年度の47%から25年度には70%へとアップさせる計画を描いている。近々も、首都圏を中心にしたMICE、それ以外は自治体の観光集客支援、観光集客施設の運営管理、BPOに力を入れているとしている。

(2) 航空業界

1) ビジネス需要がレジャー需要に与える影響

1994年に関西空港が開港したとき、ANAは当時人気であったイタリア・ミラノへの直行便を全席エコノミーシートで飛ばすことになった。しかし、稼働率は高かったものの、ほどなくして路線の運航を休止した。これは売り上げが立っても利益が出ないからに他ならない。エコノミークラスにも、普通運賃と呼ばれるキャンセルや日程変更などの制限がない基本運賃が設定されているが、実際のところは「正規割引運賃（PEX運賃）」と旅行会社のパッケージツアーなどで使われる「IT運賃」で販売されているのが実情である。これらの運賃は普通運賃の半額以下で価格設定されることが多く、そのためエコノミークラスは乗客一人あたりの収益が低いクラスとならざるを得ないのである。

JALやANAのようなフルサービスキャリ

ア（以下、FSC）では、上級席として国際線ではビジネスクラスあるいは中長距離国際線ではファーストクラスが設定されている。路線によっては、価格もエコノミークラスの割引運賃に比べ数倍から十数倍の設定になる。中長距離の国際線は上級席があつてこそ損益のバランスが取れるのである。JALのニューヨーク路線では一時期上級席しかない便があつたほどである。FSCの国際線においては、ビジネスクラス以上を利用する顧客の獲得こそが主戦場になっているといえるだろう。

こうした状況を考えると、FSCの中長距離国際線においては出張が減ることが予想されるため、上級席が埋まらない国際線は廃止あるいは減便が視野にはいる。それはレジャー客を乗せるエコノミー席の減少を意味し、欧米のインバウンド客及び欧米方面向けの日本人海外旅行客用の座席不足については価格上昇が想定されることになる。

一方で、片道4時間以内の路線を運航するビジネスモデルのLCCは、同じエコノミークラスでもシートピッチ幅を狭くするなどして座席数を増やし、収益が上がるように工夫をしている。短距離国際線の路線エリアである東アジア地域についてはビジネス需要が減少しても、インバウンド客や日本人海外旅行客を輸送する足の確保はできるであろう。

2) JALのポストコロナに向けての対応

FSC事業においては機材ポートフォリオも見直しで収益性向上を目指している。コロナ禍による需要縮小に対応して長距離国際線を飛んでいた大型のB777の退役を前倒しで進め、燃費性能や航続距離に優れたA350への置き換えを進めるとのことである。また、

JALが20年6月から運航を開始したLCCのZIP AIRに機材転用をすることにもなっている。従来のLCCが片道4時間以内を中心に中距離を飛ぶビジネスモデルであったのに対し、ZIPAIRは国際線中長距離で事業を展開することになっており、当初は成田を拠点に仁川、バンコク、ホノルルに就航する計画であった。レジャー及びVFR（Visit Friends and Relatives友人親族訪問）市場を成長戦略の柱にできるか否かは、このモデルの成否が大きく影響するだろう。

JALは決算説明資料の中で、「ニューノーマルに向けた事業構造の見直し」に言及している。LCC事業においてはジェットスターと春秋航空日本のLCCパートナーが国内と短距離国際線を、中長距離国際線はZIPAIRが担い、成長するマーケットへの事業強化を図るとしている。海外の出張削減が恒久化しビジネス需要の減少が明らかになっても、航空事業においてはFSCとLCCの事業ポートフォリオの見直しによって、成長性の高いレジャーマーケットへの対応とリスクへの耐性強化の二方面作戦を展開しようとしている。これが思惑通りに進めば、ビジネス需要の減少にあっても訪日インバウンド、日本人の海外旅行の足の確保が進むことになるだろう。

ANAもポストコロナの新常態に適合した「グループエアラインモデル」を早期に構築するため、20年末に資本増強に踏み切るとともに、21年6月1日の社長メッセージでは子会社のエアージャパンを活用した第3ブランドの構築を宣言するなど、成長マーケットへの新たな対応策が示された。22年3月8日のプレスリリースでは、新しく中距離国際線を運航する新ブランドの名称を「Air Japan」とし、国際線の需要回復を見ながら23年度下

期に中距離国際線を就航させるとしている。

3) 非航空事業の強化

両社は非航空事業にも言及しています。特にマイルを核とした顧客基盤は、経済圏の形成にもつながるとして、「ANA X^{エックス} (株)」によるプラットフォーム・ビジネスを展開し、「マイルで生活できる世界」を創るとのことである。22年にリリースするスーパーアプリでのプラットフォーム事業を展開し、マイルをユーザーそれぞれに合った生活シーンで利用できるように「ANA Pay」による決済機能を強化するとしている。また、21年4月1日に既存2社を再編して「ANAあきんど(株)」を設立し、航空セールス事業とともに地域創生事業を展開し始めている。

JALは地域活性化をビジネスとしていくための専属部隊を創設し、地域のDMOや自治体とインバウンド誘致に向けた取り組みを強化し、海外でのダイナミックパッケージ商品の販売とともに需要創造の取り組みをおこなうという。

両社とも、これまでの事業を基盤に、「戻らぬ需要」から成長が期待できるマーケットに向けて、強みが強みとして発揮できるよう非航空事業を展開する計画である。

(3) JR西日本の「地域共生」戦略

JR西日本の営業収益（外部顧客に対する売上高）のうち、コロナ禍で最も影響を受けたのは運輸業で、2021年3月期の決算では前年の51%にとどまった。ほぼコロナ前の決算といえる20年3月期の運輸業収益は9,334億円、うち主力の鉄道は約8,500億円だったとのことである。

コロナ前と比較して回復が難しいのは、近

畿圏での定期券利用客（1,172億円）と新幹線の定期外（4,298億円）の一定数を占めるビジネス出張ではないかと想定されている。20年8月17日厚生労働省検討会資料「テレワークを巡る現状について」によれば、19年にはテレワーク導入企業の割合が20.2%だったが、20年3月の段階で26%、緊急事態宣言後の20年6月には67.3%となったとのことである。一方で、テレワークでの生産性がオフィスでの執務時に比べ低下したとの回答が40%に上るという調査（PR TIMES 20年7月16日「Withコロナ時代、在宅勤務の拡大にテクノロジーが貢献」）もある。日本での雇用は職務記述書に書かれた内容で仕事をすする「ジョブ型」の導入が遅れていることもあり、テレワークがどの程度定着するのか予測は難しい。定期券利用客がどの程度回復するのかは、なかなか見通せない。

前述したように、JR西日本はビジネス出張において、マッキンゼーの予測に近い想定をしているとのことであった。JR西日本は

レジャー目的の顧客は戻る余地があるとしながらも、『JR西日本グループ中期経営計画2022』見直しには「従来のような形の利用には戻らない」ことを前提とした戦略の方向性が示されている。従来の形に戻らないとは、先述の定期券客や出張目的客の減少とそれに伴う関連事業の収益減少を指している。JR西日本の関連事業は不動産、物販・飲食、ショッピングセンター（SC）、ホテル・旅行の4事業を指しているが、不動産業以外は人流の止まったコロナ禍においては営業赤字となっており、人の移動を生み出す運輸事業と業績が連動していることが分かる（表1. 参照）。

JR西日本は行動変容、すなわち人の移動がなくなることによる減収の構造を、鉄道事業と4つの関連事業の知見を活用し、地域と一体になって人が移動するモチベーションを創出する取り組みを「地域共生の深耕」と呼び、新たなマーケットの創造を目指している。グループ会社のJR西日本イノベーション

表1. 直近5年のJR西日本の営業利益（単位：億円）

	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期
営業利益（全体）	1,763	1,913	1,969	1,606	-2,455
1. 運輸業（全体）	1,217	1,303	1,362	1,053	-2,521
2. 流通業（全体）	52	72	61	38	-150
流通業:物販・飲食	51	60	49	34	-128
流通業:百貨店	-1	9	10	2	-21
3. 不動産業（全体）	322	357	356	349	292
不動産業：SC	96	87	96	75	20
不動産業：賃貸・販売	116	173	182	198	189
4. その他（全体）	204	199	212	197	-51
その他：ホテル	24	19	10	-12	-116
その他：旅行	6	2	2	10	-73

*セグメントの内訳は、主な子会社の営業利益の単純合算値で、内訳の合計値はセグメント計と一致しない。
出所：同社WEBサイトの財務・業績情報

ンズを通じて自ら投資をし、コンテンツ整備による地域の魅力向上と、DESTINATION・キャンペーン等のプロモーションを展開して誘客へとつなげるのである。

瀬戸内エリアに当てはめてみると、古民家再生やグランピングなどの滞在施設を整備すること、新幹線に高速クルーザー「シースピカ」を組み合わせて多島美を誇る瀬戸内海の広域周遊を可能とすること、エビやカキの養殖事業を行い地域産品の開発を後押しすることなど、エリアの価値を高める取り組みを始めている。シースピカは関係会社のJR西日本イノベーションズと瀬戸内シーラインの共同出資会社によって建造されている。

「現地に移動する動機」を創ることは、「地域での新たな時間の過ごし方」をデザインし顧客に提案していくことにつながる。ビジネス出張の需要が元に戻らない可能性に鑑み、成長戦略を描けるレジャーマーケットを自ら掘り起こし、需要を創造する方向へと舵を切り始めていることが分かる。

(4) インバウンドの拠点空港、関西空港の運営を担う関西エアポート

関西のインバウンド観光のインフラである関西国際空港（以下、関空）をはじめ大阪国際空港（以下、伊丹）、神戸空港のコンセッション（公共施設等運営権）を持つ関西エアポート株式会社は、ポストコロナにむけてどう向き合っているのだろうか。

簡単に関空の来歴を確認しておこう。関空は世界で初めての完全人工島による海上空港として造成されたこともあり、1期、2期事業合わせて総工費は2兆円に上った。設置・運用・管理が株式会社によって行われるという世界的にも珍しい形態だったが、1.3兆円

（2010年時点）の債務が影響し、12年に空港用地の保有・管理以外の業務を新関西国際空港株式会社（以下、新関空会社）に継承し、併せて関空・伊丹の一体運営が行われることになった。国土交通省は2空港一体運営に際してコンセッションを活用し債務の確実な返済を図ることとした。2空港のコンセッションは、滑走路等の基本施設と旅客ターミナルビル等の所有権を新関空会社に残したまま、民間企業が経営することで効率的な運営を行い、航空ネットワークの充実・強化及び地域の活性化を図ることとされている。

オリックスはフランスのヴァンシエアポート（21年時点で、世界各地の53空港を運営）をパートナーとして、総額2.2兆円で44年間の運営権を獲得し、16年4月1日から両空港の運営を始めた。コロナ前の20年3月期までの決算では、年平均500億円の運営権対価等（定額373億円＋収益連動負担金＋固定資産税等負担金等。これが新関空会社の債務支払い等に充当される）を支払ったうえで300億円前後の純利益を計上していた。

順調なコンセッション運営をしていた関西エアポートだが、コロナ禍では人の移動は大幅に制限され、特に国際線は海外からの入国制限により大きなダメージを受けることとなった。しかし、関西エアポートのCEOである山谷佳之氏は、関空がポストコロナで失う需要はビジネス需要の一部だと指摘している。関空の特徴として、関空の利用客はレジャーが8割を占めており、特にアジアからの利用客がインバウンドの9割を占めている。アジアはコロナ終息後に観光旅行したい国のトップが日本で、その希望は67%となっていることは前述した。関空就航の海外航空会社は70社に及び、うち便数のトップ10は全

てアジアの都市を結ぶネットワークであった（19年冬季スケジュール）。また、関空は成田や羽田と違い、国内線と国際線の比率が2：8で、外国人の利用者が7割を占めることもあり、海外の航空会社が中心の空港である。このため失う需要分は、成長するレジャー需要で取り戻せると考えている。

加えて、関空のトランジット比率は1%にも満たないとのことで、これは後背地の観光的な魅力で、目的地型の空港として海外の航空会社に認知されたことが大きいのだと山谷氏は指摘する。関西エアポートは、関空の競争の源泉でもある地域との関係を強く意識しており、今後は瀬戸内も後背圏と考え、関西のみならず瀬戸内の観光地の玄関として路線誘致をしていこうと計画している。関空から入国し、広島空港から出国するという新たな航空ネットワーク構築など、中四国地域との関係強化も進めていこうとしている。地域の発展につながるマーケティングをおこなうことで、関空も成長をしていくWIN-WINの関

係づくりが求められている。

3. 観光地経営のポストコロナの戦略の方向性

ここまで、規模の大きな観光関連企業と観光インフラを担う企業のポストコロナに向けての経営戦略を垣間見てきた。これらの戦略を知ったうえで観光地経営の方向性を考察する。

(1) 宿泊施設のコロナ禍の状況

観光地域においては宿泊施設を営む事業者がその中核となるが、コロナ禍でどのような状況になっているのだろうか。

大阪のリーガロイヤルホテルは、レジャーはコロナ前と同様に戻ってくるものの、ビジネス出張は75～80%程度の戻りだろうと予測していることは前述した。この予兆ともいえるのが図4である。全国平均で、20年10月、11月はGo Toトラベルで東京発着の参加も可能となったことで、宿泊者数はそれぞれ19年比87%、90%にまで回復していた。仙台

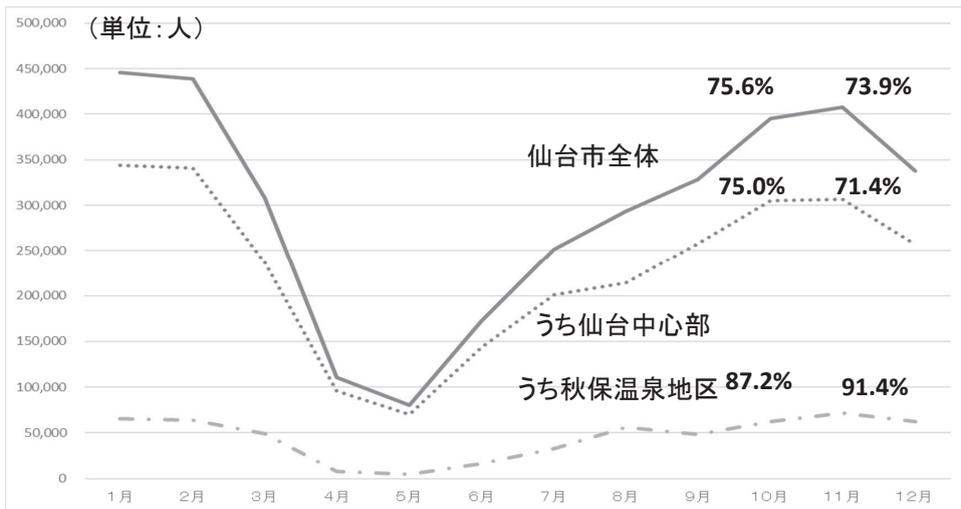


図4. 仙台市の2020年月別宿泊客数の推移
出所：仙台市のデータを基に筆者作成

市内の秋保温泉は、全国平均と同様の数字になっていたが、仙台中心部は10月75%、11月71.4%であった。中心部はホテルが多く、ビジネス出張・MICE関連の宿泊客が戻っていない影響が出ていると考えられる。同様のことは、福岡市にも当てはまる。19年比で10月は38.1%、11月は49.2%（福岡市の観光・MICE 2021年版参照）までしか回復していなかったのである。

この状況は、マッキンゼーが予測し、JALやJR西日本が想定していることと同様に、レジャー需要は戻るがビジネス出張の需要はすべてが19年以前に戻るわけではない、ということを示している。観光地経営の重要な課題は、ビジネス需要回復への新たな提案と戻らない需要に代わる新たな需要創造にある。

(2) ポストコロナの観光地経営の方向性

① 観光地経営の目的を明確にする

観光地経営を担う観光行政とDMOは、観光振興による地域活性化を目的に様々な施策を行っている。ここでいう活性化とは、「ヒト」「モノ」「カネ」が活発に動いている状態をいう。旅行客が増えるだけでは、従来のインフラの容量では賄いきれなくなり、オーバーツーリズムの状態を作り上げるだけである。地域に経済的価値が創出されてこそ活性化していくのである。旅行客数を増やし、観光消費を拡大し、その経済効果が域内に波及するようにしていくことが観光地経営の目的である。この目的が地域の関係者と共有されていれば、ポストコロナの戦略の方向性ははっきりする。「住んでよし、訪れてよし」だけでなく、「稼いでよし」のまちづくりも欠かせない視点なのである。

② 地域の観光事業者に寄り添う

一方で、観光地経営の主体である観光行政もDMOも、彼ら自身が富を生み出すことは基本的にはありえない。行政は各種の環境分析から観光政策を策定する。DMOはその政策に基づいて地域の公共的な観光振興事業をコストミニマムに実行し、成果を出していく自主性をもったプロ集団でなければならない。

観光地経営において最も重要なことは、地域の観光関連事業者に寄り添うことである。事業者の経営の現状と課題は何か、それをどのように解決しようとしているのかを知ることが求められる。地域の事業者の考え（経営戦略）を知り、彼らが連携している交通機関や旅行会社の経営戦略を知ることによって、行政・DMOの立場で何をおこなうべきかが見えてくる。もちろん、他の要因から政策や事業計画を立てることもあるだろう。しかし、パンデミック後の復興期においては、事業者に寄り添うことをスタートとしなければならない。

出張などのビジネス需要の減少は、平日の宿泊需要をどう創出するかという課題に直結する。徹底的なMICE誘致、富裕層の受け入れを進めるための高付加価値化、平日需要につながるインバウンド・マーケティングの推進、高齢者マーケット対策の政策は必須であろう。神戸観光局の幹部職員によれば、コロナ期に開催された学術会議参加者の約半数は対面参加だが、セッションの数は従来通りあるため、使用する会議室は減らないとのことである。しかし、ホテルにとっては対面参加者が減少すれば、宿泊客数は元に戻るわけではない。そこで、富裕層も意識した高付加価値化によって、客室単価の向上を目指すこと

も求められる。

インバウンド需要は平日対策として推進するだけではない。例えば、日本人の需要が減少したスキーにおいてはニセコ、白馬がオーストラリアを中心としたインバウンドでスキー人気を取り戻した。また、高山市が宿泊客数のオフピーク期である4月に、桜と高山祭でインバウンド集客をすすめ、季節性の解消にもつなげるなど、国内旅行者とのバランスの取れたマーケティングで地元で経済価値をもたらしている。

③ デジタルへの活路

パリのDMOにヒアリングをした際、担当者から「マーケティングは特におこなっていない」と言われたことがある。その意味するところは、「世界でパリの名を知らない人、イメージがわからない人はどれ程いるのでしょうか」とのことであった。ニューヨークのDMOも同様で、ブランドが既に出来上がっているからこそ、「時代を先取りしたコミュニケーションを展開する」とのことであった。例えばLGBT+Qに優しい街だということの間接的に伝えることで、マーケットの拡大ができるとの考え方であった。しかし、こうした世界に通用するブランド価値をもったデスティネーションばかりではない。消費者に向けてその地域の認知度を上げ、訪問意向を高めるために地域への興味・関心をどう持ってもらうのかに知恵を絞っているところがほとんどである。そうした「ほとんどの地域」は、コストミニマムかつインバウンドを意識した取り組みには、デジタルでのマーケティングの展開は必須である。

兵庫県豊岡市のDMOでは、城崎温泉の各旅館の宿泊データを共有することで季節ごと

の需要予測を行っているが、旅館自身も他社のデータと比較し宿泊料金や宿泊プランを工夫する取り組みも生まれている。また、宿泊客にストレスのないおもてなしを提供しようとする、従業員を増やす必要があるが、経営の視点から見れば、労働生産性を高めることで乗り切り、安易な増員はしたくない。そのため、有馬グランドホテルでは、BPR（社内の業務内容や業務フロー、組織構造等の見直し）を行い、PMS（プロパティマネジメントシステム：予約や客室管理を行う際に利用する宿泊施設用システム）と連動するオペレーションシステムの独自開発を行った。各地の温泉でも、DXの導入が新たな価値を生み出している。

4. まとめにかえて

コロナによって社会の行動変容が大きく進んだ。観光の分野でも、オンラインで会議を済ませ、移動の時間を省ける分だけ生産性が上がると気づいた人たちはわざわざ出張をすることはなくなってきている。しかし、出張がすべてオンラインに取って代わるのではなく、セグメント（区分）して考えることが必要で、戻らない需要を見極めること、逆に新たな市場創造をすることがポストコロナを迎えるにあたって必要だということが見えてきた。また、旅行がすべて個人サービス化するか、非対面あるいは無人化するとも言われたが、マスクはすれども対面サービスはなくなってはいない。ワーケーションもどこまで定着するのかなど、毎日がその現場にいる事業者との情報交換は欠かせない。

ポストコロナ時代の観光地経営は、誰のため、何のためになされるのか目的を再確認し、時代の環境に即した観光政策と観光地

マーケティングを着実にこなうことが求められる。

【引用・参考文献】

- ・「『JR西日本グループ中期経営計画2022』見直し」西日本旅客鉄道㈱ 2020年10月30日
- ・McKinsey & Company“‘The comeback of corporate travel: How should companies be planning?’” July 2021
- ・OECDデータ「2020年4-6月期 家計貯蓄率」
<https://data.oecd.org/hha/household-savings-forecast.htm>
2022年2月15日取得
- ・PR TIMES 2020年7月16日リリース「Withコロナ時代、在宅勤務の拡大にテクノロジーが貢献-日本では生産性の低さを40%が懸念: レノボ国際調査」<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000018.000013608.html> (2022年8月15日取得)
- ・内閣府政策統括官「日本経済2020-2021 - 感染症の危機から立ち上がる日本経済-」2021年3月
- ・日本政策投資銀行・(公財)日本交通公社「DBJ・JTBFアジア・欧米豪 訪日外国人旅行者の意向調査」2020年8月
- ・日本政策投資銀行・(公財)日本交通公社「DBJ・JTBFアジア・欧米豪 訪日外国人旅行者の意向調査」2021年5月
- ・(公財)日本交通公社編『旅行年報2020』2020年10月
- ・高橋一夫『DMO-観光地経営のイノベーション』学芸出版社、2017年
- ・高橋一夫「観光業界はコロナを乗り越えられるか」日本経済新聞社『日経グローバル』NO. 409、2021年4月5日、同NO411、2021年5月3日、同NO413、2021年6月7日、同NO415、2021年7月5日、同NO417、2021年8月2日、同NO427、2022年1月3日、同NO429、2022年2月7日
- ・高橋一夫「ポストコロナに向けた観光産業の経営計画」日本観光研究会学会機関紙『観光研究』Vol. 33、No2、84~89頁
- ・小里貴宏・松本博樹「旅行業」高橋一夫・柏木千春編著『1からの観光事業論』碩学舎、2016年

【ヒアリング】肩書は当時のもの

- ・2021年4月9日日本航空株式会社 産学連携部長 生稲芳彦氏、担当部長 長谷川正人氏
- ・2021年5月7日株式会社日本旅行執行役員 東日本営業本部長 関昌博氏
- ・2021年5月12日株式会社JT総合研究所 取締役執行役員 小里貴宏氏
- ・2021年7月13日西日本旅客鉄道株式会社 営業本部副本部長 財剛啓氏

- ・2021年9月17日株式会社リーガロイヤルホテル 取締役 田沼直之氏、経営企画部長 福田和師氏
- ・2021年10月5日株式会社中の坊(有馬グランドホテル) 代表取締役社長 梶木実氏
- ・2022年1月6日 関西エアポート株式会社 代表取締役社長CEO山谷佳之氏、渉外部次長 北林弘幹氏

【セミナー】

- ・2022年6月29日『ひょうご観光本部・芸術文化観光専門職大学連携事業セミナー』一般社団法人豊岡観光イノベーション経営企画部長 石本顕一氏「豊岡観光イノベーションの取組みについて」

ポストコロナにおける金融機関の中小企業支援 —資金繰り支援から金融を超えた本業支援に—



神戸大学経済経営研究所長

家森 信善

1. はじめに

大きな負のショックの発生

新型コロナウイルス感染症による経済ショックは中小企業に大きな影響を与えた。図1は、日本銀行短観に基づいて、中小企業の業況DIの推移を示したものである。図には、全国の計数と兵庫県の計数とを示している。

グローバル金融危機の影響で2010年頃の業況DIが低いが、その後、業況DIは改善傾向であった。しかし、コロナ禍によって、2020年に驚くほどの急激さと深さで落ち込んでい

る。コロナ禍はこれまで経験したことのなかった負のショックを与えたのである。

図1には、全国の計数と並んで、兵庫県の計数についても示している。兵庫県の業況DIはほとんどの時期において、全国を下回っている。コロナ禍での落ち込みも、兵庫県の方が全国に比べて大きく、2020年6月のボトムは、全国が-33であるのに対して、兵庫県は-42であった。

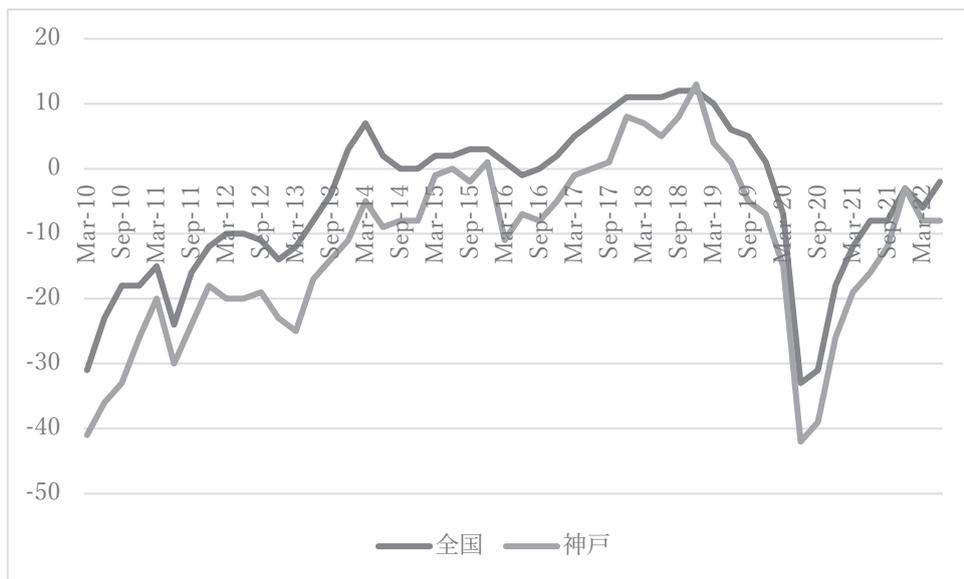


図1 コロナ禍の中小企業の業況DIの推移（全国と兵庫県）

注）全規模、全業種のDI。

出所）日本銀行本店および神戸支店。

回避できた極度の資金繰り悪化

図2は、日本銀行短観に基づいて、資金繰りDIの推移を示している。

資金繰りDIも2010年以降改善傾向が見られたが、コロナ禍によって大きく落ち込んでいる。ただ、業況DIほどの深い落ち込みとはなっておらず、2010年頃の資金繰りDIが-10を下回っていたのと比べると、コロナ禍による資金繰りDIの低下は軽微であった。

なお、全国と兵庫県の資金繰りDIを比較すると、業況DIと対照的に、兵庫県が全国を傾向的に上回っている。コロナ禍でのボトムにおいても、兵庫県の中小企業の資金繰りDIはプラス5に踏みとどまっていた。

資金繰りDIからわかるように、業況は悪化したが生産DIがプラスだったので、企業倒産は抑制されてきた。東京商工リサーチの調べによると、全国の企業倒産は、2019年度が8,631件であったが、2020年度に7,165件に減

少し、2021年度には5,980件まで減っている。

兵庫県に関しても同様であり、企業倒産数は、2019年度の471件が、2020年度には396件に減少し、2021年度には229件へと大きく減っている。

コロナ禍による業況の大幅な悪化にもかかわらず、企業倒産が減るほどまでに強力な資金繰り支援が行われたのが、コロナ禍での中小企業金融の特徴である。

兵庫では金融機関借入は緩やかに増加

資金繰りDIの悪化の程度が小さかったのは、実際に多くの中小企業が資金を借りることができたからである。それを可能にした政策の代表的なものが、実質的に金利・保証料がゼロになる、ゼロゼロ融資である。これは、売上高が大きく減少した中小企業等が、融資期間10年以内（うち据置期間5年以内）で、融資上限額4,000万円（当初3,000万円）

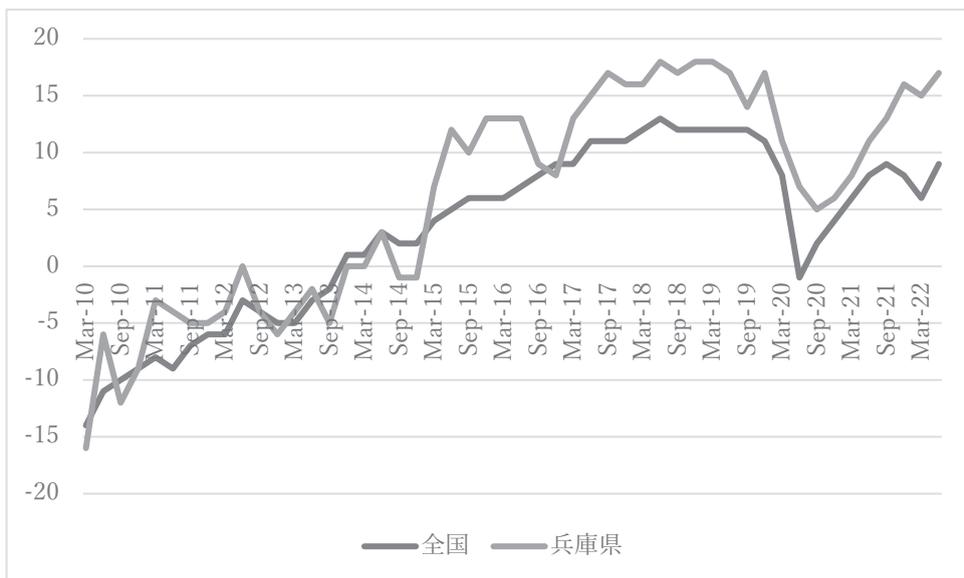


図2 コロナ禍の中小企業の資金繰りDIの推移 (全国と兵庫県)
出所) 日本銀行本店および神戸支店。

の融資を受けられ、保証料は全融資期間分が補助され、利払いがゼロになるように利子補給が当初3年間実施されるというものであった。

中小企業庁によると、コロナ禍で政府の支援を受けた融資（ゼロゼロ融資以外も含む）は政府系金融機関で約18兆円、民間金融機関で約37兆円で、合計55兆円ほどに上っている¹。中小企業の借入は、コロナ前に比べて短期間の間に1割ほど増えている。

都道府県レベルでの中小企業貸出の動向に注目したいので、大企業貸出の影響が大きい銀行貸出残高ではなく、ここでは信用金庫の貸出残高に注目してみることにした。図3は、全国と兵庫県の信用金庫貸出残高の前年同月比の推移を示している。

図3をみると、もともと1%程度の伸び率で推移していたものが、2020年5～7月に急激に伸びていることがわかる。兵庫県と全国の傾向はおおよそよく似ているが、兵庫県の方が貸出金の伸びは小さかった。2020年3月末と2022年3月末と比較すると、全国では7.9%増加しているが、兵庫県では4.0%である。ちなみに、銀行貸出に関しては、全国は6.7%増えているが、兵庫県では0.4%増であった。銀行と信用金庫の合計で、兵庫県内の貸出は151兆円から153兆円に2兆円増えたにとどまっている。

上で見たように、兵庫県企業の資金繰りDIが全国比で悪化しているわけではなかったことから、兵庫県の中小企業は、債務の膨張を抑制して、コロナ危機に対応できたこと

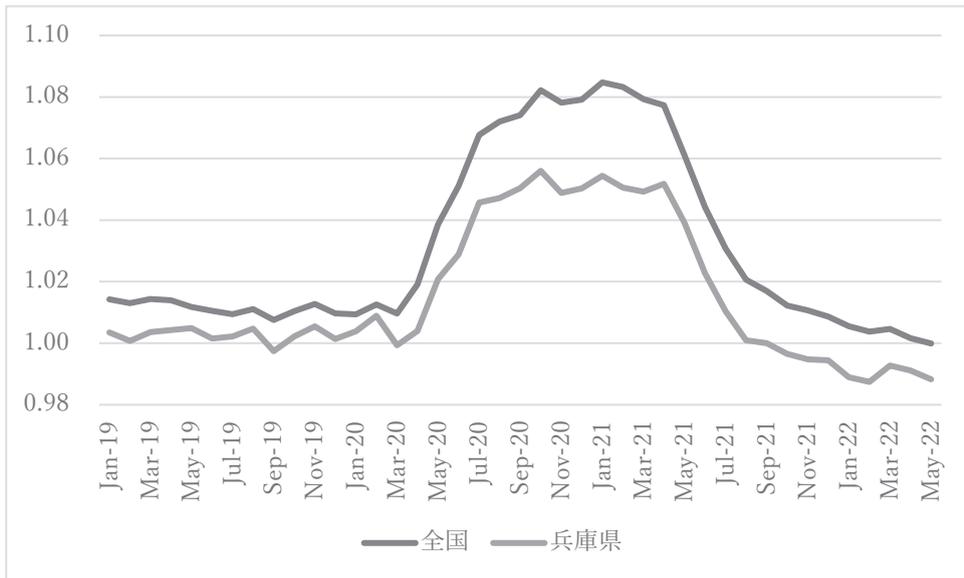


図3 信用金庫の貸出金の前年同月比の推移
出所) 日本銀行本店および神戸支店。

1 中小企業庁「ウィズコロナ・ポストコロナの間接金融のあり方について」(2022年6月6日)
https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/shingikai/kinyu/tyukan_torimatome/s01.pdf

になる。

ただ、中小企業の状況は各社によって大きく異なっていることから、コロナ禍のような限界的な状況を平均値で判断をすることには限界がある。そこで、本稿では、筆者がコロナ禍の時期に行った2つの企業アンケートから、兵庫県内の企業の回答結果を紹介することで、コロナ禍での兵庫県の中小企業金融の状況および、そこから得られるポストコロナの兵庫の地域金融の課題について分析する。

なお、便宜的に、2020年10月調査をコロナ禍フェーズ1、2021年10月調査をコロナ禍フェーズ2に関する調査として説明する。

2. 2020年（コロナ禍フェーズ1）における県内の中小企業金融

2020年調査の概要

筆者は、2020年10月26日～11月2日に、「金融機関の経営統合に関する中小企業の意識調査」を実施した。主な目的は、金融機関の経営統合に対する企業の意識を調査するためであり、4,500社からの回答を集めた。この調査では、兵庫県からも243社の回答を得ている。そこで、この兵庫県企業の回答と、兵庫

県以外の4,257社の回答（簡単化のために全国と呼ぶ）を比較しながら、調査時点であるコロナ禍フェーズ1における兵庫県企業の状況を分析する。

回答企業の常用従業員数は、「1人」32.9%、「2～5人」34.2%、「6～10人」9.5%となっており、10人以下が76%を超えている。結果を解釈する上で、小規模企業が中心の回答だという点に留意が必要である。ただし、小規模企業ほどコロナ禍の影響は大きかったと考えられることから、興味深いサンプルであろう。なお、調査結果の詳細は、家森・播磨谷・小塚・海野（2021）を参照して欲しい。

メインバンクの業態

表1は、回答企業のメインバンクの業態について示している。兵庫県の場合、太陽神戸銀行が本店を置いていた歴史もあり、大手銀行（都市銀行・信託銀行など）をメインバンクとしている企業が5割近い。また、信用金庫のシェアも高い。その分、地域銀行（地方銀行と第2地方銀行）の比率は低い。表の最下行に示した帝国データバンクのメインバン

表1 メインバンクの状況

		大手銀行	地域銀行 (地方銀行・ 第二地方銀行)	信用金庫	信用組合	政府系 金融機関
回答者	全国	25.5%	54.9%	16.0%	2.5%	1.2%
	兵庫県	48.1%	17.3%	33.7%	0.8%	0.0%
(参考1) 兵庫県・貸出金残高		30.4%	33.9%	23.5%	3.3%	—
(参考2) 兵庫県・メインバンク		29.68%	21.42%	38.97%	3.36%	—

(注1)「全国」は、兵庫県を除く回答者として定義している。以下同じ。

(注2)「貸出金残高」は『金融ジャーナル増刊号 金融マップ 2021年版』に掲載された2020年3月期の値。

(注3)「メインバンク」は、帝国データバンク「第19回兵庫県メインバンク調査」(2021年12月)に基づく。

ク統計と比べると、大手銀行の比率が高いが、小規模企業では（どこの金融機関でも同じだとして）大手銀行をメインバンクとしている例が多いことなどが影響している。

中期経営計画とコロナショック

本調査では、「2020年2月頃から発生した新型コロナウイルス感染症は、貴社にどのような影響を与えていますか」と尋ねてみた。具体的には、売上について5段階評価で尋ねているので、それと中期経営計画の整備状況の関係を調べてみたのが表2である。

「具体的な目標の入った経営計画がある」という775社では、（コロナ禍で）「売上が大きく落ちた」比率は27.0%であり、「経営者の頭の中にはあるが、具体的な作成はしてい

ない」や「経営計画はない」といった中期経営計画が未整備の企業群に比べて、有意に少ない。しっかりとした経営計画があることがコロナ禍のようなショックに対しても有効であることがわかる。

表3は兵庫県企業の経営計画の保有状況を示している。「具体的な目標の入った経営計画がある」は全国より若干多いだけであるが、「具体的な目標のっていない大まかな経営計画がある」は8.7%ポイントも兵庫県が大きい。兵庫県企業での経営計画の整備状況は全国を上回っていると言える。こうした日頃の経営者の努力は、大きなショック時の対応能力を高めているものと考えられる。

ただし、全国比で高いとは言え、「具体的な目標の入った経営計画がある」は2割以下

表2 コロナショックと中期経営計画

	売上が大きく落ちた	売上が少し落ちた	売上は変化しなかった	売上は少し増加した	売上は大きく増加した	回答者数
具体的な目標の入った経営計画がある	27.0%	32.5%	27.4%	9.0%	4.1%	775
具体的な目標のっていない大まかな経営計画がある	29.0%	40.1%	23.5%	6.5%	1.0%	1,091
経営者の頭の中にはあるが、具体的な作成はしていない	37.8%	34.5%	22.7%	3.9%	1.1%	1,470
経営計画はない	32.2%	33.9%	29.1%	4.2%	0.5%	1,164

表3 兵庫県企業の中期経営計画

	兵庫県	全国
具体的な目標の入った経営計画がある	18.9%	17.1%
具体的な目標のっていない大まかな経営計画がある	32.5%	23.8%
経営者の頭の中にはあるが、具体的な作成はしていない	27.6%	33.0%
経営計画はない	21.0%	26.1%

であり、より一層の努力が求められていることは言うまでもない。

事業の強みとコロナショック

本調査では、「既存の同業者と比べて、事業内容（商品・サービスの内容、対象とする市場など）に新しい点や強みがありますか」と尋ねている。その回答と、コロナ禍での売上の状況との関係を示したのが、表4である。

「(新しい点や強みが) 大いにある」という447社についてみると、「売上が大きく落ちた」のは27.7%であるが、「強み」が弱くなるほどこの比率は上がり、「まったくない」という507社では38.5%まで上がる。

平常時から事業の強みを磨いておくことが、コロナ禍のようなショックに対しても耐性を高めることになるのである。この点でも、金融機関の日常的な経営支援の重要性が示唆される。

図表には示していないが、兵庫県企業では、「(新しい点や強みが) 大いにある」が10.3%（全国では9.9%）、「多少ある」が46.9%（同42.0%）となっており、全国に比べて「強み」がある企業が多い。したがって、この面からは、兵庫県企業は全国比でショックに対する耐性が強いといえる。

このように、中期経営計画の整備や事業の

強みの磨き上げといった点で、兵庫県企業はコロナに対する耐性が全国比で高かったと評価できる。今後、金融機関の日常的な支援によって、こうした面での取り組みをさらに強化するべきである。

経営者の困りごと

本調査では、経営者として苦勞していることをコロナ禍前（2019年末ごろ）と調査時点（2020年10月）の2点について尋ねている。その回答結果を兵庫県と全国に分けて整理したのが、表5である。

兵庫県企業と全国企業のいずれでも、コロナ禍の前後で最も大きな変化があったのは、「資金繰り、資金調達」であった。兵庫県企業では、11.9%から20.2%に急増しており、コロナ禍フェーズ1において、資金繰りに不安を感じた事業者が増えたことがわかる。

しかし、「資金繰り、資金調達」の選択率は、兵庫県の方が全国よりも小さい。実際、コロナ禍フェーズ1における資金繰りについて尋ねた質問の回答を見ると（表6）、兵庫県企業では、「資金繰りに悪い影響はなかったが、念のために借入を行った」との回答が21.0%（全国13.8%）であり、全国に比べると資金繰りの問題は少なかったことが裏付けられる。

兵庫県の企業支援を考えていく上で重要な

表4 コロナショックと事業の強み

	売上が大きく落ちた	売上が少し落ちた	売上は変化しなかった	売上は少し増加した	売上は大きく増加した	回答者数
大いにある	27.7%	28.6%	27.5%	10.7%	5.4%	447
多少ある	30.0%	38.3%	24.0%	6.4%	1.3%	1,901
あまりない	34.4%	35.1%	25.7%	3.8%	0.9%	1,645
まったくない	38.5%	30.8%	27.4%	3.0%	0.4%	507

表5 コロナ禍前とコロナ禍フェーズ1の困りごと

	兵庫県企業		全国	
	2019年末	2020年10月	2019年末	2020年10月
顧客・販路の確保や開拓	39.1%	40.7%	35.0%	39.4%
従業員（非経営層）の確保、人材育成	25.1%	22.6%	24.8%	21.0%
資金繰り、資金調達	11.9%	20.2%	16.4%	23.7%
取扱商品やサービスについての知識、企画力、開発力の不足	20.2%	17.3%	17.3%	15.5%
後継者の不在・未決定	17.3%	17.3%	18.7%	17.1%
仕入先・外注先の確保や開拓	14.4%	14.8%	12.8%	13.1%
財務・税務・法務の知識の不足	9.9%	10.7%	11.6%	11.4%
経営についての外部の相談相手の不在	10.7%	10.3%	9.4%	8.9%
経営層の人材の不足	9.5%	9.5%	9.9%	8.6%
その他	0.0%	0.0%	0.5%	0.7%
特になし／当時は経営者ではない	30.0%	29.6%	32.5%	30.3%

表6 コロナ禍フェーズ1における資金繰りの状況

	兵庫県	全国
資金繰りが厳しくなり、借入を行った	12.8%	12.4%
資金繰りが厳しくなったが、借入を行っていない	25.5%	31.3%
資金繰りに悪い影響はなかったが、念のために借入を行った	21.0%	13.8%
資金繰りに悪い影響はなかったため、借入を行っていない	40.7%	42.5%

点は、表5のほとんどの項目で、全国企業に比べて兵庫県企業の方が苦労しているとの回答が多い点である。全国に比べて、兵庫県において、金融を超えた支援のニーズがより強いことがうかがえる。

金融機関との関係性

金融を超えた支援の前提は、金融機関と企業の間にはしっかりと関係が築かれていることである。そこで、本調査では、「メインバンクの貴社の担当者は、貴社がさまざまな相談をした場合、親身に対応してくれると思いますか」と尋ねてみた。その結果が表7に

まとめられている。

「強くそう思う」の回答は、全国が5.5%であるのに対して、兵庫県では3.3%であった。「ある程度そう思う」は逆に兵庫県の方が多くのであるが、県全体としてみると、十分な関係性が築けているわけではない。

同様の趣旨から、「今、貴社が経営上の困難に直面したとき、まず相談する外部者は次の中の誰でしょうか」と尋ねてみた。最も多かったのは、「顧問税理士・公認会計士」が23.0%（兵庫県）であり、「メインバンク」は15.6%（同）にとどまり、7.4%ポイントも引き離されていた（表8）。

全国でも「顧問税理士・公認会計士」、「メインバンク」の順であるが、両者の差は3.5%ポイントであり、兵庫に比べるとかなり小さい。ポストコロナでの支援を強化していく上で、県内金融機関と顧客企業間の信頼関係が十分ではない心配がある。

3. 2021年（コロナ禍フェーズ2）における県内の中小企業金融

筆者らは、一橋大学経済研究所 共同利用・共同研究拠点事業の助成を受けて、2021年10月に中小企業2,500社に対して、「ポストコロナにおける金融機関による企業支援と事業性評価に関する企業意識」を実施した。この調査では、回答企業は、従業員数を300人までに限定した。また、自分一人だけの企業（個人事業を含む）についても対象としないことにした。調査結果の詳細については、家森・浅井・相澤・尾島・海野・橋本（2022）を参照して欲しい。

回答企業を従業員規模で整理すると、1人企業（回答者以外に1名の従業員）が10.8

%、2～5人企業が38.7%を占めており、6～10人企業が15.1%、11人以上の企業が35.4%を占めている。直近の決算期では、赤字が37.0%、黒字が59.8%であり、コロナ禍にもかかわらず回答者の6割は直近に黒字である。

このアンケート調査では、兵庫県の企業が118社回答している。兵庫県企業の回答結果と、全国企業の回答結果とを比較することで、コロナ禍フェーズ2での兵庫県における中小企業金融の特徴を明らかにし、さらに、ポストコロナでの課題について検討したい。

コロナ禍での金融機関からの借入

本調査では、「新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、資金を借り入れましたか」と尋ねてみた。その回答結果が、表9である。兵庫県企業では、「借り入れていない」の比率が高い。図3で信用金庫の貸出が兵庫県は全国比で伸びが小さいことを指摘したが、その結果と符合する結果であった。

表7 メインバンクは親身に対応してくれるか

	強くそう思う	ある程度そう思う	あまりそう思わない	まったく思わない	担当者はいない	わからない
兵庫県	3.3%	37.4%	18.9%	9.1%	16.0%	15.2%
全国	5.5%	32.7%	17.5%	7.9%	21.5%	14.8%

表8 経営困難時に最初に相談する先

	顧問税理士・公認会計士	メインバンク	取引先・同業者仲間	公的金融機関	商工会	商工会議所	親会社	外部の専門家・コンサルタント	融機関以外の民間金融	メインバンク以外の民間金融	信用保証協会	相談しない
兵庫県	23.0%	15.6%	10.7%	5.3%	5.3%	5.3%	4.9%	2.1%	2.1%	14.0%		
全国	20.5%	17.0%	10.4%	3.6%	5.4%	3.8%	2.5%	1.5%	0.7%	20.1%		

表9 コロナ禍における金融機関借入

	兵庫県	全国
1. メインバンクから借り入れた	18.6%	21.5%
2. メインバンク以外の民間金融機関から借り入れた	7.6%	10.1%
3. メインバンク以外の政府系金融機関から借り入れた	10.2%	14.5%
4. 上記以外の借り入れを行った	0.8%	0.8%
5. 借り入れていない	70.3%	63.6%
回答者数	118	2,500

コロナ禍での金融機関借入の理由

コロナ禍での金融機関から借入をした企業に対して、その借入の理由を聞いてみた結果が、表10である。兵庫県企業で最も多いのは「念のために手元資金を厚くするため」であり、全国の水準より若干高めであるが、ほぼ半分の企業が「念のため」の借入である傾向は同様である。

全国の傾向と兵庫県の傾向で大きな違いが見られたのは、「既存事業での設備投資や事業拡張のため」と「保証料・金利負担がないため」である。前者は、兵庫県企業の方が14%ポイント以上多く、後者は10%ポイント少ない。全国に比べると、兵庫県企業では前向きな資金として借入が行われていたことになる。

コロナ禍フェーズ2までのメインバンクの対応

ところで、コロナ禍での金融機関の対応は資金繰り支援という面では成果があったと指摘してきたが、企業はどのように評価しているのだろうか。表11は、コロナ禍のフェーズ2におけるメインバンクの対応を評価してもらった結果である。

少しでも評価する企業が52.1%と過半数を超えている。総じて評価されていると言える。ただ、「全く評価しない」が1割を超えており、「あまり評価しない」を含めると2割を超える。少なくとも、全国と比べて、顕著に評価が高いわけではない。

表10 コロナ禍での金融機関借入の理由

	兵庫県	全国
念のために手元資金を厚くするため	51.4%	48.4%
各種の支払い（給与、家賃、税金、仕入代金など）をまかなうため	37.1%	39.1%
既存事業での設備投資や事業拡張のため	28.6%	14.4%
金融機関から勧められたため	20.0%	15.1%
保証料・金利負担がないため	17.1%	27.2%
既借入の返済のため	11.4%	14.2%
新しい事業に進出するため	8.6%	7.4%
その他	0.0%	0.3%
回答者数	35	911

表11 コロナ禍でのメインバンクの対応の評価

	兵庫県	全国
全く評価しない	11.3%	7.4%
あまり評価しない	10.4%	16.0%
少し評価する	25.2%	22.4%
ある程度評価する	24.3%	24.5%
高く評価する	2.6%	5.0%
わからない/該当はない	26.1%	24.7%
回答者数	115	2,439

メインバンクとの関係性の特徴

表12は、メインバンクとの関係性について尋ねた質問への回答である。兵庫県企業では、「借入が必要になれば、メインバンクだけに相談する」が最も多いが、「借入ができれば、どこの金融機関でも構わない」もほぼ同じ水準である。全国では、この2つの差が9.1%ポイントあるのとは対照的である。兵庫県では、メインバンクとの強固な関係を持つ企業がいる一方で、非常にドライな関係し

か持たない企業もほぼ同数いるのである。

ただ、「他の金融機関の金利が少しでも安い場合は、メインバンク以外からの借入を検討したい」という、金利に非常に敏感な企業の比率は、全国平均よりは6%ポイントほど低い。したがって、兵庫県企業は金利以外の訴求によってメインバンク関係を強化できる可能性がある。

表12 メインバンクとの関係性

	兵庫県	全国
借入が必要になれば、メインバンクだけに相談する	28.7%	32.5%
借入ができれば、どこの金融機関でも構わない	25.2%	23.4%
他の金融機関の金利が少しでも安い場合は、メインバンク以外からの借入を検討したい	13.0%	19.4%
メインバンクに対して、常に安定的に必要な資金供給に応じてくれるという信頼感がある	13.0%	12.7%
メインバンクの担当者や支店長は、貴社の数字に表れない強みについても十分理解してくれている	11.3%	10.2%
他の金融機関の金利より高くても、メインバンクからの借入を優先したい	7.0%	5.2%
借入以外の相談（例 新しい販売先の開拓）についても、対応してくれる	7.0%	8.4%
意味のある関係性が築けているわけではない	21.7%	25.5%
わからない/メインバンクは持っていない	7.0%	7.2%
回答者数	115	2,439

メインバンクの助言や情報提供機能

ポストコロナにおいてニューノーマルへ対応するために、中小企業は従来とは異なった事業内容や製品・サービスの提供に挑戦しなければならない。そうした際に、金融機関による助言や支援が不可欠である。表13は、メインバンクからこれまでに助言や情報を得たことがあるかを尋ねた質問への回答結果である。

兵庫県企業では、全国に比べて「上記の項目のいずれも該当しない」（つまり、助言や情報提供を受けたことがない）企業の比率が高い。たとえば、「新しい販売先」について全国では9.4%であるが、兵庫県企業では7.0%にとどまっている。

表13の右側には、情報提供を受けた結果、経営改善につながったか否かについての質問への回答も示している。「新しい販売先」について「経営改善につながった」との回答は、全国では4.3%あるが、兵庫県では0.9%にとどまっている。すべての項目について、全国に比べて低くなっており、兵庫県においては

金融機関の経営支援による成功体験が乏しいことがわかる。

県内金融機関の非金融的な支援の弱さは、ポストコロナにおいて、兵庫県経済の発展にとっての大きな障害となりかねない。

コロナ借入の返済見込み

表14は、コロナ禍での金融機関借入についての返済の見込みについて尋ねた結果である。表13の回答結果と符合するが、兵庫県企業では「全く不安はない」が全国に比べて17%ポイントも多い。もちろん、かなりの不安がある企業が6%あり、絶対水準としては決して少ないわけではないが、全国比で見ると、コロナ借入の痛手は相対的に浅かったと判断できる。

ポストコロナに向けた反転攻勢において、兵庫県企業は相対的に有利な位置にいても言える。

表13 メインバンクからの助言や情報の提供

	助言や情報提供を受けた		経営改善につながった	
	兵庫県	全国	兵庫県	全国
① 新しい販売先	7.0%	9.4%	0.9%	4.3%
② 新しい仕入先	4.3%	4.8%	1.7%	1.8%
③ 新しい技術やその技術の入手方法	0.9%	2.5%	0.0%	1.2%
④ 新商品や新規事業	5.2%	5.7%	1.7%	2.0%
⑤ 人材の紹介（中途採用者の紹介など）	3.5%	4.4%	0.9%	1.5%
⑥ 専門家や専門機関の紹介（税理士、弁護士、中小企業診断士、弁理士、コンサルタントなど）	8.7%	8.3%	2.6%	4.0%
⑦ 上記以外の助言や情報	1.7%	1.3%	0.0%	0.4%
⑧ 上記の項目のいずれも該当しない	76.5%	73.8%	93.0%	86.5%

表14 コロナ禍での借入への返済の不安感

	兵庫県	全国
全く不安はない	54.3%	37.2%
少し不安はある	40.0%	49.1%
かなりの不安がある	5.7%	10.9%
非常に大きな不安がある	0.0%	2.9%
回答者数	35	911

4. 県内金融機関による支援

県内の金融機関も非金融的な側面からの事業者支援に力を注いでいる。ここでは、県内に本店を置く地域銀行および信用金庫の非金融支援の一例を紹介しておく。

但馬銀行は、コロナ禍で打撃を受けた観光業を支援するために、観光庁の「既存観光拠点の再生・高付加価値化推進事業」を活用して、豊岡市や新温泉町と連携しながら、地域の観光事業者による施設改修や衛生設備の導入の設備投資を支援している²。

みなと銀行では、2005年より、取引先のビジネスチャンスや販路拡大、企業交流の機会創出を目的とした展示・商談会「みなと元気メッセ」を開催している。2021年度は、みなと銀行の取引先35社が出展し、約7千人の来場者があったとのことである³。

信用金庫の幅広い事業者支援の例として、全国信用金庫協会「地域密着型金融に関する取組み事例（2020年度）」には20事例が紹介されている⁴。そのうち、兵庫県内からは、姫路信用金庫と尼崎信用金庫の2事例が紹介

されている。

姫路信用金庫は、パワースーツ製造業者を支援した事例である。製造業者から技術的な相談を受けた姫路信用金庫が地元の大学との産学連携をコーディネートして、製品化に成功後は、大手ゼネコンなどとの商談をアレンジするなどの販路開拓を支援した。

尼崎信用金庫は、食肉加工卸を営む高齢の経営者がコロナ禍のために売上が落ち込む中で、廃業を決意したところ、尼崎信用金庫がM&Aに取り組んでみることを説得して、金庫自らが金庫の取引先で条件の合うところを探し、実際の交渉にも伴走して、M&Aを実現した。これにより、雇用も維持でき、買収企業も事業の拡大に成功した。コロナ禍で事業承継を諦める企業が増えてくる中で、自信を失った事業者を説得して、地域の事業を守ったのは、地域金融機関の好支援事例といえるであろう。

5. むすび

コロナ禍において、中小企業の業績は大きく悪化したが、公的な支援制度によって、資金繰りの悪化には歯止めがかけられ、コロナ禍において企業倒産の著増を回避することができた。しかし、ポストコロナにおいて、ニューノーマルに対応して事業を変革をしな

2 <https://www.tajimabank.co.jp/news/important/torikumi0407.pdf>

3 <https://www.minatobk.co.jp/corporate/messe/>

4 <https://www.shinkin.org/torikumi/area/chiiki/pdf/chiiki2020nendo.pdf>

がら、増加した債務を返済していかなければならない企業も多い。

また、コロナ禍は事業承継にもマイナスの影響を与えていると考えられる。元々高齢化が進み事業継続に課題を抱えていた企業の中には、先行きに不安を感じて、廃業意向を持つ経営者も増えているようである。たとえば、筆者は、独立行政法人経済産業研究所のファカルティフェローとして研究プロジェクトを実施してきたが、その一環で、植杉威一郎一橋大学教授を代表者としてコロナ禍での中小企業の実態を把握するために、2020年11月に「2020年度 新型コロナウイルス感染症拡大下における企業実態調査」を実施した(植杉他 [2022])。この調査は、調査対象を2万社とし、4,718社から回答を得ることができた。

この調査で、「貴社の将来(10年程度先まで)の事業継続の意向について」、「コロナショック発生前」と「調査時点(2020年11月)」での回答を依頼した。

「現体制での継続を考えている」がコロナ禍発生前の51.6%から、2020年11月頃には50.5%へと低下をしている。逆に増えているのが、「現在の事業を継続するつもりはない」である。すなわち、コロナショック前には2.8%であったものが、2020年11月には4.3%に高まっている。この変化は1%水準で統計学的に有意である。

残念ながら、家森(2020)の兵庫県企業に対する事業承継調査では、廃業意向をもつ企業のうち、金融機関に相談しているのは4.9%にとどまっていた。現在も、廃業意向企業の動向について、金融機関が十分に察知できていないとすれば、廃業支援が手遅れになりかねない。

さらに、コロナの痛手が小さく、本業が順調に発展してきた企業であっても、SDGsやDXの要請から事業の抜本的な見直しを迫られる場合も予想される。たとえば、脱炭素化の取り組みが遅れると、大手企業のサプライチェーンから外されてしまう恐れがある(家森 [2022])。

こうした難局に地域企業が独力で対処するには限界があり、筆者は、こうした中小企業の課題を解決していく上で、地域金融機関の果たすべき役割は非常に大きいと考えてきた(家森[2020a, b, 2021a, b, c])。そして、社会からも地域金融機関による支援に大きな期待が集まっている。

本稿では、筆者が実施した企業アンケート調査を使って兵庫県の中小企業と金融機関の関係について分析したが、顧客への非金融的な情報や助言の提供の面では、全国に比べてやや低調である傾向が見いだされた。

金融面の支援にとどまっていれば、企業の挑戦を効果的に応援するのは難しい。ポストコロナにおいては、金融的な支援だけではなく、販路開拓や事業を支える経営人材の紹介など本業の競争力を高めるための金融を超えた支援が不可欠である(家森・米田 [2022])。そうした点で、兵庫県の金融機関の能力が十分であるとは言えないのが現状である。

伝統的な金融業務にとらわれず、兵庫県の金融機関自身も新しい業務に挑戦していくことで、地域の成長を実現していくことが強く望まれる。

<参考文献>

植杉威一郎・小野有人・本田朋史・荒木祥太・内田浩史・小野塚祐紀・川口大司・鶴田大輔・深沼 光・細野 薫・宮川大介・安田行宏・家森 信善「コロナショックへの企業の対応と政策支援措置 サーベイ調

- 査に基づく分析』『経済研究』第73巻第2号 2022年4月。
- 家森信善「コロナ危機で問われる事業性評価の力ー金融円滑化法の教訓を生かせー」『金融ジャーナル』2020年7月(2020a)。
- 家森信善編著『地域金融機関による事業承継支援と信用保証制度 地域企業の発展に貢献できる地域金融を目指して』中央経済社 2020年8月(2020b)。
- 家森信善「地域の再生における地域金融機関の役割」『季刊 個人金融』2021年冬号(2021a)。
- 家森信善「ポストコロナにおける地域金融機関と地方創生」『証券アナリストジャーナル』59(5) 2021年5月(2021b)。
- 家森信善「コラム：ニューノーマルでの金融機関との新しい関係」経済産業省・厚生労働省・文部科学省『2021年版ものづくり白書(ものづくり基盤技術振興基本法第8条に基づく年次報告)』2021年5月28日(2021c)。
- 家森信善「中小企業のカーボンニュートラル化に向けた地域金融機関の役割」『(一般財団法人建築保全センター 機関誌) Re』215号 2022年7月。
- 家森信善・米田耕士「地域金融機関による人材紹介」『日本労働研究雑誌』第738号 2022年1月。
- 家森信善・浅井義裕・相澤朋子・尾島雅夫・海野晋悟・橋本理博「ポストコロナにおける金融機関による企業支援の課題ー2021年企業アンケート結果を基にー」RIEB DP2022-J04 2022年2月。
- 家森信善・播磨谷浩三・小塚匡文・海野晋悟「金融機関の経営統合と地域金融ー「金融機関の経営統合に関する中小企業の意識調査」の概要の報告ー」RIEB DP RIEB DP 2021-J04 2021年2月。

ポストコロナ社会におけるオンライン子育て支援の必要性と可能性



兵庫教育大学大学院学校教育研究科准教授

永田 夏来

1. 新型コロナウイルス感染症による子育て世帯への影響

厚生労働省の『人口動態統計（速報）』で明らかにされたところによると、2022年上半期（1～6月）の出生数は38万4,942人であった。前年同期と比べると2万人以上の減少であり、上半期の出生数が40万人を下回るのは2000年以降初めてのことである（厚生労働省2022）。この背景のひとつとして、感染への不安や妊娠・出産期の家族の不在、医療体制への不安などを理由とした「新型コロナウイルスの影響による産み控え」があるのではないかと指摘があるように、妊娠・出産についてコロナ禍が深刻な影響を及ぼしていることは疑いない。

一方、18歳未満の子を持つ親を対象にした内閣府の調査によると、2019年12月（感染症拡大前）と2022年6月を比べた場合「家族と過ごす時間が増えた」とする者が4割以上となっている。さらに「家族と過ごす時間が増えている状態をそのまま維持したい」との意向を持つ者が90.7%となっている（内閣府2022）。コロナ禍が人々の暮らしに与えた影響はプラスにもマイナスにも様々であり、最初の国内感染報告があつてからすでに2年以上が経過しているにも関わらず、全体像がいまだ見えづらいのが現状だといえる。

この状況について、局地的には様々な調査が行われている。緊急事態宣言などの期間が

異なる3都県（岩手県・東京都・沖縄県）で学童期の子供を育てる保護者319人を対象にした亀田らの調査は「子供と過ごす時間が増える」ことについてはポジティブな評価があったものの「昼食の準備」「仕事との切り替え」「子供の運動不足」についてはネガティブな影響があることを明らかにしている（亀田・井戸・園田・横山・早坂 2022）。

2013年から継続的にインターネット調査をしている公益財団法人1more Baby応援団によれば、「コロナ禍によって現在、出産や子育てに不安やストレス、孤独を感じる」とした女性は81.4%であり、その理由として「友人・知人とコミュニケーションを取る機会が減ったこと」を挙げた者は71.6%であった（1more Baby応援団 2021）。

各種の調査結果からは、環境の変化をふまえた形で子育て中の保護者への柔軟な支援が必要との状況が示唆されている。しかし、その具体的な方法についてはまだ十分な検討が加えられていないといえるだろう。そこで本稿では、筆者が2020年に兵庫県から助成を得て実施したりリモートでの子育て支援について紹介する。zoomに代表されるビデオ会議システムを活用した子育て支援の効果を記述することで、ポストコロナにおける子育て支援について考察する一助にしたい。

2. 兵庫県における状況

分析に先立って、2020年11～12月に兵庫県で実施された「新型コロナウイルス流行と暮らしに関する調査」を概観しておこう。この調査は県内に住民票がある20歳以上の4,000人を無作為抽出して実施した大規模なアンケート調査であり、2,283人からの回答を得ている。

本調査を分析した轡田によれば、18歳未満の子供と同居している子育て世帯において「家族と過ごす時間が増えた」とする者は40.3%であった。ただし「家事にかかる時間」の増加は34.8%、「一人で過ごす時間」の減少が24.0%となっており、育児世帯への負担が増加していると轡田は分析している。また、全体として「友達と過ごす時間」の減少が顕著であり、子育て世帯に住む女性における「買い物や外食のために『出かける』」機会の減少は85.0%と大きな変化が伴っていることが示されている。自宅以外の場所での人との会話、親しい人たちとのふれあい、新しい人との出会い、などについても特に子育て世帯で減少傾向が顕著であったとのことである（轡田 2022）。

「不要不急の外出を控える」「STAY HOME」が呼びかけられた調査時点の状況を踏まえれば、出かける機会の大幅減は当たり前のように思えるかもしれない。しかし、「買い物や外食のために『出かける』」機会の減少における子育て世帯の85.0%は、高齢者世帯の70.1%と比べて15ポイントもの違いがあることもこの調査から示されている。遊び盛りの児童を含む子育て世帯にとって、買い物などの外出や自宅以外の場所での交流は日常生活を健全に過ごすためにも欠かせない活動であり、それが減ったことは子どもだけ

ではなく親にとっても大きな影響をもつものと考えられる。

同プロジェクトで子育て支援について調査した足立は、2020年から2021年にかけて地域団体、NPO法人、民間保育園などが運営する「子育てサロン」や「子どもの遊び場づくり」に関わる16団体を対象に代表者やスタッフ、利用者等へのインタビューを実施している。コロナ禍という大きな制約の中で支援者たちがこだわり続けていたことがらを踏まえ、ポストコロナ社会における子育てコミュニティの特徴として、①「地域に開かれたつながり」をもつ、②対面コミュニケーションを基本とするが、それを促進するためにICTが活用される、③子育てのヒントになる経験を贈与するタテの公共性がある、④地域の親や子どもの成長を見守る機能を備えている、の4つがあると足立はいう。本稿と深く関わる論点として①と②について確認していこう。

ここで子育て支援事業の前提とされているのは、夫の通勤の都合等で転居したために地縁を持たず、孤立している母親像である。さらに近年の特徴として、共働きが進んだために乳幼児期のごく限られた期間しかサロンを使用しない傾向があるという。こうした背景を踏まえ、サロン運営者は閉鎖性やいわゆるママ友的な派閥を感じさせないような様々な配慮をしており「スタッフや他の母親がそこにいる子どもたち全員の守りをしてくれているその脇で、参加者全員でお茶しながら、気楽に話せることこそ、サロンの重要なポイント」（足立 2022：154）と記述がなされている。これは筆者が見てきたフィールドの実情ともマッチしており、多くの支援者が持つ実感に即しているものと思われる。この前提を

たてたうえで、地域における子育て支援の提供側が重視するこのような気軽さ・敷居の低さこそ③タテの公共性や④子どもと親の成長を見守る地域に「アウェイ」で奮闘する母子を接続する窓口として必要な姿勢であり、こうしたメカニズムを総合することで①「地域に開かれたつながり」として子育て支援が位置付けられると足立は論じている。

以上の議論を踏まえれば、②対面コミュニケーションを基本とするが、それを促進するためにICTが活用される、との特徴もすんなりと理解できる。3密が回避される状況下、zoomなどリモート会議システムを使ったサポートも支援者は検討したが、地域に開かれた支援という前提を踏まえると実施が厳しかったと足立はいう。地域に開かれた場所という特性は、母親とサロン側には個人的なつながりが無いという状況と裏表だ。zoomのURLなどを公開して地域住民に広く参加を呼びかけたとしても、子どもと一緒に自宅からカメラオンで参加するハードルはかなり高いと予想される。逆に、常連の保護者に向けて通知を出すと、閉鎖性が生じてしまう。子育ての実情や体験などを共有しながらつるぐという場を開放的に確保するという前記のポイントを踏まえると、リモートによってこの前提を踏襲することは不可能であり、だからこそ対面での開催に現場はこだわることになるのだ。足立によれば、コロナ禍により利用を制限せざるを得なかったサロンの場がいつどこで開かれているのかを知るための情報伝達手段として力を発揮したのがICTであった。掲示板機能を発展させたアプリケーションの具体的な使用例を紹介し、コロナ禍で孤立した子育て世帯がICTを介しつながり続けた様子を記述する足立の分析から、さまざま

な制限を受けながらも子育て世帯を包摂する地域の機能を維持しようとした現場の努力をうかがうことができる。

3. オンライン子育て支援事業Aの効果 ・調査の背景

本稿で紹介するのは、神戸市に拠点を持つ法人a社が全国に住む子育て世帯を対象に2020年から無償実施しているオンライン子育て支援事業Aである。コロナ禍をふまえてサービスが開始された2020年、事業Aの利用者は、足立の議論にあるような困難にまさに直面していた。たとえば7か月の子供を持つある参加者は「子育て支援センターも毎回消毒など大変なのに、よくしてくださっていると感じる」としつつも「ハイハイをするようになったら行ける場所が限られ、事前予約もしなくてはいけない。赤ちゃんの生活リズムはその日によって違うから、予約してその時間に行けるとは限らない」といい「人にも会いづらく寂しさに拍車をかけていたなかで気軽に参加できるオンラインでの交流は助かる」と話していた（末子7ヶ月：2020年10月インタビュー）。「ショッピングモールのこどもコーナーが閉まっている。買い物ついでに子どもを遊ばせてあげられなくてかわいそう」（末子11ヶ月：2020年10月インタビュー）との語りもある。

一方、ステイホームでの子育てについて、母親たちの想いは様々だ。「時間があつたのでこれまでとは違う外遊びに挑戦できた。大変だったけど、引き出しが増えた」（末子3ヶ月：2020年11月インタビュー）とする母親もいるように、子どもの発達段階やきょうだいとの年齢差に加えて親自身の志向や姿勢により、必要とするサポートやストレスなど

が実は多様なのだ。こうした母親たちの背景としてまず指摘しておきたいのは、シェアハウスやボランティア活動など、ライフコースや年齢を横断した多様な人材による開放的なネットワークづくりに抵抗がない世代だという点である（久保田 2011）。この流れは子育てにも影響を与えており、シェアハウスにおける同居人による相互扶助や専門知識や子育て経験を持たないまま保育人になるという「共同保育」の実践が当事者によって発信されるに至っている（阿部・茂原 2018、樫畑 2018）。子育て当事者である若者の視点に立ってみれば、コロナ禍においてもネットを駆使して様々な情報を入手し、子どもを守りつつなんとか乗り切ろうという主体性が立ち現れるのもまた自然なことなのだ。もうひとつ指摘しておきたいのは、日本でインターネットサービスが普及したのは1990年代半ば以降であり、今の子育て世代はネットによるコミュニケーションに長けている、という点である。ICTのリテラシーにおいては利用者側である若い世代の方がはるかに習熟しており、彼らにとって開かれたネットワーク形成とインターネットはむしろ切っても切れない関係にあるのだ。

a社は保育士としての勤務経験などを持つ1980年代生まれの女性二人が2013年に設立した法人で、スタッフも同年代で構成されている。彼らはコロナ禍以前から対面での保育サポート事業をおこなっているが、このような新しい世代が当たり前におこなっているネットワークづくりを結婚・出産後も発展・継続していきたいとの志向が活動背景にあることを踏まえておきたい。a社のサービスを活用する若い母親たちは、多様な人材とつながり、互いに学びながら変化していくことを

日々実践している。結婚して家族を形成し、配偶者や子どもが人生に加わるという経験を、自分自身のさらなる成長につなげたいと考えているのだ。

a社のサービスはこうした新しい世代の要求に応えるものであり、そのノウハウや哲学を転用した形でオンライン事業Aも立ち上げられている。対面でのa社の事業は大都市にておこなわれており、地域社会とのゆるやかなつながりを保持してはいるものの、従来の子育てサロンに期待されていたようなタテの公共性や親子の育ちを地域で見守るという側面を重視しているとはいえないかもしれない。そしてその点こそがa社の特徴であり、親自身の志向や姿勢に寄り添いながら子育てを支援するオルタナティブな場として多くの利用者がオンライン事業Aに魅力を感じている理由であるようにも思える。行政区域を超えて同世代の仲間たちが集まるネット上の空間が、そこにはあるのである。

・オンライン子育て支援事業Aの利用者と地域の子育て支援

筆者はa社とオンライン事業A利用者の全面的な協力のもと、事前事後のアンケートを実施している。調査期間と対象者は1期（2020年10～12月）15名、2期（2021年1～3月）18名、3期（2021年4～8月）18名、4期（2021年9月～2022年1月）19名、5期（2022年4～9月）15名となっている。プログラムは「入園」にはじまり「卒園」で終了するため、基本的にメンバーは重複しない。このうち1期においては利用者を対象にした個別インタビューとグループインタビューを実施したのに加え、2020年10月から2021年3月まではオンライン事業Aを含むa社の各種

サービスにてフィールドワークをおこなった。利用者アンケートの回答者は事前n=70、事後n=56である。

利用者属性について、図1、2にまとめた。図1にみられるように、利用者のうち半分は関東地域に居住しており、近畿や中部地方を中心とした人口の多いエリアの参加者が多い。オンラインの特性をいかし、さまざまな地域からの参加があるものと思われる。居住形態としては核家族世帯が主流であり、配偶者または自身の「実家」までの移動に30分以上かかると回答したものが全体の7割にもものぼる。現在地に居住するきっかけはUターンを含む自身の「地元」としたものは23.2%であり、残りは仕事の都合や夫の「実家」との近／同居などが理由で居住地を決定しているものが多い。利用者はほとんどが女性であり、男性の参加者は数名程度である。就業状況については図2にまとめた。主に家事育児をしていると回答したものは全体の3割程度で、4分の1程度が育休中、44%が家事と仕事の両方を現在行なっていると回答している。オンライン事業Aの利用者は、地縁を持

たない場所に居住しており地域のネットワークから切り離されていてかつ夫などの「実家」と別居しているという点において、地域の子育て支援が念頭に置いている子育て世帯と同じ特徴を持っている。

しかしながら、図3：地域の子育て支援、サポート利用状況を見てみると、地域サービスを積極的に活用しているわけでもないようだ。児童館、子育て支援センター、子育て広場について半数程度が「ほとんど使わない」としているだけでなく、サロンやおしゃべり会については7割ほどが「ほとんど使わない」と回答している。これについて具体的な状況を聞いてみると、やはりコロナの影響による制限で利用が難しいという状況が大きく関わっているのは疑いがないようだ。ほかにも「何回か児童館に遊びにいったけど、あまり友達になれなかった」「上手く繋がれた人は通うようになるけど、上手くいかなかった人はそのまま足が遠のいちゃうと思う」といった、居心地に関わる指摘や「今すぐ相談したい！って時にすぐ相談できない」「公民館での親子イベントなんて、いまだに

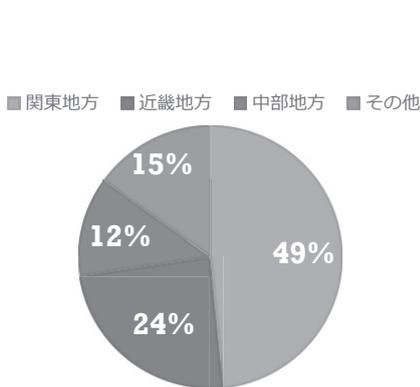


図1：利用者の居住地域

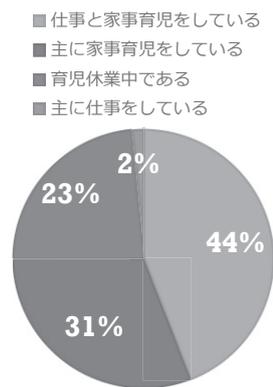


図2：利用者の就業状況

往復葉書だよ」「区の会報とか、正直、育児で寝る時間もないようなママ達はじっくり見る暇なんてない」といった情報伝達や利便性に関わる指摘、「地域のつながりを求めている人は少ないと思う」「いろいろ案内があっても、自分に最適解の情報が判別できないし、子育てサポートで自分が何を欲しているか、(事前には)自分でわからない」といった、地域支援そのものとの相性について疑問視する声もあげられた。

分析に入る前にまず記述しておきたいのは、このような生の声を直接収集できるのが、まさに利用者によるICTリテラシーとzoomに代表されるビデオ会議システムの恩恵であるという点だ。アンケートはwebにて収集され、その集計結果をまとめたうえで執筆者がzoomにてリモート報告し、関心を持った参加者がそれを視聴しながらコメント投稿をしつつお互いに話し合うというスキームでこの声は集められている。参加者は子供を抱え、自宅からカメラをつけたり消したりしながらこれらのアクティビティに参加している。子育てで忙殺される日々の隙間時間を

活用して外部とつながり、コミュニケーションをとるといったコミュニティの機能がリモートだからこそ果たされているのである。

さて、地域の子育て支援に対する上記の利用者の声のうち居心地や情報伝達に関する使いづらさについては、足立が記述していたように、まさに支援提供者側が腐心していた点である。利用者の方もそれを十分承知していて、だからこそ申し訳ないと思いつつ足を運ばないという消極的な選択をしているものと思われる。他方、仕事の都合でたまたま居住しているだけで今後定住の目処がなかったり産休・育休中で職場復帰を前提としているワーキングマザーにとって、上記の使いづらさや違和感を押しして利用するほど、コロナ禍の地域子育て支援は魅力がなかったとも言えるかもしれない。しかしながらこれは地域子育て支援の課題というよりも、利用者の特性や志向にもとづいた選択の結果であり、オンライン子育て支援によってこれまでとは違うターゲットが発掘されたと考えることもできるだろう。オンライン事業Aの利用者は総じて学歴が高く、大学または短期大学への通学

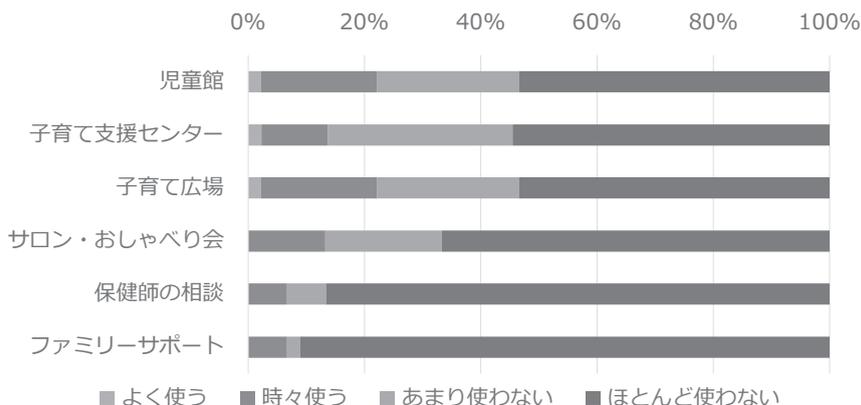


図3：地域の育児支援、サポートの利用状況

経験を持つ割合は全体の87%である。さらに、2割程度が大学院への通学経験も持っている。全体の4割近くが子供の遊びや活動に関するボランティア活動の経験があり、半数近くがこれを職業としているなど、もともと子どもに関わる経験がある人たちのだ。a社はオンライン事業Aの利用募集を自社WEBサイトとFacebookでおこなっており、利用者の多くは口コミで情報を得て参加している。参加者は顔見知りでこそないが、5期までの時点においては興味関心などのバックボーンになんらかの共通性がある前提でメンバーシップが形成されており、結果的に同質性の高いコミュニティが形成されることになったと考えられる。

・オンライン子育て支援の効果

言うまでもないが、たとえ学歴が高く子供と関わる経験があったとしても、自身の子育てに不安があるのは一般の保護者と同じである。コロナ禍ということもあり、オンライン事業Aの利用者においても育児不安は高かったことがアンケートからは示唆されている。育児ストレスと親としての自信について、オンライン事業A参加前と参加後に調査した結果を図4、5に示した。育児ストレスのうち、事前事後で変化が見られたのは「親として疲れ果てていると感じる」「毎日の決まった仕事（車で送る、寝かしつけ、食事）以外やる気が起きない」である。前者は72.1%が事前に「ある」としていたが、事後には57.8%に減少しており、およそ15ポイントの減少がみられている。後者については事前の「ある」が45.6%であったのに対して事後では31.1%となっており、こちらもおよそ15ポイント減少した。また「寝ても疲れが取れな

いように思える」は事前の「ある」が75.0%であったのが事後には66.7%と8ポイントほど減少がみられている。ただし「1日を始める前から疲れがあるように感じる」についてはそれほど変化が見られなかった。

一方で親役割については、全体的に改善する傾向が見られた。「親としての自分に自信を持ってない」は事前67.2%から事後53.3%とおよそ14ポイント、「自分の方向性を見失っているように感じる」は事前63.2%から事後51.1%とおよそ12ポイント、「親という仕事をこなせないと感じる」は事前44.8%から事後34.1%とおよそ10ポイント、「子供と一緒にいることが楽しくない」は事前38.2%から事後26.7%とおよそ12ポイント、それぞれ減少傾向がみられている。いうまでもないがオンラインでの子育て支援は画面越しに行われているため、子供についての物理的・具体的な支援や健康状態など問診が伴うような事柄をサポートすることは難しい。こうした親役割に関する自信の回復はコロナ禍において外出や外部との接触について消極的になっていた子育て世帯の行動に変化をもたらし、間接的に地域での支援へのアクセスを回復させる効果が期待できる。事前調査において「子育ての相談相手」に保育士や子育て支援ルームのスタッフなどの専門家を挙げていた者の割合は48.5%であったがプログラム終了後には64.4%と16ポイントの上昇をしめしており、轡田の分析で指摘されていた自宅以外の場所での人との会話、親しい人たちとのふれあい、新しい人との出会い、などの減少傾向が特に子育て世帯で顕著であったとの問題点がリモートでのサポートによって軽減された可能性を示唆しているように思われる。

サポートネットワークやメディア利用と子

育て不安についてはさまざまな研究がなされている。天笠はサポートネットワークの拡大が、必ずしも子育て不安の解消につながらないと指摘している。幼稚園を利用する母親で

は、サポートネットワークが拡大するにつれて育児不安が軽減される一方で、保育所を利用する母親では通信メディアの積極的な利用が育児不安の拡大にもつながり、サポート

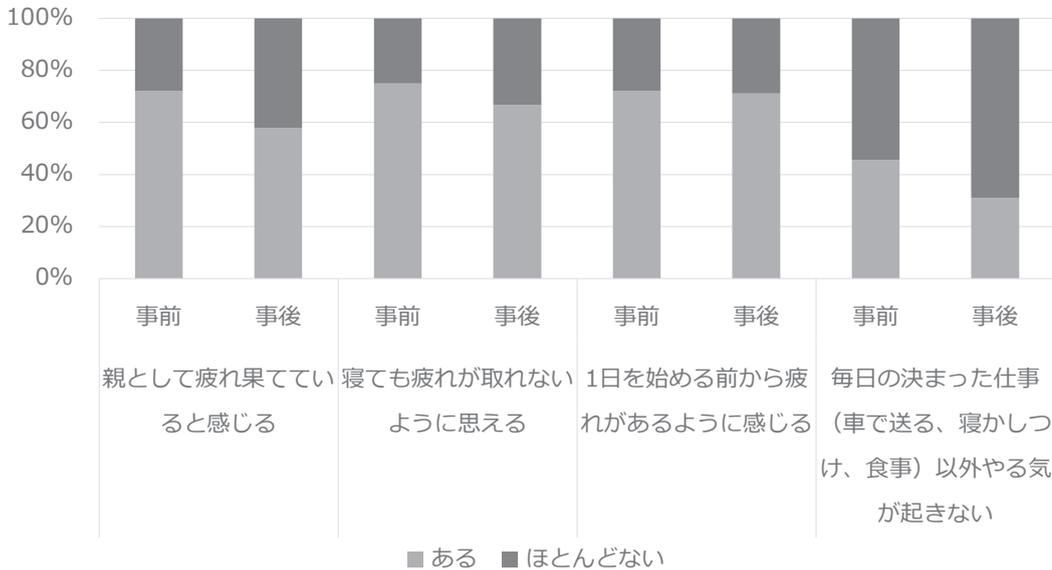


図4：育児ストレスの変化（事前／事後）

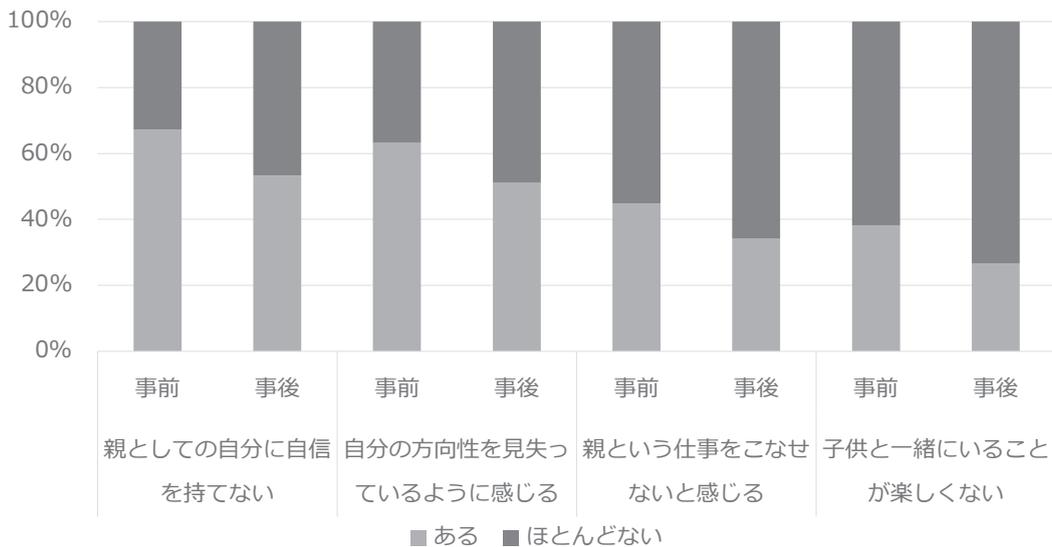


図5：親役割負担感の変化（事前／事後）

ネットワークと通信メディアで効果が相殺されるというのだ(天笠 2010)。天笠が指摘しているように、親が選択している環境や子供の状況によって、メディアとサポートネットワークと育児不安の関係は変化する。少なくとも今回取り上げるオンライン事業Aについて、全体的な傾向としては不安やストレスが軽減している状況が示唆されてはいるが、ストレスや不安について何がどう効果をもたらしているのかは、さらに詳細に分析をする必要がある。

4. オンライン子育て事業Aの内容と利用者の声

以上に見てきたように、口コミによって形成された同質性の高いネットワークにつながることは子育てのストレスや親役割の負担感の軽減をもたらし、その結果専門性の高い相談窓口につながる契機が増加する傾向にある。オンラインであっても子育て当事者がつながることには一定の効果があり、それは地域における子育て支援と全く切り離されたものではない可能性があるとの様子がみえてきた。一方、オンライン子育て事業Aは保護者たちに興味を持ってもらうためのさまざまな工夫がなされている。ひとつは、地域におけるサロン運営社が心を砕いているのと同じように、開かれていて気軽な場であることを担保するという点である。

それが最も表れているのが、a社が採用している参加費無料という基本方針であろう。コロナ禍でスタートしたオンライン子育て事業Aは参加費無料を実現させるためにキックオフの資金をクラウドファンディングによって集めている。その後事業継続のために任意の寄付(恩送り)を呼びかけるようになり、

現在は、プログラムを終了した後に希望者は月額1,000円または3,000円のコースを選択することでa社をサポートするメンバーシップを得ることができるようになっている。メンバーシップを獲得した者はオンライン子育て事業Aの卒業生を中心に行われるさまざまなオンラインイベントに寄付金額に応じて参加することができるようになるのだ。

開かれていて気軽な場であることを担保するもうひとつの工夫は、サービス提供者側が自らの生活を発信しているという点であろう。a社を運営する二人は元保育士であるだけでなく、乳幼児の子育てをまさに現在おこなっている当事者でもある。彼女たちはFacebook投稿やオンラインミーティングで自宅や子供の様子を「ありのまま」に提示していて、一般のリモート会議のようにカメラの前に張り付いていなくてもよい(むしろそれは不可能である)ことや客を招く時のように部屋の中が片付いていなくても良いことなど自ら示している。参加者はそれを踏まえ、同じように「ありのまま」でオンライン子育て事業Aに参加し、振る舞うようになるのだ。こうした、web会議システムを通じて行われる生活状況の自己開示は、子どもだけでなく保護者にとっても居心地が良いオンラインでのミーティング状況の生成につながるのである。

こうしたオンライン子育て事業Aでの体験について、ある参加者は以下のように語る。

みんなの家の中とかも見えるから、育児はこういうもんだみたいな。自分の頭の中だけのものだったのが、いろんな画面やいろんな人の話を聞いたり子どもたちの姿を見ていることで、こんなふうにし

でもいいんだ、これもいいんだ、これも
ありなんだとか、どんどん自分の中の育
児や育児中の自分の感じはこういう感じ
みたいな範囲が広がる。1人で参加して
自分の中を深掘りしても深まるけれど、
やっぱり広がりがないまま持てない感じ
がする。(末子3歳 2021年1月インタ
ビュー)

感染症対策は子育て世帯にとって大きな負
担だったが、子どもと共に過ごすSTAY
HOME期間は悪いことばかりでもなく、そ
の功罪は子供の年齢をはじめとしたさまざ
まな要素に左右される。しかし、大人同士によ
るコミュニケーションの機会が奪われる事態
は子育て期の親が直面する大きくて深刻な課
題であることは、これまで度々指摘されてき
た。制限された状況の中で開かれたweb会議
システムを活用したオンライン子育て支援
は、Facebook等を使いこなすネットユー
ザー世代にとって救済のひとつとなったの
ではないだろうか。コロナ禍で外出制限される
なか、自分と同じように子どもと向き合っ
ている20人近い仲間が、ギャラリービューでず
らりと並ぶ様子は圧巻である。小さな窓のひ
とつひとつが空間的な隔たりを超えた連帯の
糸口となるのだ。

5. まとめと今後の課題

zoomに代表されるビデオ会議システムを
活用した子育て支援の効果を記述すること
で、ポストコロナにおける子育て支援につ
いて考察する一助にすることが本稿の目的
であった。これまで述べてきたように、コミュ
ニケーションの機会を設けるという点にお
いてオンラインでの会合には一定の効果がみ

れること、それによって外部の支援につな
がる力が獲得できる可能性がデータから示唆
されている。しかしながらこれは子育て支援に
実績があり、インターネットを活用したコ
ミュニケーションに習熟しているa社だから
実現できた場づくりだった点を考慮する必要
があるだろう。本稿では紙幅の関係で記述し
なかったが、オンライン子育て支援事業Aは
ただ集まっておしゃべりをしているだけで
なく、児童や保護者に向けて学習のコンテン
ツを提供し、ブレイクアウトルーム機能など
を用いながら参加者の成長をうながすファ
シリテーションをおこなっている。Web会議
システムを活用した相互作用について細かく
分析することで、対面にはないオンラインの
強みや限界に接近できるだろう。この点は今
後の課題としたい。

また、参加費無料やFacebook等の活用
によって開かれた場づくりの工夫がなされて
いるものの、参加者に一定の傾向がある点
を課題とみることもできるかもしれない。し
かしa社はあくまで民間企業であり、地方自治
体が主導しているひろば事業のような公共
性を担保する必要は必ずしもないと筆者は
考える。それよりも、さらに多くのオン
ライン子育て支援について事例を収集した
うえで、オンラインの特性を活かし、地域に
縛られないマッチングをはかることで提供
者にも利用者にも利便性がはかれるので
はないだろうか。このことについて、み
ずほ情報総研株式会社は全国の都道府県・
市区町村を対象にしたセンサス調査を
実施して多数の事例を収集している。今
後検討を加えていきたい。

ポストコロナ社会はリモートワークが普
及し、場所に縛られない働き方が普及す
ることが期待される。結婚や子育てもそ
れに準じて

バージョンアップする必要があるだろう。オンライン子育て支援の検討は、新しい時代のワークライフバランスに寄与するのだ。

文 献

- 足立重和, 2022, 「子育て支援とコミュニティ」鳥越皓之・足立重和・谷村要編, 2022, 『コロナ時代の仕事・家族・コミュニティ-兵庫県民の声からみるウィズ/ポストコロナ社会の展望』ミネルヴァ書房: 139-168.
- 天笠邦一, 2010, 「子育て期のサポートネットワーク形成における通信メディアの役割」社会情報学研究編集委員会編『社会情報学研究』14(1): 1-16.
- 阿部珠恵・茂原奈央美, 2018, 『結婚してもシェアハウス!? 普通の婚活は、もうやめた?』幻冬舎.
- 亀田佐知子・井戸ゆかり・園田巖・横山草介・早坂信哉, 2022, 「新型コロナウイルス感染症拡大における学童期の子どもをもつ家庭の現状と課題」日本健康開発財団『日本健康開発雑誌』: 13-25. (2022年10月1日取得, https://www.jstage.jst.go.jp/article/jjhr/advpub/0/advpub_202243G02/_pdf/char/ja)
- 久保田裕之, 2011, 「シェアハウジングが拓く共生の多様なあり方 (特集 ソーシャルメディアでエコが加速する-緩やかなつながりが社会を変える)」宣伝会議『環境会議』36: 140-147.
- 公益財団法人I more Baby応援団, 2021, 「夫婦の出産意識調査2021」(2022年10月1日取得, <https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000006.000045328.html>)
- 厚生労働省, 2022, 『人口動態統計(速報)』(2022年10月1日取得, <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/81-1a.html>)
- 響田竜蔵, 2022, 「コロナ禍後の暮らしと社会の変容—『兵庫県新型コロナウイルス流行と暮らしに関する調査』報告」鳥越皓之・足立重和・谷村要編, 2022, 『コロナ時代の仕事・家族・コミュニティ-兵庫県民の声からみるウィズ/ポストコロナ社会の展望』ミネルヴァ書房: 21-70.
- 鳥越皓之, 2022, 「ポストコロナ社会における新たな生活スタイル研究調査報告書」
- 内閣府, 2022, 「第5回 新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調(2022年10月1日取得, https://www5.cao.go.jp/keizai2/wellbeing/covid/pdf/result5_covid.pdf)
- 永田夏来・薦谷匠, 2021, 「若者を中心にした「共同保育」にみる新しい協働的子育ての実態」ユニバーサル財団『豊かな高齢社会の探究 調査研究報告書』: 138-149.
- 樫畑敦子, 2018, 『ふつうの非婚出産 シングルマザー、新しい「かぞく」を生きる』イーストプレス.

みずほ情報総研株式会社, 2021, 厚生労働省令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「子育て支援ネットワーク構築に向けた調査研究報告書」(2022年10月1日取得, <https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000861885.pdf>)

この論文は令和2年度兵庫県ポストコロナ社会の具体化に向けた調査検討費補助事業による成果の一部を使用しています。調査に全面的にご協力いただいた神戸市a社とオンライン事業Aのコミュニティ参加のみなさんに深く感謝いたします。

アフターコロナの労働政策はどうあるべきか

神戸大学大学院法学研究科教授

大内 伸哉



1 はじめに

—テレワークとギグワーカー—

新型コロナウイルス（COVID-19）の拡大は、人々の働き方に大きな影響を及ぼすことになった。とりわけ三密（密集、密接、密閉）の回避のために、政府や自治体がテレワークを推奨した結果、この働き方が多くの産業に広がり、労働者の多くも経験することになった。

在宅で勤務するテレワーカーが、食料の調達手段としてしばしば頼ったのが、フードデリバリーサービス（Food delivery service：以下、FDS）である。このサービスの配達員は、医療従事者などとともに、社会的に重要な役割を担うという意味で「エッセンシャル・ワーカー」と呼ばれ、コロナ禍のなかで、テレワーカーだけでなく、ステイホームを強いられた人々の生活を支えるために貢献してきた。

テレワークもギグワークも、ICT（情報通信技術）を活用した新たな働き方である。テレワークが、工場労働を典型とする事業所に集結して働く「中央集権型就労」とは対照的な「分散型就労」という特徴をもつものに対し、ギグワークは、ICTに加えて、AI（人工知能）やビッグデータを駆使した効率的なマッチングを行うデジタル・プラットフォームを介して、個人が自分の空いている時間を有効活用して単発で働くという点に特徴がある

（広義のシェアリング・エコノミーの一つともいえる）。デジタル・プラットフォームは、現在の私たちの生活で欠かせないものとなっている（商取引の分野のAmazon、楽天などを想起せよ）が、このビジネスモデルの労働版ということができる。

このように、テレワークとギグワークは、新たな技術の発展から生み出された働き方であり、これがコロナ禍においてシンクロすることにより、多くの人にその存在が認知されるようになった。もっとも、その社会的評価は必ずしも定まっていない。

テレワークは、通勤を不要とし、労働者に時間や場所の自己決定の余地を広げる効果をもつなどのメリットが評価される一方、上司が部下を直接的に監督できないなど、従来の人事管理の手法を使えないことをデメリットと感じる企業は少なくない。

一方、ギグワークは、自由な働き方として、会社員（とくに正社員）の拘束的な働き方とは異なる自由な働き方として注目されてきた。とくにコロナ禍では、本業での収入減を補填する副業的な働き方としての役割も担った。ただ、ギグワークの多くは業務委託契約という形をとり、労働法の適用を受けないことから、保護や安定に欠ける面があると批判されたり、デジタル・プラットフォーム事業者が、労働法上の責任を負わずに、労働力を活用して収益を上げるビジネスモデル

は、労働法の潜脱であるとして否定的な評価が加えられたりすることもあった。

筆者は、テレワークとギグワークに対するこのような賛否の意見は、どちらも理由のあるものと考えている。ただし、デジタル技術の発達にともなうデジタル変革（Digital Transformation：DXと略称）は、こうした議論を大きく変えるかもしれないことには留意する必要がある。ポイントとなるのは、ロースキルでこなすことができる定型的な業務は、AIやロボティクスなどのデジタル技術を活用することにより、機械に代替されていく可能性が高いことである（デジタル代替）。そこでいう「代替」とは、人間の作業が直接的に機械に取って代わられるという意味（たとえば、清掃作業をロボットが行うこと）だけでなく、人間のやっていた作業と同じ成果を、機械を活用して達成できる（たとえば、クレジットカードの不正利用の検知をAIで行う）ので、その作業そのものが不要となる（正確には、デジタルデータを整備するなどのデジタル関連の作業に置き換わる）という意味も含まれている。

もちろん、以上のようなデジタル代替だけでは、人間が行う作業をアナログ的なものからデジタル関連のものへとシフトさせるだけであり、職業訓練を適切に行えば対処できるのかもしれない。しかし、そう簡単にはいかない可能性もある。

例えば、ギグワークで従事する業務は、ロースキルでこなせるものが多いので、機械により代替されやすいであろう。FDSの配達業務も、ドローンや自動運転車が実用化されると、人間が配送する必要性は激減する。このときギグワークに従事していた人が、デジタル技術を習得してデジタル人材に転換でき

れば、深刻な雇用問題は起きないが、それは簡単にできるであろうか。同じようなことは、コンビニエンス・ストアの無人化のように、雇用契約で働く非正社員の世界でも起こりつつある。

さらに正社員の世界でも、デジタル代替と無関係ではいられない。例えば、オフィスの事務作業でも、定型的なものであれば、AIやRPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）の活用により省力化・省人化が進み、人間がそのような作業に従事する必要性は低減する。人間に求められるのは、定型的には処理できない高度な業務をこなすスキルであり、たとえばデジタル技術をどのように活用して事業を展開するかなどの専門性に裏付けされた知的創造的なスキルこそが必要とされる。こうしたスキルをもつ人材は、企業に指揮命令を受けて拘束的に働く必要はなく、時間的にも場所的にも自分が選択して働くスタイルを求めるし、そのほうが生産性も上がる。こうした働き方に適したものがテレワークなのである。

このようにDXの影響を大きく受ける近未来の働き方は、テレワークが標準的なものとなり、かつそれが自営的なものになっていくと予想することができる。問題は、現在の労働政策が、こうした大きな流れを十分にとらえたものとなっているかである。

2 テレワーク政策

(1) テレワークの現状

テレワークは、2011年の東日本大震災の被害やその後の節電の要請などから、すでに企業や自治体の事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の中核の一つと認識されていた。しかし実際には、日本企業のIT化や

デジタル化の後れもあり、テレワークは、これまではIT関係の業界などでしか一般化していなかった。ところが、コロナ禍により、テレワークは再評価されるようになっていく。このことは、2022年7月に発表された「これからの労働時間制度に関する検討会報告書」（「参考資料①」）からも確認できる。

テレワークの実施率推移（企業調査）（9頁）

「テレワークの実施率の推移をみると、2020年2月の5.0%から4月には60.0%にまで上昇した後、最初の緊急事態宣言の解除とともに低下傾向にあったが、2度目の緊急事態宣言が発出された2021年1月には再び44.6%まで上昇した。その後、3度目の緊急事態宣言が発出されたが40%台で推移し、解除後は30%台となったが、2022年1月には44.2%まで上昇している。」

テレワーク実施者の今後の継続意向／非実施者の実施意向（労働者調査）（10頁）

「新型コロナウイルス感染症の影響等によりテレワークを実施した者の大半が継続してテレワークを実施することを希望。」

また、テレワークを実施していない者の中にも、テレワークを試してみたいと思っている者が存在」

コロナ禍収束後の働き方等の変化の可能性（労働者調査）（11頁）

「コロナ禍収束後、変化は起こり得るか」という質問に対し、「起こり得る」「どちらかと言えば起こり得る」とした回答の合計は、「時間管理の柔軟化」については51.3%であ

り、「テレワークの普及」については42.5%である。」

今後の見通しを踏まえた企業の将来の人材戦略（16頁）

「在宅勤務（テレワーク）の環境整備を進め、活用を本格化する」は、8.0%

「在宅勤務（テレワーク）よりも職場での勤務に戻していく」は、2.5%

これによると、テレワークの実施率は、コロナ直後の60%には及ばないが、40%台前後で安定的に推移している。また、テレワーク経験者のほとんどは、今後も継続希望であるし、テレワーク未経験者でも、希望者は半数近くいる。さらに、コロナ禍収束後の働き方の変化として、「テレワークの普及」と答えた労働者は半数近くいる。企業側は、人材戦略としてのテレワークの導入には、それほど積極的ではないものの、対面型に戻すとする方向性が表れているわけでもない。

もちろん、この統計だけでは、テレワークが今後、どれだけ定着するかの予想は容易ではない。しかし、多くの企業や労働者は試行錯誤の段階でありながら、テレワークという働き方に大きな関心をもつようになったことは確かである。問題は、政府がこの働き方に対して、どのようなスタンスで取り組むべきかである。

(2) 働き方改革実行計画

「働き方改革」という言葉が人口に膾炙するようになったのは、2016年8月に発足した第3次安倍内閣第2次改造内閣で、「働き方改革担当」大臣が設置されたことがきっかけ

だろう。同年9月には、「働き方改革実現会議」が立ち上げられ（首相が議長となり、関連する大臣が参加し、さらに連合会長や経団連会長など有識者もメンバーになった）、2017年3月28日には「働き方改革実行計画」が発表された。そこで挙げられたのは、次の11の課題だった。

- ① 同一労働同一賃金など非正規雇用の処遇改善
- ② 賃金引上げと労働生産性向上
- ③ 罰則付き時間外労働の上限規制の導入など長時間労働の是正
- ④ 柔軟な働き方がしやすい環境整備
- ⑤ 女性・若者の人材育成など活躍しやすい環境整備
- ⑥ 病気の治療と仕事の両立
- ⑦ 子育て・介護等と仕事の両立、障害者の就労
- ⑧ 雇用吸収力、付加価値の高い産業への転職・再就職支援
- ⑨ 誰にでもチャンスのある教育環境の整備
- ⑩ 高齢者の就業促進
- ⑪ 外国人材の受入れ

この計画が発表されてから、すでに5年以上が経過した現在、その多くは実現しているか、実現途上にある。まずは2018年の働き方改革関連法で、①は短時間労働者法を改正した短時間有期雇用法の制定、③は労働基準法の改正という形で一定の成果をみせた。さらに、②は近年の最低賃金の引上げにつながっているし、⑪は改正高年齢者雇用促進法（2021年4月施行）により70歳までの高年齢者就業確保措置の努力義務の導入が実現している。その他の課題も、着実に政策が進めら

れている。

テレワークに関係する④についても、2018年2月に「自営型テレワークの適正な実施のためのガイドライン」、2021年3月には雇用型のテレワークについて、「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」（以下、テレワーク・ガイドライン）が発表されている。

ただし、「働き方改革実行計画」には、「デジタル」という言葉は出てこず、DXはまったく考慮されていない。テレワークは、ICTを活用した働き方であり、企業や職場のDXと相性のよいものであるが、「働き方改革実行計画」の段階では、子育て、介護と仕事の両立の手段として、多様な人材の能力発揮が可能となる柔軟な働き方という位置づけにとどまっていた。フリーランスや自営的就労についても、テレワークに対する政策課題のなかで「非雇用型テレワーク」として採り上げられるにとどまっていた。

(3) テレワークの可能性

「働き方改革実行計画」の段階では、テレワークの価値が過小評価されている印象は否めない。ただし、テレワーク・ガイドラインでは、次にみるように、テレワークのメリットがもう少し高く評価されている。

「労働者が情報通信技術を利用して行う事業場外勤務（以下「テレワーク」という。）には、オフィスでの勤務に比べて、働く時間や場所を柔軟に活用することが可能であり、通勤時間の短縮及びこれに伴う心身の負担の軽減、仕事に集中できる環境での業務の実施による業務効率化につながり、それに伴う時間外労働の削減、育児や介護と仕事の両立の一助となる等、労働者にとって仕事と生活の

調和を図ることが可能となるといったメリットがある。

また、使用者にとっても、業務効率化による生産性の向上にも資すること、育児や介護等を理由とした労働者の離職の防止や、遠隔地の優秀な人材の確保、オフィスコストの削減等のメリットがある。

そして、こうしたメリットゆえに、「テレワークは、ウィズコロナ・ポストコロナの『新たな日常』、『新しい生活様式』に対応した働き方であると同時に、働く時間や場所を柔軟に活用することのできる働き方として、更なる導入・定着を図ることが重要である」とされている。

ここで挙げられているテレワークのメリットのうち、とくに仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や離職防止などは、重要な社会的価値といえる。しかし、それ以外にも、テレワークには、多くの価値がある（詳細は、拙著『誰のためのテレワーク—近未来社会の働き方と法』（明石書店）を参照）。

第1に、前述したように、災害時において、テレワークは、事業や就労を継続することを可能とする。災害後のレジリエンス（再起力）にも寄与できる。災害の多い日本では、この社会的価値は大きい。

第2に、テレワークは、災害時に従業員に危険な通勤をさせずにすむという点で、企業の安全配慮義務（労働契約法5条）の履行という面もある。

第3に、テレワークによる通勤時間の節約は、テレワーク・ガイドラインでも指摘されていたように、ワーク・ライフ・バランスを図りやすくなる。とりわけ育児の負担を抱えている労働者は、テレワークにより、育児休業を取得しなくても仕事を継続できる（それ

は収入が減らずキャリアを継続できることを意味する）し、子の年齢が育児休業の取得対象年齢を超えていても、なお子の養育をしながら仕事を継続しやすくなる。家族介護をしている労働者も、介護離職を避けることにつながるであろう。

第4に、テレワークが広がると、その居住する地域から動かずに生活することができる。このことは、その地域における社会課題に関心を高めやすく、また通勤時間を節約して生まれた時間的余裕は、地域社会の課題の解決に使いやすくなる。これは地方行政や政治的な問題への関心を高めるきっかけにもなるだろう。

第5に、テレワークは、さまざまな理由で移動が難しい人に対し雇用機会をつくりだす役割もある。たとえば身体障害や他人とのコミュニケーション障害などをかかえる人に対して、テレワークで働ける環境を用意するのは、法律上企業に求められている合理的配慮（障害の特性に配慮した必要な措置）を講じる義務（障害者雇用促進法36条の2および36条の3）をはたすという意味がある。同様に、身体能力が衰えてくる高齢者が働くためにもテレワークは役立つ。テレワークによる就業機会の提供は、前述の「高年齢者就業確保措置」の努力義務をはたすという意味もある。

さらに疾病に罹患した労働者も、その病状によっては、テレワークであれば仕事を継続できるであろう。新型コロナウイルスに感染して自宅やホテルでの待機をしなければならないときも同様である。

第6に、雇用機会が少ない地方に居住し、家族の都合で都会に出て行くことができないような場合でも、テレワークであれば、雇用

機会を得やすくなるし、能力次第で海外にも雇用機会をみつけることができる。また、日本の正社員にはどうしても避けることが難しかった転勤も不要となり、この面でもワーク・ライフ・バランスに資する。

企業としても、テレワークができる環境をつくれば、場所に関係なく優秀な人材を集めることができる。機械翻訳の著しい発達は、国内に在住しない外国人らの活用可能性を高める。テレワークは、国境のないサイバー空間を利用した働き方であり、それにより、真のグローバルな労働市場が誕生するのである。

第7に、テレワークにより、人々は、場所に縛られずに社会課題の解決に貢献する機会が得られる。このことは、企業の所在地に左右されずに生活拠点を定めることができることを意味する。産業革命後の働き方は、巨大な事業所（大規模工場など）があり、そこに通勤することが前提となっており、職住を大きく分離させてきた。それによって個人の「場所主権」が奪われてきたが、テレワークはその主権を回復する意味がある。

第8に、前述のような移動弱者の雇用機会を広げることに役立つテレワークは、国連の掲げるSDGs（持続可能な開発目標）のなかの目標5「ジェンダー平等を実現しよう」や目標8「働きがいも経済成長も」に関係し、新しい価値観と整合性をもつものといえる。

以上要するに、テレワークが将来の標準的な働き方になるという予測は、ICTやDXの発達という技術的な側面だけでなく、この働き方が、さまざまな社会課題の解決に活用される（災害対策など）と同時に、テレワークそれ自体が社会課題の解決となる（雇用機会の拡大など）という社会的価値によっても裏

付けられるのである。

3 自営型人材活用への活用

(1) 「ジョブ」型雇用への移行

1でも述べたように、DXが進んだ社会（DX社会）では、人間が従事するのは、専門性に裏付けされた知的創造的なスキルを必要とする業務が中心となる。そうになると、企業にとっては、これまでのように、業務を限定せずに「何でも」やるという従業員は不要となる。正社員の働き方の特徴とされてきたのは、「いつでも、どこでも、何でも」やるという無限定な働き方であり、つまり、残業や転勤は当たり前、職務は企業の命令一つで何でもやるというものであった。しかし、今後は専門性が重要となり、「何でも」やるような働き方は求められず、職務内容も、その専門性に応じて特定されることになる。欧米では常識的なジョブ・ディスクリプション（職務記述書）が交わされるようになり、そこに記載されていない職務に従事することを、労働者は拒否できることになる。「ジョブ（職務）型」という言葉は多義的であるが、労働者の従事する職務、すなわちジョブの特定が「ジョブ（職務）型」の基本的な意味である。

日本において、このような意味の「ジョブ型」が広がってこなかった理由は、これが日本型雇用システムと合致しなかったからである。日本型雇用システムの特徴は、正社員候補の人材を、学卒時に定期的に一括採用する点にあった。その目的は、定年までの長期雇用を前提として、職業スキルがまだない段階の若者を、ゼロから教育して一人前の職業人に育成していくことにあり、年功型の処遇は正社員に長期勤続へのインセンティブを与

え、長年、企業に貢献できるようにすることにより、企業による人材への教育投資を回収できるようにするための手段であった。企業は、潜在的な能力に期待して正社員を採用し、様々な職務に従事させ、そこで経験を積みませると同時に、それをおして本人の適性を見極めて、徐々に本人のキャリア展開の道筋を絞っていく。

他方、キャリアの途中で新たな職務に従事させられるようなことがあっても賃金が下がってモチベーションを失うようなことがないように、賃金は年功的な職能給（職務の遂行能力に着目して格付けされた賃金）を中心とするものであった。また、ある特定の職務での能力不足があっても、それは企業が不適合な職務を指示したことが理由なので、解雇という形で労働者に責任を転嫁することはせず、解雇は本人の能力不足が著しく、しかも他の職務に転換したり、教育訓練を十分に行ったりしても能力向上が見込めないときの最後の手段としてのみ行われた。経営上の理由による解雇についても、企業には、解雇回避努力義務は重くのしかかり、例えば社内での異動が困難でも出向や転籍などにより雇用確保ができる場合には、裁判で解雇が無効とされることもあった。

しかし、DX社会では、前述のように職務の専門化が進み、その職務に従事するのに必要な人材のみを求人するようになるだろう。そこでは「職務を人にあてはめる」のではなく、「人を職務にあてはめる」ことになる。これが「ジョブ（職務）型」のもう一つの意味である。法的には、契約で職務内容が特定されるので、労働者の労働義務の内容はその職務の範囲に限定され、企業が人事権を行使して別の職務に従事させるよう命じる配置転

換の権利などは制限される。賃金は職能給ではなく、職務給となる。労働者は、特定の職務の「プロ」となり、相場より低い賃金しか提示できない企業は、そうしたプロ人材を採用できなくなる。

一方、「人を職務にあてはめる」ことの帰結として、その人材がその職務に求められる能力やスキルをもっていないことが判明した場合には、解雇は避けられなくなる。企業は、このような場合に備えて、労働者に対して、どのような能力やスキルが求められるかを、採用時に職務記述書で明記しておくことが必要である。その点があいまいであれば、後に裁判となったときに、企業の求めていた能力やスキルが不足していたということの立証が難しくなり、解雇は有効となりにくくなる。逆に、職務記述書で明記されていれば、その能力やスキルが不足していたことの立証は容易となり、企業は特段の解雇回避の措置をとらなくても解雇は有効と認められるようになるだろう。解雇回避を強く求める従来の裁判例は、職務を限定せずに、「職務を人にあてはめる」日本型雇用システムを想定したもので、そうした雇用システムや雇用慣行が変われば、裁判所の判断も代わる可能性は十分にあるのである。

(2) 雇用型から請負型への移行

こうした「ジョブ（職務）型」ないし「プロ型」では、「雇用」という契約形式をとっていても、企業が、指揮命令をして働かせるという要素は減り、「請負」化してくる。プロ人材の働き方は、自立性が高いものだからである。雇用という働き方の特徴は、本来、経営者側のほうが、どのように事業を遂行すべきかについて知識やノウハウをもち、労働

者はその経営者の手足となって働くというものであった。だから指揮命令を受けて働かせるための契約である「雇用」が選択されたのである。しかし、プロ人材は、むしろ経営者にはないような知識やノウハウをもつのであり、その意味で指揮命令をして働かせることに適しない。だからこそ業務委託契約や業務請負契約などの「請負」型の契約形態がフィットするのである。

企業にとっても、労働保険（労災保険、雇用保険）や社会保険（厚生年金保険、健康保険）の負担などを考えると、請負型で、企業が指揮命令をせずに人材を活用できるのであれば、そうした形態を選択するインセンティブがあるはずである。もちろん、企業にとっては、指揮命令をしない働かせ方は、働き方を相手に任せるということであり、それにはリスクもある。その意味で、報酬制度の内容などによって、いかにして働き手にインセンティブを与えるかが重要となる。もちろん、企業はこれまでも従業員へのインセンティブを考慮した人事制度の構築をしてきたのであるが、今後は、プロ人材を相手に、より精密な契約制度の設計が求められることになろう。

4 自営的就労者に対する政策

(1) フリーランス新法

3(2)でみたように、今後は請負化が進むのであり、それは会社員などの労働者とは異なり、労働法の適用を受けない自営的就労者が増えることを意味する。自営的就労者に関する政策については、政府は、2018年2月に、「人材と競争政策に関する検討会」報告書（公正取引委員会、競争政策研究センター）を発表して、フリーランスなど個人で働く人の独

占禁止法上の問題（取引における優越的地位の濫用からの保護など）を整理し、2021年3月には「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」（内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省）を発表した。さらに2022年秋の臨時国会に向けて、フリーランス新法の制定の動きがある（「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律」）。新法では、フリーランスを「業務委託の相手方である事業者」であって、他人を使用せずに働く自営的就労者を広く包含する定義が採用されている。

一方、厚生労働省が2018年3月に発表した「雇用類似の働き方に関する検討会」報告書は、自営的就労者のなかでも、雇用に近い働き方をする者に焦点が当てられている。ここではギグワークという言葉は使われていないが、「クラウドソーシング」などのインターネットで受注して自営的に働く者を意識した分析がなされている。

従来、自営的就労者については、クリエイター、通訳・翻訳、ジャーナリストなどの高いスキルをもつ伝統的なフリーランスを想定し、そうした人は契約において交渉力もあることから、とくに保護の必要性がないと考えられてきた。しかし近年では、そこまで高いスキルをもたず、必ずしも交渉力が高いとはいえない自営的就労者も増えている。そうになると、労働者と同じような保護は不要としても、彼ら、彼女らが安心して働けるようになるための最低限の取引環境の整備は必要であるという問題意識が出てくる。前記のフリーランス新法は、そうした問題意識から、自営的就労者全般をターゲットにして取引の適正化のためのルールを定めようとしたものである。

一方で、自営的就労者のなかには、ギグワーカーのように、ロースキルで高い収入を得ることが期待できないまま、不安定な状況で働く人もいる。そうした人たちは、労働者に近い面があるともいえるので、労働法の保護の対象から除外してよいのか、という問題意識が高まっている。上記の「雇用類似の働き方に関する検討会」は、そうした問題意識に 대응するために設立されたものであり、世間の関心の多くも、現時点ではこちらのほうに向けられている。

(2) ギグワークの現状と課題

そこで、ギグワークの現状がどのようなものであるかを、確認しておくこととしよう。「プロフェッショナル&パラレルキャリアフリーランス協会」が2022年に、ギグワークの代表として言われることが多いFDSの配達員に対して行った調査があり（フリーランス白書）、その結果は次のようなものである。

FDSの配達員の満足度は、「非常に満足」が13.9%、「やや満足」が48.5%で、合計で62.5%である。この仕事を今後も継続したいかという点については、「ずっと続けたい」が20.8%、「しばらくは続けたい」が61.1%で、合計で81.9%となっている。

FDSの配達員となる前の自身の働き方に対する課題については、「収入が低い」が42.1%で最も多く、続いて「働く時間に制約がある」が30.2%、「自分の裁量で働けない」が26.5%、「収入が安定しない」が24.2%の順である。これらの課題について、フードデリバリー配達員として働くことで、その課題が解決できたかという質問については、解決できたという回答は、「収入が低い」ことを課題としていた人は61.9%、「働く時間に制

約がある」の人は88.7%、「自分の裁量で働けない」の人は90.1%、「収入が安定しない」の人は52.7%だった。ここから読み取れるのは、FDSの配達員は、それ以前の働き方における低収入、時間的拘束、業務遂行の拘束、収入の不安定性に不満をもち、配達員として働くことによってそれが改善できているということである。

時間的拘束や業務遂行の拘束性がなくなるだけでなく、収入のアップや安定性でも改善がみられる点は注目される。その背景には、コロナ禍の影響で注文が多かったという事情もあろうが、それだけでなく、このタイプのギグワークが、本人の意欲や能力次第で収入の向上を図れるものであることを示している。

もちろん自営的就労という働き方は、一般的には、市場環境の変化にダイレクトに影響を受けるという点で不安定性が大きい。この点は実はFDSの配達員も同じであり、この働き方では、安定した収入が保証されることはない。問題は、こうした不安定性が、政府が取り組むべき課題であるかである。

ギグワークは、トレードオフの関係にある自由と保護のうち自由の価値を重視した人が選択した働き方であり、その意味では、もともと収入の不安定性は想定しているはずである。しかも、FDSの配達員の調査結果からもわかるように、収入は本人の意欲や努力により改善可能なものである。このことは、ギグワークの保護は、他人から与えられるものではなく、自分で勝ち取るものであることを示唆する。FDSの事業者は、配達員が自力で保護を勝ち取ることを可能とする働き方を提供していると評価することもできる。

もちろん、ギグワークに対する保護のなか

には、仕事に起因する事故の際の補償のように、雇用労働であるかどうかに関係なく認められるべきものもある。この点は、労災保険の適用のない自営的就労のデメリットであったが、労災保険には労働者以外の者も加入できる制度（特別加入制度）があり、しかもその適用対象者が拡大中である。FDSの配達員も2021年9月に対象者に含まれることが明記された（ただし、特別加入の場合には、みなし労働者となる自営的就労者自身が拠出する必要があるなど、雇用労働者と完全に同じ補償内容が認められるわけではない）。

一方で、デジタル・プラットフォームを介したギグワークにおいては、AIを用いたマッチングなどがなされることからくる独特の問題がある。AIを活用した「アルゴリズム管理」による「デジタル従属性」は、従来の労働法が考えてきた指揮命令にともなう従属性や経済的な従属性とは異なるタイプのものであり、これにどう向き合うかは、今後の検討課題である（EUでも、プラットフォーム労働におけるアルゴリズム管理について、透明性を高める手続等を定める指令案が2021年12月に発表されている）。

ただギグワークを活用している業務は、1でも述べたように、デジタル化の進展で機械により代替されていく可能性が高い。そうなると、自営的就労者の政策課題として、中長期的に取り組むべきなのは、高い専門性や知的創造性をもつプロ人材の仕事をめぐるものとなるだろう。

(3) 三つの政策課題

ギグワークに関して指摘した自由と保護のトレードオフという問題は、専門性が高い仕事をして、自律性が高い自営的就労者には、

いっそうあてはまるものである。自由な働き方である以上、法的な保護は必要でないということもできそうである。しかし、自営的就労者のなかには、前述のように、ハイスキルの伝統的なフリーランスとは違い、発注者（企業など）との間で交渉上弱い立場にある人もいる。また、国が個人の働き方を支えるために設けるべきセーフティネットが、歴史的な経緯もあって、会社員（とくに正社員）を中心に展開されてきたため、自営的就労者には不十分となっている面がある。ここからさしあたり、次の三つの政策課題が浮かび上がってくる。

(a) 取引の適正化

第1が公正な取引のためのルールの整備である。これはフリーランス新法でも対応しようとしているテーマである。現状でも、自営的就労者と企業との関係については、独占禁止法上の優越的地位の濫用の禁止（2条9項5号、19条）やそれを親企業と下請企業との関係で具体的なルールとして定めた下請代金支払遅延等防止法（下請法）などの経済法の分野の法律の適用はありうる（ただし下請法の適用対象は、資本金の規模と取引内容によって限定されていて、必ずしも広いものではない）が、これらは基本的には行政的手法を活用したものであり、契約を直接規律する私法的手法は採用していない（労働者には、労働契約法のような私法的手段も採用されている）。また自営的就労者は事業者とされるので、事業者と非事業者（個人）の契約に適用される消費者契約法の適用もない。フリーランス新法が必要とされる背景には、現行法では対応が十分にできないという事情がある。

なお、自営的就労者を、労働者に準じる者として、労働者と（部分的に）同じような扱いにする立法も考えられる。これはフリーランス新法とは異なる方向性であり、労働法学では有力に主張されているが、自営的就労者は、定義上、労働者とは違って指揮命令下にはない自律的な働き方であるので、労働者に準じた保護をすとしても、限界があると思われる。

いずれにせよ、ハラスメント防止など、指揮命令下であるかないかに関係ない就労者個人の人格的利益にかかわるようなものは、自営的就労者にも及ぼす必要はあろう。フリーランス新法でも、ハラスメントに関する規定は盛り込まれる予定である。

(b) 社会保障制度の見直し

第2は、社会保障制度の見直しである。政府は、2022年6月7日に発表した「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画～人・技術・スタートアップへの投資の実現」において、「勤労者皆保険の実現」と題して、「働き方の多様化が進む中で、働き方に対して『中立』な社会保障制度の構築を進める必要がある」とし、「フリーランス・ギグワーカー等への社会保険の適用については、被用者性等をどう捉えるかの検討を行う。その上で、労働環境の変化等を念頭に置きながら、より幅広い社会保険の適用の在り方について総合的に検討を進める」としている。

具体的な構想内容は必ずしも明確ではないが、現在の社会保険（年金や医療）において、職域保険（被用者保険）が適用される労働者（正社員が中心）とそれ以外の者との間において、給付内容や財政的な健全性の程度などに違いがあることを考慮すると、どの制度に

帰属しているかに関係なく（たとえば、年金であれば、国民年金だけか、厚生年金にも加入しているか、医療であれば、健康保険あるいは共済保険か、国民健康保険か）に関係なく、また健康保険でも大企業中心の健康保険組合か中小企業中心の全国健康保険協会かに関係なく）、個人の生活ニーズに応える制度に組み替えることが目指されるべきであろう。

上記の政府の実行計画における「被用者性等をどう捉えるか」という表現には、被用者保険を中心とする発想がみてとれるが、そもそもテレワークなど指揮命令が希薄な働き方が増えると、被用者性にこだわること自体が困難である。こうした現状をふまえると、被用者性があるかに関係なく、個人単位の社会保障が望ましく、そのような観点から制度の見直しがなされると、自営的就労で働くことによる不利益はなくなることになる。

(c) 職業教育の見直し

第3が、職業教育の見直しである。日本型雇用システムの下では、企業が、新規学卒段階で採用した正社員を対象に職業教育を行ってきた。そのため、企業が学校教育に期待していたのは、企業で職業教育を受けるための基礎となる素養だった。しかし、自営的就労者は、企業によって職業教育してもらえず、自らスキルを伸長させ、そうしたスキルがあることを前提に、企業から発注を受けるのである。そこで問題となるのは、どこでスキルを習得するかである。

DX社会では、教育でもAIが活用され、個人のアダプティブ・ラーニングなど、自律的学習のできる技術環境は整備されていくだろう。政府は、こうした自律的学習をサポート

する政策を展開する必要がある。その際には、これからの教育・学習の目的が、自営的就労者として自律的に職業活動が営むのに必要なスキルの習得であることを、国民に的確に提示することが必要である。とくに人文的な素養と技術に対するリテラシーをもった文理融合型人材の需要が高まるのであり、そうした人材の育成が、教育政策の中心的な課題に据えられるべきである。

5 おわりに

アフターコロナは、DXにより激変する社会にいかにして対応するかが政策課題の中心となる。デジタル技術は、うまく活用できれば国民に多くの利便性をもたらすが、それを活用するに必要なリテラシー（デジタルリテラシー）に欠ければ、そうした利便性を享受できなくなる。その意味で、DXは、社会にデジタル格差（デジタル・デバイド）という新たな社会問題をもたらす可能性がある。

これは労働の世界でも同じである。DXの波にうまく乗れるかは、企業の中長期的な存続に直結する。生き残る企業は、ビジネスモデルを大きく変化させることになり、それに応じて、必要とする人材のタイプも大きく変わることになる。結果、働く側も大きなモデルチェンジが必要となる。その具体的な意味は、企業に雇用されて働くというスタイルから、自営的に働くというスタイルへの変化であり、そこでは、ICTを活用して時間的にも場所的にも自由な自営（非雇用）型テレワークが標準的な形になる。こうした大きな変化のなかから生じる新たな政策課題として、とくに重要なのが社会保障制度と職業教育の見直しである。

一方で、目の前の課題として大きく採り上

げられがちなギグワークは、DXにより需要が減少すると予想されるので、政策的な重要性は必ずしも大きいものではない。しかし、ギグワークの減少予想は、ロースキルのままでは生計を立てる手段がない社会が来ることを示している。DX社会には、経済的な自立に必要なスキルを習得する教育政策が重要であることを再度強調して、本稿を閉じることとしたい。

第23回アジア太平洋フォーラム・淡路会議 国際シンポジウム 「コロナ危機・ウクライナ危機後の世界と日本」



「アジア太平洋フォーラム・淡路会議」（事務局：公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構）は、アジア太平洋地域の“多文化共生のビジョン”を明らかにするとともに、その実現に向けて広く社会に政策提言を行うことを目的としており、2000年に設立以来、毎年夏に淡路島で国際シンポジウムとフォーラムを開催しています。

2019年8月に第20回目を開催後、新型コロナウイルス感染症の影響で第21回（2020年）、第22回（2021年）は開催できませんでした。第23回目も、同感染症の影響を受けましたが、3年ぶりに2022年8月5日（金）、国際シンポジウムを開催することができました。

テーマは「コロナ危機・ウクライナ危機後の世界と日本」で、来場者を限定し、淡路夢舞台国際会議場（淡路市）からオンライン配信しました。井植敏・当会議代表理事と片山安孝・兵庫県副知事からの挨拶、「アジア太平洋研究賞」授賞式の後、五百旗頭真・ひょうご震災記念21世紀研究機構理事長をコーディネーターに、3人の講師から記念講演をいただき、165名が視聴しました。今回、3つの記念講演の概要を紹介します。

第23回アジア太平洋フォーラム・淡路会議「国際シンポジウム」

テーマ：「コロナ危機・ウクライナ危機後の世界と日本」

日時：2022年8月5日（金）

場所：淡路夢舞台国際会議場からオンライン配信

記念講演のタイトル・講師：

- ① 「ウクライナ危機が問いかけていること」

船橋 洋一

（（公財）国際文化会館グローバル・カウンシル チェアマン／元朝日新聞社主筆）

- ② 「パンデミックと日本の現場・国際社会」

砂川 富正

（国立感染症研究所実地疫学研究センター長）

- ③ 「激動の世界とアジア経済の行方」

澤田 康幸

（東京大学大学院経済学研究科教授／前アジア開発銀行チーフエコノミスト）

記念講演 1

「ウクライナ危機が 問いかけていること」

講師：船橋 洋一

((公財)国際文化会館グローバル・カウンシル チェアマン／元朝日新聞社主筆)



1. ウクライナ戦争が日本に与える意味

2月に始まったウクライナ戦争は今なお続いている。しかし、時代錯誤とも感じるこの戦争は、急に起こったわけではなく、ロシアにとってはソ連崩壊、ウクライナ独立、2014年のクリミア併合等に伴う民族主義的思想の煽動、ウクライナにとっては、独立後の政治体制をヨーロッパ寄りにするかロシアとの関係を重視するか、ロシア系住民やロシア語の位置付けなどのアイデンティティの問題等、多数の伏線があった。

これらは地政学、さらに言えばリアルポリティーク（権力政治）の問題である。今回、ロシアはヨーロッパ、特にドイツに対して天然ガスの供給を停止するという制裁を行う一方、世界各国から金融をはじめとする制裁を受けている。制裁された国は、制裁されたことを忘れない。アフリカやアジア、南米といったグローバルサウスの国々や、中国やイ

ンドのような地域大国の多くが、今年3月2日に国連総会で行われたロシア非難決議で棄権し、4月7日、国連人権委員会におけるロシアの理事国資格を停止する決議が可決された際は、トルコやメキシコなど59カ国が棄権した。棄権国の多くは経済制裁を受けた経験がある。ロシアのウクライナ侵攻に最も脅威を感じているバルト海の国々では、フィンランドとスウェーデンが、これまで中立国の立場を保ち、NATO（北大西洋条約機構）には未加盟だったが、一気にNATO加盟を決定した。

一方、日本は戦後間もなくの1950年に大きな選択を迫られたが、講和を受け入れるという正しい選択をした。もし中立を選んでいたら、日本はもたなかったであろう。

2. 地政学的重圧を受ける日本

地政学とリアルポリティークの話をした。ロシアにとってウクライナは地政学的に最も重要な地域である。バルチック艦隊の寄港地として知られるバルト海沿岸のカリーニングラード（ロシアの飛び地）が、リトアニアやポーランドを経由しないと行けないように、黒海に面したウクライナのクリミア半島も、ロシアにとって重要な勢力圏で、地理の専制（tyranny of geography）とも言える過酷で苛烈な地政学的状況にある。

日本や台湾も、地政学的な重圧にさらされている。日本も台湾も、アリューシャン列島から北海道、日本列島、南西諸島、台湾、フィリピン、ボルネオ島、インドネシアに至る「第一列島線」の真ん中に位置している。中国は日本の与那国島や宮古島、台湾は目障りなバリケードのようで、窮屈に感じている。日本と台湾は、「第一列島線」でウクラ

イナと同様な地政学的リスクを背負っている。「第一列島線」を共有していることが「台湾有事は日本有事」の構造的背景になっている。

3. 中露接近にどう向き合うか

中国とロシアはいずれも専制主義 (authoritarian) で、日本のような民主主義国とは政治体制が異なる。その中で努力して付き合い、共存し、もめ事を制御しなければならない。

今、中国とロシアは安全保障上の利害が非常に深く一致しており、条約を基にした同盟ではないものの、深い提携、協商関係を構築している。今年2月4日に出された中露共同声明は、英語で5,000字以上の長文で「無限の友情」や「無限の協力」といった言葉を使い、事実上の準同盟宣言と呼べる決意表明である。また、中国はベトナムとの領土交渉を成功させ、ロシアともエリツインの時代に領土問題を解決し、その後の中露関係の安定につながっている。さらに、中国にとって深刻なエネルギー問題についても、中露で相互補完関係を築いている。ロシアから天然ガスパイプライン「シベリアの力1」を引き、今年2月に中露共同声明を発表した時には、モンゴル経由の2,600kmのパイプライン「シベリアの力2」によるガス供給量拡大に契約した (2024年着工、2030年頃完成予定、30年強の長期契約)。

現在のロシアは、中国との協商関係を安定化させる一方、アメリカに対しロシアの専制主義を崩壊させるのではという不信感や敵がい心を持っている。中露両国の関係は長期化し、そのこと自体が日本や欧米を中心とした民主主義国あるいは近隣国に非常に難しい問

題をもたらすだろう。

両国とも核保有国であり、ユーラシアの端の半島には北朝鮮というもう一つの核保有国がある中、日本は二正面外交を強いられ、中露に対して難しい立場に立ち、熾烈な状況に立ち向かわざるを得ない。

4. 長期化するロシアへの経済制裁

今は地政学的目的のために経済をパワーとして使う時代になっている。この戦争を終わらせるため、どこかで休戦協定を結び、平和協定という出口戦略を思い浮かべるために今回の経済制裁体制は必要であるが、残念ながら非常に長期化すると考えられる。

ロシアが半導体などさまざまなものを輸入できなくなっていることは確かに効いている。戦前の日本も輸入ができないために持たなくなった。特に資源やハイテクの輸入分野の経済制裁を進めている。今回の制裁は、常任理事国であり拒否権も持っているロシアが相手のため、国連憲章第41条に規定されている経済制裁ではない。ただ、国連は、経済制裁を国際平和安定のための正当な手段であると憲章に明記している。軍事力を使わず、経済制裁を使うインセンティブは高まっている。

一方、今回の国連のロシア非難決議に関しては、棄権国がとても多い。3月2日の非難決議では棄権国35カ国のうち32カ国、4月7日の国連人権委員会の理事国資格停止決議では棄権国59カ国のうち47カ国が、中国から戦略的なインフラ投資や融資を受けている国々 = 中国の「一帯一路」沿線国 (Belt and Road Initiative : BRI) である。

世界199カ国のうちロシアへの経済制裁のレジームに加わっているのは、日本を含む民

主義国の37カ国だけで、多くの国々は棄権国あるいは反対国である。IMF（国際通貨基金）の調査では、棄権国のうち53カ国が債務危機または債務危機寸前であり、グローバルサウス、東南アジアなどの諸国は、どちらか選択を迫られること自体を拒否していくと思われる。そうした国々と国際秩序安定のビジョンを共有し、一緒に何ができるのかを考えるような、新しい外交を進める必要がある。

5. 揺らぐ国際秩序の中で

戦後70年以上かけて、アメリカを中心に築かれた、自由で開かれたルールベースの国際秩序「LIO (liberal international order)」が今、非常に揺らいできている。日本、韓国、中国、インドなど多くの国々がその裨益を受け、戦後の奇跡とも言える長い平和を築いてきたが、LIOが崩れればどうしても地政学的なリアルポリティークが生まれ、国際秩序は固定相場制から変動相場制に代わったような取引的なものになっている。これは日本にとって非常に由々しきことである。国際秩序が安定していた時、日本は1902年に日英同盟を結び、かつて戦争相手だったアメリカと同盟国となり、国際秩序の安定の中で繁栄してきたが、秩序が崩れれば非常にもろい国である。

1968年、西ドイツを抜いて世界第2位の経済大国となった後の1972年、後にカーター政権で国家安全保障問題担当の大統領補佐官となったアメリカの国際政治学者ズビグネフ・ブレジンスキーが、著書『fragile blossom (ひよわな花・日本)』の中で「日本の経済成長は確かに素晴らしく、あつという間に経済大国になった。しかし、ニクソンショック後の

日本を見ていると、外部の秩序の変化に非常にもろい。自らコントロールできないことの余波がこれほど大きく作用する国はそうはない」と述べている。われわれはこの観点を忘れていてのではないか。

昭和の時代、日本はみんながよく働き、戦後復興したことで経済大国になったが、その繁栄は背景にあった国際環境や国際秩序によって許され、機会を与えられた部分が大きかった。中国、韓国も同様に繁栄したが、今はそれが大きく暗転している。

安全保障の一番の黒字国はアメリカで、南北の国境をカナダとメキシコとしか接しておらず、東西を大西洋と太平洋に挟まれている。アメリカがこれだけグローバルに国力・戦力を投射できる国になったのは、安全保障の黒字構造が大いに影響している。一方、ドイツやポーランドは8カ国、ロシアと中国はいずれも14カ国と国境を接している。国境をたくさん持つユーラシアの国々は、地政学的に安全保障の赤字国である。

日本は、東シナ海のおかげで中国の影響力を相当防ぐことができ、海によって物理的に遮られ、時間を稼ぐことができるので、朝鮮半島と比べてはるかに有利である。第二次世界大戦後もブレトン・ウッズ体制、国連のシステム、何よりも日米同盟という国際秩序のおかげで安全保障の黒字国だった。しかし、今はその黒字がどんどん減っている。肝心のアメリカがどこまで国際的な抑止力を構築し、コミットメントを維持できるのか。TPP（環太平洋パートナーシップ協定）からの撤退はトランプだから強行したという見方もあるが、バイデン政権でもその路線は踏襲され、TPPには復帰しないと明言している。アメリカがマーケットアクセスを提供でき

ないことによって、そこに空白が生まれている。

安倍政権下の日本は、TPPの代わりに発効されたCPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）の交渉においてリーダーシップを発揮した。QUAD（日米豪印戦略対話）もサミット開催まで持っていったので、長期的な一つの大きな枠組みになっていくと思われる。QUADも包含すると思われるFOIP（自由で開かれたインド太平洋）という概念も、中国と競争はするけれども、同じ原則をシェアするならば一帯一路には協力できるものは協力していこうという姿勢をとっている。アメリカにトランプ政権という非常に特異な政権が生まれ、アメリカがTPPから撤退したことで空白が生まれたこと、その空白を埋めることをアメリカが認め、あるいは認めないまでも日本にある程度やらせてもいいという姿勢だったこと、そして中国がトランプに対する保険として日本との関係もある程度良くしようとしたこと、日本はこれらの状況をうまくとらまえて空白を埋めることができた。

国際秩序が崩壊し、新しいものは生まれず、むしろ中国がオルタナティブを出そうとする中、安倍政権は「積極的平和主義」といって、自ら当事者意識を持って、自由で開かれた国際秩序に積極的に参画し、構築していった。日本はルールメーカーになれるほどの大国ではないけれども、ルールメークの環境をつくるルールシェイパーにはなれる外交を行った。国際秩序が崩れ、安全保障の黒字が減っている時にはとても重要な外交であった。

6. 「国民安全保障国家」を目指せ

ウクライナ戦争で出てきた課題を日本に照らして考えてみると、まず経済制裁とは本当に恐ろしいものである。戦前の日本は、アメリカから石油制裁を受けた。あの制裁によって日米戦争が起こったわけではないものの、日米外交交渉が進まなくなった。

経済相互依存があれば平和を維持しようとする意志が働き、関係が安定するが、どちらかが依存する非対称性が生まれると、相互依存の武器化（weaponization）が起こりやすくなり、経済制裁に振り回されると、自国第一主義の方向へどうしても移行し、全世界がよりローカルでリージョナルな枠組みに向かう。その結果、普遍的な原則やルールが守られにくくなるリスクが生じ、経済制裁を予防するために先制攻撃的に資源を奪うような争奪戦になって国際秩序が破壊される恐れが生じる。

日本は経済制裁の怖さを考えておかなければならない。日本は他国に経済制裁を振りかざせるほど体力がない。エネルギー自給率はたった11%と、G7の中でも断トツに低い。アメリカやカナダのような100%以上の国は例外にしても、次に低いイタリアでも26%、ドイツは45%ある。エネルギー一つとっても日本はいかにももろい。

また、戦前の日本は軍が民間のシーレーンを守れず、逆に民間の船が軍に徴用されるという悲劇的な状況が起きた。ネットワークシステムに悪意を持ったバグを埋め込まれることへの警戒感を持ち、経済のレジリエンスにアメリカとともに取り組む必要はあるが、日本はそもそもその前にシーレーンも含めエネルギーや資源の経済安全保障において手当てすべきことがたくさんある。

サンフランシスコ条約締結後、アメリカの政治家ジョン・フォスター・ダレスは、「アメリカは地政学のくびきから世界を解き放った」と言った。実際、アメリカが中心となって構築した戦後の国際秩序が、戦前のような地政学的葛藤を相当程度抑え込んできたが、日本の安全保障や経済安全保障は、アメリカ頼みだけで守れなくなっていることを正面から見据える必要がある。世界のパワーバランスを維持し、国際秩序を積極的に構築していく上で日本の役割は大きくなっており、今後日本は安全保障を政策としてより貫徹させていくべきである。日本は、気候変動やパンデミック、自然災害という大きなインパクトのあるリスクに対する安全保障を含めた「国民安全保障国家」をつくっていく必要がある。

記念講演2

「パンデミックと日本の現場・国際社会」

講師：砂川 富正

(国立感染症研究所実地疫学研究センター長)



1. 実地疫学研究センターの紹介

脇田隆宇を所長とする国立感染症研究所(以下「感染研」と記す)には、研究部やセ

ンターが配置され、大部分が病原体などの基礎面の研究を行っているが、感染症疫学センター、感染症危機管理研究センター、そして私がセンター長を務める実地疫学研究センターの三つが他の部と異なる性格を持つ。新型コロナウイルス感染症の発生が、現在の体制設置に影響を与えたであろう。

実地疫学研究センターの中に1999年9月、FETP(実地疫学専門家養成コース)が設立された。1996年、大阪府堺市の学校で腸管出血性大腸菌O157による集団食中毒が発生し、約8,000人が感染したが、当時はこうした大規模な事例に対し、特に国が自治体を支援する仕組みや権限がないことが問題になった。1999年に感染症法が施行され、2年間の実務研修を行うFETPがスタートした。実地疫学(field epidemiology)では、仮説がない状態で問題が勃発した時、その全体像を把握し、どういう問題が起きているのかという仮説を現場で設定し分析する。その学問を行う人たちを実地疫学者(field epidemiologist)と呼ぶ。

FETPは、米CDC(疾病管理予防センター)のEpidemic Intelligence Service(EIS)というプログラムをモデルにし、ロゴの穴の空いた靴のように、穴が開くほど現場を歩いて調べる「病気の探偵」の養成を目指している。FETPには現在20人が在籍し、およそ8割が自治体から派遣された方々であり、私は1期生である。

こうした実地疫学専門家(以下「専門家」と記す)は、感染症の危機管理事例を迅速に探知して現場で対応しているほか、実際に起こった事例について、今はこういう状況だからこんな対策を取れば次にこんな展開になる、取らなければこんな展開になるというこ

とを、いろいろな情報や知見を基に分析し、状況が改善するまでの対応に芯を与えて対策をバックアップする。新型コロナウイルス感染症対策において重要な役割があることが認識された。専門家は現場の肌感覚を大事にしており、現場で得られた情報を自治体の首長や政府の必要な方々に提供し、市民へのコミュニケーションも実施している。

世界では、現在75のプログラムで2万人の専門家が各国の公衆衛生施策に従事しているが、日本ではこの22年ほどの間にFETP修了者がまだ100名にも達していない。WHO（世界保健機関）の試算によると、日本の人口に対して600人の専門家が必要だが、20年で約100人を養成してきたわけで、600人に達するにはあと100年ぐらいかかる。国からは、各都道府県、保健所設置市および特別区（計155自治体）に1名ずつとした場合、すなわち155名を一つの目処として努力するよう指示をいただいている。

2. 新型コロナウイルス感染症パンデミックとの関わり

日本の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の初期を振り返る。2020年2月の第1回専門家会議では「（当会議は）日本で新型コロナウイルスに対応するための基本的な考えを、社会・経済機能への影響を最小限としながら、感染拡大を抑制する効果を最大限にする方針とし、政府に助言した」と述べられている。日本は当初からコロナをゼロにするのではなく、社会・経済機能を回しながらコロナ対策を行う「ウィズコロナ」の方針を結果的に示していた。専門家会議では、日本における初期のCOVID-19対策の根幹に、①クラスターの早期発見・早期対応、②医療体

制の確保、③市民の行動変容の3つを挙げていた。

同じ頃、ヨーロッパ各国では、感染者の強制隔離など強い権限で人の行動を抑制した。新たな法制度の制定、憲法の緊急事態条項などの適用変更、特別権限の付与など、かなり強力な対応がなされていた点が日本との大きな違いである。例えばフランス政府は、封じ込め対策として外出に必要な書類を持っていない者に罰則規定を設けるなど、日本のように自主的な抑制に期待するのではなく、警察なども動員した形で厳しく対応した。

日本では、いわゆるステージⅣ、「爆発的な感染拡大および深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な状態」になった時に「緊急事態宣言」が都道府県単位で発出され、その手前の段階に「まん延防止等重点措置」が取られた。また、飲食店への対応が重視され、時短と休業の命令・要請に、違反すれば30万円以下の過料が課された。住民には外出自粛が「要請」された。発出、期間延長、区域変更時には国会への報告が義務付けられたが、全般的に他の国に比べて厳しくなかった。その中の、公衆衛生上の対策の根幹がクラスター対策である。クラスターを「ヒトヒト感染を起こすような状況下で便宜的に5人以上が感染を起こした集団と認識される場合」と定義した。

全国の保健所が中心となってクラスターを早期に見つけ、迅速に対応し、感染研は専門家グループとしてその対応について支援を行ってきた。当初の感染拡大の状況が随分変わっていく中で、クラスター対応を中心とした対策が結果的に長く続き、成果も上げたが、保健所と公衆衛生業務に携わる方々への業務負荷が非常に高まった。実効性を含め

て、どの状況でクラスター対応をするのか、やめるのかという検証を行う必要がある。

積極的疫学調査の実施要領には、コロナに限らず重要な感染症対策として「感染源の推定、濃厚接触者の把握と適切な管理を行うことによって感染伝播拡大阻止に努めることが重要である」と記載されている。それを国内全ての保健所が実施する。実地疫学研究センターは、2020年2月に政府が発足させた「クラスター対策班」の「接触者追跡チーム」の主軸として、他の大学や専門家のグループと情報連携を行いながら、保健所を中心とする現場支援を進めてきた。

新型コロナウイルスがヒトからヒトに感染する中でクラスターが発生し、あるクラスター内の感染者が次のクラスターの始まりになる。感染した人を隔離してさらなる伝播をストップさせれば、次の大規模感染を防げる。初期に、例えば10人のクラスターだった場合、そのうちの9人までは誰にも感染させていないが残りの1人が多くの人に感染させている傾向があった。その傾向は「三密」と呼ばれる特徴を持った行動から発生していた。残る約1割の対応すべき人たちに集中的に対策を取ることで、クラスター対応は成功するだろうと目された。

また、感染者の同居人、閉じられた空間の中で一定以上一緒に時間を過ごした者、適切な感染防護なしに感染者を介護した者、感染者の飛沫などに直接接触した可能性の高い者を「濃厚接触者」と定義した。1m以内の距離で互いにマスクなしで会話を交わした場合は、時間の長さを問わずに濃厚接触者に該当する場合があります、手で触れることのできる距離で、感染予防策が十分でないまま感染者と15分以上の接触があった場合も該当する。感

染研の専門家による調査では、感染者の周りに調査をかけて濃厚接触者を特定していくが、実際は濃厚接触者であっても言いたくない人が、日本も含め世界中でみられたため、大きく調査の網を掛け、聞き取りだけでは本当は濃厚接触者かどうかわからないような人たちも一挙に検査対象に含めた。

最近では、高齢者や基礎疾患を持つ人の早期検出と隔離が重要になり、さらにワクチン接種が十分できていない方々も重症化のリスクが高い。このような人々を早期に検出する対応が重要である。濃厚接触者については、パンデミック発生初期に比べると厳密な検出や対策を明らかに採らなくなったが、施設でのクラスター発生時に行う対応は、今でも重要である。例えばある施設の感染管理を強化（介入）すると、従来株の時点の介入から14日間は感染者が出るかもしれないが、それ以降は感染者が出なくなり、さらに14日間過ぎた段階で終息宣言とすることがオーソドックスな方法である。感染管理の専門家とともに見通しを持った対応を取ることで、芯の通った感染対策ができる。

今はオミクロン株が流行しているが、オミクロン株流行前の段階で、世界の半数近くの人が1回は感染しているとする論文がある。オミクロン株になって患者が一気に倍ぐらいに増えたことで人類のかなり多くが感染してしまった。世界には感染で免疫を獲得している人が多く、ワクチン接種で免疫を獲得している人が多い日本と他の国々で、発生動向の違いが生じる可能性がある。また、今はオミクロン株の中のBA.5が猛威を振るう中、濃厚接触者の特定や接触者調査はあまり行わなくてもいいだろうと言われる。ただ、オミクロン株は変異ウイルスとして出てきたうちの

一つで、日本を含めて世界は数カ月ごとに新しい変異ウイルスが発生している状況であり、これへの備えを考え続ける必要がある。

3. FETPが全国的に取り組んできたクラスター対応の変化

新型コロナウイルス感染症の初期段階では、地域封じ込めや事例対応を目的に、疫学調査や感染管理、病院機能維持といったクラスター対策を行ってきた。感染管理と病院機能維持については自治体がかかなり工夫をし、院内・施設内感染に関する関係機関との連携体制やDMAT（災害派遣医療チーム）の支援体制の強化が進んでいるが、疫学調査はやや時間がかかっている。クラスターの3分の2ほどは医療機関や高齢者施設で発生しており、専門家は其中で疫学調査や感染管理のアドバイス、病院施設機能維持に従事してきた。ところが2021年に入ると、医療機関や高齢者施設への派遣要請は急激に低下した。それから、アルファ株の出現とともに、ゲノム情報と疫学情報を突合させて変異ウイルスを早く見つけ、その変異ウイルスが広がるのを少しでも遅らせる対応をとった。さらに、変異ウイルスの疫学的な特徴が随分異なるので、それぞれのウイルスの特徴を見つける作業（深掘調査）を行った。

感染研の専門家は、封じ込めを行う活動を続ける中でさまざまな事例に出会い、得られたキーワードを国民に情報還元してきた。最初は「クルーズ船」「スポーツジム」「デイサービス」「ライブハウス」「夜の街」「屋形船」「院内感染」「障害者施設」、時が進むと「調査へ非協力的」「休憩室」「標準予防策の不備」「歩き回る認知症高齢者」「ホストクラブ」「離島」が出てきて、最近になると「米

軍基地」が出てきた。そうしたキーワードを情報還元するのは、専門家の大きな役割である。

変異ウイルスの時代になり、変異ウイルスの拡がりを早く見つけて芽を摘み、感染拡大を遅らせる役割が出てきた。すなわち、変異ウイルスが国内に入ってきては自治体が止め、一つ一つのクラスターに自治体に対応することでウイルスの広がりを抑えていたのであり、その中で抑え切れなかったものが全国的な流行につながった。アルファ株に関しては、実際には初期にはクラスターの連鎖を途中で止められた事例が大半であった。デルタ株に関しても、大きな流行の起点になったものが七つあったことが後からふりかえってわかったが、うち六つについては自治体がそれぞれ封じ込めに成功していた。いずれの事例にも感染研のメンバーが現場対応に参加していた。七つの事例は全てインドやネパールからの流入で、突破されてしまった一事例は、実際に介入に入った時点でかなり拡大していた。

オミクロン株（BA. 1）に関しても、幾つかのウイルスの系譜が入ってきており、ある系譜は、日本国内各地の保健所が拡大を止めることに成功し、流行することなく終わった。しかし一方で、オミクロン株の大流行には、沖縄県や山口県の米軍基地との関連もあっただろうと推測され、最初から大量のウイルスが入ってきた地域では、とても対応できる状況ではなかった。水際対策をしっかり行い、ウイルスが少ない量で入ってきた場合には、日本の保健所はかなり対応できることが示唆されていた。

4. BA. 5に関する情報提供

BA. 5については、感染研として、それまでのBA. 1などと比べて感染拡大抑制のための接触者調査を行える状況ではなく、十分な対応を行うことができていない。BA. 5は南アフリカで最初に出現した可能性が高い。現在主に猛威を振るっているBA. 5とその前のBA. 4は、最初のBA. 1、BA. 2などと比べ伝播性が10%以上も高いと言われ、また中和活性の低下をもたらすことからワクチンの効果が十分ではないかもしれないとも言われている。しかし、どのようなウイルスに対しても、ワクチンをしっかり3回以上打つことは有効である。

日本では、第7波の感染拡大が西日本（島根県や九州北部など）から東へだんだん進んでいった。BA. 2などの流行株がある程度抑えられていた西日本で、流行の速度が速いBA. 5の置き換わりが早かったと考える。BA. 5については患者数の増え方が非常に早い。多くの方が感染してしまうので、重症者・死亡者の増加につながる怖れがある。また、これまで新型コロナウイルス感染症は子どもには影響が少なかったと言われていたが、今回は子どもの感染者が多く、重症になる子も出てくる怖れがある。日本の小児ワクチン接種率は高くないため、気をつけなければならない。インドではBA. 2.75の感染報告数が増えており、これが次の第8波になるのではないかと警戒されている。

日本では、患者はたくさんいるにもかかわらず、感染拡大は終わっていると思っている方が多いが、変異ウイルスの出方を見ると、この1年間に2～3回の大きな波が起き、そのたびに感染者数も死亡者数も多くなっている。もう一つ気になるのは、新型コロナウイ

ルスが野生動物に伝播しているという情報である。動物との接触が多い人や動物の肉を食べる人に感染していくリスクが懸念され、動物と人間のウイルスが伝播する連続性について警戒する体制が重要である。

5. 今後も変異株への備えが必要

新型コロナウイルス感染症について、今後も変異ウイルスの出現への警戒や備えが必要な状況は続いている。経済活動になかなか戻れないのではないかと不安になるが、ロックダウンをして動きを止める方策ではなく、現時点での対策の基本は自己防衛に移行している。自分や自分の大切な人を守るために対策することが基本である。それぞれの年齢や基礎疾患に応じてワクチンを接種すること、通常の感染対策－手洗いの徹底、適切なマスクの着用、三密の回避、こまめな換気などは、今でも非常に重要である。特に食事中マスクを外して大声でしゃべることは慎んでいただきたい。ワクチン接種については、2回の接種では免疫の質も量も十分でなく、3回接種することで抗体が安定化する。感染すると後遺症が残ったり、亡くなったりする恐れがあるので、必要な人は4回、小さい子どもから若い方も含めて3回は接種していただきたい。必要な感染対策を頑張って、個人防衛で乗り切りたい。

ヨーロッパの学術誌では、各国が罰則をもって個人の行動を変容しようとしたが困難だったこと、検査能力が最初は十分でなく、大量の検査がうまくいかなかったこと、日本がクラスター対策として取り組んだ接触者調査は初期には非常に重要であることが指摘されている。日本の保健師たちはこの対応で電話をかけたり、話を聞きに行ったりしている

が、世界のほとんどの国が、患者数の著しい増加により濃厚接触者を特定して行う接触者調査をやめざるを得なかった。さらに、自宅隔離と指示されながら、食料の手配などの問題が解決されていなかった国は多く、予防接種をしっかりと行うことで対策を終えたと考えた国が多かったが、それで終了ではないということが指摘されている。個人の予防策としての手洗いやマスクの適切な着用、三密の回避、換気及びワクチン接種が必要な状況は、世界中で変わらない。

6. クラスタ対策の今後

新興感染症がはやって、感染者が増え切ってしまうと役には立たないが、少しずつ増える時期にはクラスタ対策は有効であると期待された。ワクチンが登場して、これを接種することで患者の発生がぐっと減り、その間少しずつ感染者が出た時にクラスタ対策を頑張れば流行は抑えられるだろうと。ところが、残念ながら大きな波がひっきりなしに続いている。クラスタ対策が有効である時期は限られていて、感染者が増えきった時期にはあまり有効ではないと言える。ただ、家庭内感染が半分以上を占める状況は変わらないことが多い。クラスタ対策としての接触者の追跡は、流行が拡大し始める時期に限って行う、増えた時期でも陽性者に対して家庭内感染を防ぐ工夫をすることは有効で継続すべきと思われる。今後重症者をもっと出てくるようなウイルスに対する備えとして、調査のオン・オフの体制を整えることが重要である。

オミクロン対策として、個別の医療機関や高齢者施設等では依然として積極的疫学調査が必要である。政策として「クラスタ対策

のオン・オフ」(流行に向かう時はオン、流行拡大期が過ぎたらオフ)をつけ、変異ウイルス発生時には、起点のゲノム情報を収集・分析・発信する。そうした政策推進の理論的な裏付けを、感染研の専門家が担う。

とにかく人々は楽観的な方向のみを考えてしまいがちだが、いろいろなウイルス変異の可能性を考える必要がある。その中でどんな対応を取ることを人々が納得できる最善の道とするか、明確な目標を掲げ、その目標に応じて接触者調査やいろいろな戦略を整えることが大事である。これからの目標設定のために、専門家と国民がディスカッションをしっかりと行い、合意形成していく必要がある。専門家は、靴の底がめくれるまで一生懸命いろいろな自治体の現場を歩き、協議し、実際に悲しい場面にも遭遇しながら対応してきた。今後も活動を続けていくためには、国民の公衆衛生活動に対する理解が必要不可欠である。

記念講演3

「激動の世界と アジア経済の行方」

講師：澤田 康幸

(東京大学大学院経済学研究科教授／前
アジア開発銀行チーフエコノミスト)



世界とアジア経済について、過去50年の成功、現在の新型コロナウイルス感染症の影響、今後のウクライナ戦争によるリスク、そして急速に進化したデジタル化等、アジア経済におけるポストコロナのニューノーマル（新たな常識の定着）という、歴史・現在・未来の三部構成で議論する。

1. アジア開発史：政策・市場・技術発展の50年

この50年で、世界経済に占めるアジア経済のシェアがかなり高まった。ADB（アジア開発銀行）が「アジアの途上国」と定義する46カ国・地域の世界経済に占めるシェアは、1960年の4%から2018年には24%に増えた。これに「アジア太平洋地域の先進国」（日本・オーストラリア・ニュージーランド）を加えると、1960年の13%から2018年には33%まで増え、今後もさらに増える見込みである。その結果、「アジアの途上国」の貧困人口比率は、1980年の7割程度から現在7%以下と劇的に減少している。

アジアの成功の主要因を、ADBは五つにまとめている。

- ① 将来を見据えた政府のサポートによる市場機能の活用。
- ② 産業構造の高度化。
- ③ 生産能力への投資（物的資本やインフラストラクチャー）や人的資本の構築（教育、健康など）。
- ④ 技術を海外から輸入・模倣する立場から、世界経済の技術革新を牽引する立場への変貌。
- ⑤ 日本を含む先進国やADB・世界銀行等の国際開発金融機関との有効なパートナーシップ関係の構築。

第二次世界大戦直後のアジアの政府主導の開発政策は、市場よりも政府主導の工業化政策が軸になっていたが、順繰りに市場メカニズム、市場志向の改革を各国が採用し、成長が強まった。特に何らかの危機が起こった際に、それをきっかけとして改革・開放、経済成長などの構造変化が起こるというパターンが見られた。中国にとっては文化大革命、インドにとっては湾岸戦争時における国際収支危機、東アジア・東南アジアにとってはアジア通貨危機、日本にとっては第二次世界大戦が、その後の経済成長を促した。阪神・淡路大震災からの復興が淡路会議始まりのきっかけとなったように、危機や災害は大きな改革や新しい動きの契機になっている。従って、現在のコロナ禍やウクライナ戦争が契機となって改革が進む可能性があるということも過去50年の歴史から示唆される。

農業主体から製造業へ、さらにサービス業へと産業構造が順調に変化したこともアジアの経済成長の源である。先進国も同様の構造変化を経たものの、変化のスピードが非常に速かったこと、農業・製造業・サービス業それぞれのセクター内での生産性が継続して伸びたことで国全体の生産性が継続して向上したことがアジアの特徴である。

アジアは、まず先進国から技術を輸入・模倣した。留学、技術者の海外派遣、日本も積極的に行った技術ライセンスの輸入、リバーズエンジニアリングなどが進められ、積極的に貿易や設備投資を行った。そこから、自ら技術革新・イノベーションを起こす方向に向かっていった。アメリカでの特許承認数について、1965～69年はドイツ、イギリス、フランス、日本、カナダがトップ5で、アジアからは日本だけがランクインしていたところ、

2015年は日本が1位で、韓国、ドイツ、台湾、中国とトップ5のうちアジアの国が4つランクインした。インドもトップ10に入っており、アジアがまさに世界全体の技術革新を担っている。

近年まで、日本がトップランナーとしてよりハイテクノロジー製品や財を生産し、韓国や台湾、香港、シンガポールが日本の後を追いつき、その後を東南アジア・南アジアの国々が追う雁行形態型での「産業間の貿易」を通じた経済発展が進んできた。一方、技術水準があまり変わらない財をアジアの国々が作り、持ち寄って中国でiPhoneを組み立てるような、サプライチェーンネットワークやGVC（グローバルバリューチェーン）が最近では増えている。そのため、アジアにおける中間財の輸出割合は年々大きくなり、GVC、「産業内の貿易」へと軸足が動いている。

発展の初期において、こうした国際的なアジアの発展を支えたのが主に外国からの開発協力資金で、さまざまな分野においてアジア地域は二国間・多国間の経済協力、開発協力、資金協力を受け入れてきた。

2. アジアにおけるコロナ禍とウクライナ戦争

世界全体の新型コロナウイルス感染者数を見ると、2022年初頭から感染力の強いオミクロン株がパンデミックに大きな拍車をかけた。パンデミック収束は日本と同様、アジアでも途上だが、ワクチン接種率を欧米と比べると、2回接種の比率はアジアの途上国ではアメリカよりも高く、3回接種の比率は低い。コロナ禍は健康上、公衆衛生上の危機であるとともに、甚大な経済被害を生み出し、国内需要も観光需要も激減した。

こうした経済被害に対処するため、各国政府は大規模な財政金融政策を打ち出した。アジアの途上国全体の財政金融政策の規模は、GDP（国内総生産）の17%にも相当し、医療や生活サポート、ビジネス支援等、社会経済活動を維持するために使われた。

中国は上海のロックダウンを再発動するなど、移動制限を続けているが、その他の国はオミクロン株が流行していても、社会経済活動への制限は順次緩めている。その結果、2022年初頭のアジア経済は、景気も上向きになり、活発な状況を保っている。2020年3月のWHO（世界保健機関）によるパンデミック宣言以降、ほぼ100%休止されていた海外からの観光客の受け入れも徐々に緩和され、特にモルディブはパンデミック前の水準に戻っている。

アジア経済はコロナ禍から回復を進めているが、ロシアによるウクライナ侵攻が新たなリスク要因となってきており、エネルギー価格や農作物価格が世界的に上昇している。国別で見るとウクライナやロシアに近い中央アジアのインフレ率が高くなっているが、アジア全体としても今後インフレ率が上昇すると予想されている。

金融の動きは、2021年11月にアメリカのFRB（連邦準備制度理事会）が政策金利を上げる方向に舵を切ったことでドル高となり、アジアの対米ドル為替レートが減価した。FRBの政策がアナウンスされるたび、ロシアによるウクライナ侵攻があるたびに、株価も下落している。経済危機を抱えるスリランカ、債務問題を抱えるパキスタンでリスクプレミアムが高くなり、ウクライナ危機を受けて中央アジアでも急上昇している。一方、対外的ポートフォリオ資金（民間の短期資

金)については、FRBの政策金利を上げる動きを受け、中国以外のアジアで短期資金が流出している。そうした金融情勢が弱まる傾向に対し、スリランカ、パキスタン、韓国を始め、各国は政策金利を上げ、金融引き締めの方角に動いている。

アジアの途上国全体の経済回復は、2022年は4.6%、2023年は5.2%の成長、特に東アジアは3.8%と4.5%、スリランカを除く南アジアは6.5%と7.1%、東南アジアも5%と5.2%と、堅調に上昇し、コロナ前の経済状態に戻りつつある。

3. ポストコロナのニューノーマル

ポストコロナでアジアが直面する課題、解決すべき問題を五つ挙げる。

- ① パンデミックとウクライナ危機という二つの危機の克服。また、将来起こるであろう危機・災害に対して強靱な社会経済を構築すること。
- ② コロナ禍で早まったデジタル化の潮流を止めず、むしろそれをてこにして技術革新による成長を進めていくこと。
- ③ デジタル化による格差（デジタルデバイド）の是正と、気候変動対策等、健全なビルド・ベターによる持続的な復興・復旧の促進。
- ④ 少子高齢化等、急速な人口動態変化への対応。
- ⑤ 様々な課題を解決するためのリソース（資金）の手当て。

3-1. 災害に対応できる強靱な社会を構築

ウクライナ戦争には三つのシナリオが考えられる。

- ① 原油価格が上昇し続けるだけで、社会経

済にはあまり大きな影響が及ばない。

- ② 原油価格が上昇するにつれて世界全体のインフレが加速する。
- ③ 急速なインフレが経済の悪化・停滞につながり、2008年のリーマンショックのような世界的金融危機が起こる。

GDP成長率はシナリオ①→②→③となるにつれて悪影響が大きくなり、特に③では来年大きな経済の減速があり得る。また、いずれのシナリオも2022年からインフレが加速することが予想されている。ウクライナ戦争が生み出す悪影響は経済全体に及ぶ。

また災害の歴史を見ると、1960年から現在まで、アジアの途上国全体として自然災害や技術的災害（原発事故などを含む）が増加傾向で、洪水や台風が頻発している。さらに自然災害の被災者の85%、死亡者の65%をアジアが占めている。人口急増や都市化により、災害リスクが高まってきていると考えられる。

自然災害の被害額が増えているにもかかわらず、アジアの途上国において、災害被害に対する市場保険のカバー率は、10%以下と非常に低く、公的な事前・事後の枠組みが重要である。災害については、国際連合の防災会議を中心とした枠組みが世界的に進化し、特に日本は災害大国として枠組みづくりに積極的に関わっている。現在は、防災・減災を気候変動リスクの文脈と統合しながら進めており、SDGs（持続可能な開発目標）が合意され、パリ協定も採択された。これらのアクションにより人々の生活を守っていくことが重要である。

3-2. デジタル化・技術革新による成長を推進

コロナ禍直前には、世界のおよそ半分のデジタル市場をアジアが占めていた。しかし、パンデミックによる経済封鎖がもたらす制約を回避するため、世界的にデジタル化が急加速する中、B2C (Business to Consumer) ビジネスのデジタル率は、アジアで急激に上がった。プラットフォーム経済が急成長したインドネシアが一つの例である。デジタル化による全アジアの利益は年間約1.7兆ドルで、GDPを年間約6%押し上げると考えられる。年約6,500万人もの雇用がデジタル化によって生み出され、貿易も活性化が見込まれる。デジタル化は復興・復旧を支える大きな潜在力を持っている。

3-3. 社会的包摂・格差是正・気候変動対策による持続的成長

しかし、アジアの中小零細企業間など広く経済全体においてデジタルデバイドが拡大した。デジタルデバイドを含む経済格差の拡大傾向は、既にコロナ禍前から20年ぐらいのペースで起こっていた。国内のみならず、国家間でもインフラが進んでいる国と進んでいない国、デジタルプラットフォーム化・ネットワーク対応化が進んでいる国と遅れている国の格差が大きな問題となっている。また、アジアにおける温室効果ガス排出率は世界最速で増え、GHG (温室効果ガス) の世界全体の排出量の半分をアジアが占める中、クリーンなエネルギーへの転換、サステナビリティの広い達成もアジア全体の大きな課題である。

3-4. 少子高齢化・急速な人口動態変化に対応

アジアは、過去の先進国よりも速いスピードで65歳以上人口比率が増え、世界最速で高齢化が進んでいる。65歳以上と15歳未満の人口比率が反転する転換点を日本は1997年に迎えたが、アジアは2051年に迎える。労働年齢人口が相対的に減る状況で、高齢者になっても元気に働いて経済に貢献するシルバーボーナスをアジア全体でサポートしていくことが重要になる。

日本では、高齢者の生活は自己資金と公的な仕組みによって支えられており、60代は家族から支えられるよりも他の家族を支えている傾向があるのが特徴的で、日本の高齢者は持続可能な生活が維持可能である。一方、他のアジア諸国では、韓国も含めて自己資金や公的資金がかなり薄く、家族の支えに頼らざるを得ず、高齢化社会の中で全ての人々の生活を持続可能な形で支えていくことが今後の大きな課題となる。日本の高齢化の経験から、アジアは学び教訓とすることができよう。

3-5. 資金ギャップの穴埋め

新型コロナウイルスからの復興・復旧、ビルド・ベター、SDGsの達成を考えると、かなりの資金が必要となる。コロナ禍前の推計であるが、クリーンエネルギーへの転換、貧困対策、教育・保健への投資、ICTや技術サポートを含めたインフラ支援、生物多様性の維持のために、アジア太平洋地域全体として年間1.5兆ドルが必要となると試算されていた。それにコロナ禍からの復興が加わるが、既に各国は巨額の支援を行っているため、公的資金には限界があると考えられる。

そのため、グリーンボンド、ソーシャルボンドといった民間の資金を導入していく必要がある。ASEAN+3（ASEANと日本・中国・韓国）のソーシャルキャピタルマーケット、グリーンキャピタルマーケットは拡大しているが、日中韓が中心的な役割を果たしている。

まずは政府が、国際的に通用するグリーンファイナンス、ソーシャルファイナンスの投資基準を設定するとともに、通常の経済危機やサステナビリティのリスクも併せた統合的な制度構築を行う必要がある。全体として投資がより進むような市場環境整備とともに、政府自身が課税強化、国際的な租税協力により財政のスペースを広げ、政府としても必要な投資を行っていくことが求められる。

4. まとめ

アジア経済発展の50年は、基本的に政府が市場活動を活用し、支えてきた。積極的な改革等により、技術も模倣から革新へ転換を遂げた。

現在進行形のコロナ禍は、大きな経済被害を生み出したが、復興の兆しは着実に見られている。とはいえ、ウクライナ戦争という新たなリスクが発生し、金融市場もその悪影響を受けているため、日本を含むアジアの政府は、堅調な経済成長維持・経済復興のために適切な対処が求められる。

未来に向けて、ポストコロナの持続可能なニューノーマルが必要である。災害への強靭性、デジタル化の推進、社会的包摂、デジタルデバイドの最小化、気候変動対策や環境対策、高齢化への対応が不可欠である。

つまり、政府のみならず民間がインフラなどへの必要な投資を行い、その必要投資額の

ギャップを埋めながら、民間・政府・市民社会で連携し、ビルド・ベター、SDGsの達成に向かっていくことが望まれる。

ひょうご震災記念21世紀研究機構研究成果報告会の開催

研究戦略センター研究調査部

9月27日、平成30(2018)年度から令和3(2021)年度にかけて取り組んだ研究プロジェクト「広域経済圏活性化による経済成長戦略」の研究成果報告会を開催し、104人の方々が参加しました。

同研究では、グローバル化・少子高齢化、東京一極集中下での効果的かつ効率的な地域再編・再生・創生方策にアプローチし、政策提言「イノベーション関西：関西は広域で結束せよ」をまとめました。関西における企業、地方自治体、住民も含めたあらゆるステークホルダーが、よりよい社会を実現するために、仕組みや関わり方を変革(イノベーション)する必要があります。ポストコロナ時代に向けて、今まさに「イノベーション関西」を展開すべき時です。

報告会では最初に研究会座長である加藤恵正・兵庫県立大学特任教授が研究の主旨について説明した後、研究成果を報告するとともに、2025年大阪・関西万博を契機として、2030年に持続可能な関西を実現するためにわれわれは何を準備すればよいのかについて、活発な議論が交わされました。

基調講演

「イノベーション関西：関西は広域で結束せよ」

上村敏之 関西学院大学経済学部教授

上村教授は、日本3大都市圏(東京圏、名古屋圏、大阪圏)の転入超過数の推移や首都圏の企業転入・転出動向等からコロナ・パンデミック後の関西圏の現状を把握した上で、関西圏の社会経済が停滞している背景にイノベーションの欠落があることを指摘するとともに、関西圏に今求められていることは、あらゆるステークホルダーがより良い社会を実現するために仕組みや関わり方を変革することであり、行政区域の範囲を超えて広域で結束し、広域連携、公民連携、民民連携を活用して「スマート戦略」「空間戦略」「人財戦略」という3つの戦略に取り組み、関西に持続可能で成長する社会を実現していくことであると報告しました。

パネルディスカッション

「広域経済圏活性化による経済成長戦略

—2025年大阪・関西万博に向けたイノベーション関西構想—」

コーディネーター：

加藤 恵正

兵庫県立大学特任教授／(公財)尼崎地域産業活性化機構理事長

パネリスト：

澤木 昌典

大阪大学大学院工学研究科 環境エネルギー工学専攻教授

多田真規子

西日本旅客鉄道(株)理事 地域まちづくり本部地域共生部長

新川 達郎

同志社大学名誉教授／関西広域連合協議
会副会長

水方 秀也

(株)竹中工務店開発計画本部長（西日本担
当）

コメンテーター：

上村 敏之

関西学院大学経済学部教授

京阪神を中心とする関西広域圏の現状について、政治・行政学、観光、まちづくり、グリーンイノベーションといったさまざまな観点から報告があった後、『なぜ関西は結束しないのか（空間戦略）』『関西の人財養成・確保（人財戦略）』についてディスカッションが繰り広げられ、関西広域全体に波及する政策の立案、府県の境界を越えた連携、地域人材を育成する上でのコミュニケーション、ファシリテーション、コーディネート能力育成の重要性等について意見が交わされました。

さらに、2025年大阪・関西万博の開催を関西広域圏の活性化にどのように生かしていくべきかという視点に立ち、「京阪神地域は50km圏内に個性豊かな都市が集積した世界的にも珍しい地域であり、自信を持って世界にアピールを」「環境・経済・社会全てが変わらうとする時代を迎え、万博から先の有りようを提案する場となってほしい」「『多様性の中の統合』に向けて関西を作り直していく絵を思い浮かべながら、取り組みを」といった意見が出されました。

最後に、コーディネーターである加藤教授が、世界経済フォーラム ダボス会議のテーマ“グレートリセット（世界中のあらゆるシステムを見直すこと）”について示しつつ、日本や国内の地域も世界と同じ危機にあり、持続可能な関西を実現するためには小手先の対応で状況を解決したかに見えるようにするのではなく、前例主義にとらわれず根本から変革していくことが重要であると訴え、パネルディスカッションを締めくくりました。



ひょうご震災記念21世紀研究機構の研究調査報告書等一覧

*本号の特集「コロナで変わる社会」に関連するもの（平成23年度以降のもの）

- タイトル：広域経済圏活性化による経済成長戦略－関西圏「再生・進化」への広域経済戦略－
発表日：令和4年3月
- タイトル：ひょうご新経済戦略研究「広域経済圏活性化による経済成長戦略」（大阪湾ベイエリア構想分科会）
発表日：令和3年3月
- タイトル：少子高齢化社会の制度設計～年齢で区別しない社会並びに子供を生ま育てやすい社会の実現に向けて～
発表日：令和元年8月
- タイトル：女性が活躍する社会づくりのための環境整備のあり方について
発表日：平成30年3月
- タイトル：人口減少、少子・高齢化社会社会におけるライフスタイルと社会保障のあり方について
発表日：平成29年3月
- タイトル：若者にとって魅力ある多自然地域拠点都市の形成方策に関する研究
発表日：平成28年3月
- タイトル：人口減少下の多自然地域の魅力づくりの研究－シニア世代を活用した新たなビジネスの展開－
発表日：平成28年3月
- タイトル：過疎と都市への集中の両極化が進む中でのコミュニティづくり
発表日：平成26年3月
- タイトル：ローカル・ガバナンスが創る共生社会の考察
発表日：平成26年3月
- タイトル：高齢者就業・社会参画の拡大
発表日：平成25年3月
- タイトル：参画と協働による社会形成の進展と今後の展開方策
発表日：平成24年3月
- タイトル：社会的安心確保のための財源と制度のあり方
発表日：平成24年3月
- タイトル：兵庫県における人材の国際移動と多文化共生の今後の展開
発表日：平成24年3月
- タイトル：結婚・出産・子育て支援のための家族福祉政策
発表日：平成24年3月
- タイトル：多国間経済協力が兵庫経済に及ぼす影響と対策
発表日：平成24年3月
- タイトル：グローバル化が進展する中でのひょうご経済のあり方
発表日：平成24年3月

■「21世紀ひょうご」第32号発行以降のもの

○研究戦略センター

- タイトル：広域経済圏活性化による経済成長戦略－関西圏「再生・進化」への広域経済戦略－
発表日：令和4年3月
- 掲載先：<https://www.hemri21.jp/research-strategy-center/research-investigation/r-d-reaserch-result/>

○人と防災未来センター

タイトル：巨大地震の縮災実現に向けた体制の
創出手法－中核的研究プロジェクト
〔2018-2022年度〕中間報告書－

発表日：令和4年3月

タイトル：令和3年度研究論文・報告書

発表日：令和4年8月

掲載先：[https://www.dri.ne.jp/research/
reports/investigation/](https://www.dri.ne.jp/research/reports/investigation/)

バックナンバー

詳細は、ホームページ (<https://www.hemri21.jp/research/research-the21-hyogo/>) をご覧ください。

vol.	発行年月	特 集
32	2022. 3	気候変動と防災・危機管理
31	2021.12	ポストコロナ社会の課題と展望
30	2021.3	東日本大震災10年－防災・復興の課題と展望
29	2020.11	パンデミックと新たな社会
28	2020.3	阪神・淡路大震災25年－防災・減災の課題と展望
27	2019.12	広域経済圏の活性化戦略
26	2019.3	頻発する災害の教訓と備え
25	2018.12	ソサエティ5.0に向けて～人口減少・高齢社会における意識改革と制度設計～
24	2018.3	地域コミュニティの防災力向上に向けて
23	2018.2	地域創生
特別号	2017.9	東日本大震災の復興検証（復興庁委託事業）
22	2017.3	事前復興
21	2017.1	地域創生の理論と実践
20	2016.3	アジアの中での高齢化
19	2015.11	人口減少社会と地域創生
18	2015.3	阪神淡路20年 超巨大災害に備える
17	2015.2	阪神淡路20年 創造的復興の今
16	2014.3	グローバル化と多文化共生～異文化コミュニケーションと地域づくり～
15	2013.12	食と農の未来～消費者の目線で日本の食と農を考える～
14	2013.3	新しい家族像と共生社会
13	2012.12	震災復興と共生社会
12	2012.3	東日本大震災からの復興を考える2～東北の風土・特性を踏まえたソフト面での課題と対応～
11	2011.12	東日本大震災からの復興を考える
10	2011.3	生物多様性

vol.	発行年月	特 集
9	2010.12	21世紀型の社会保障のあり方
8	2010.3	阪神・淡路大震災15周年 ～震災関連国際会議の知見～
7	2009.12	再生可能エネルギー
6	2009.3	ワーク・ライフ・バランス
5	2008.11	食の安全安心
4	2008.3	地域資源を活用した都市再生・地域再生
3	2007.12	グローバル化と地域の展望 - 共生社会の視点から
2	2007.3	「公共」を考える
創刊号	2006.12	ひょうご新シンクタンクの発足にあたって

★購入方法★

ご希望の号数、氏名・住所・電話番号を電子メール等でご連絡ください。

定価800円（税込）発送にかかる送料はご負担をお願いします。

ただし、年間定期購読（1,600円（税込））いただく場合には、当機構が送料を負担いたします。

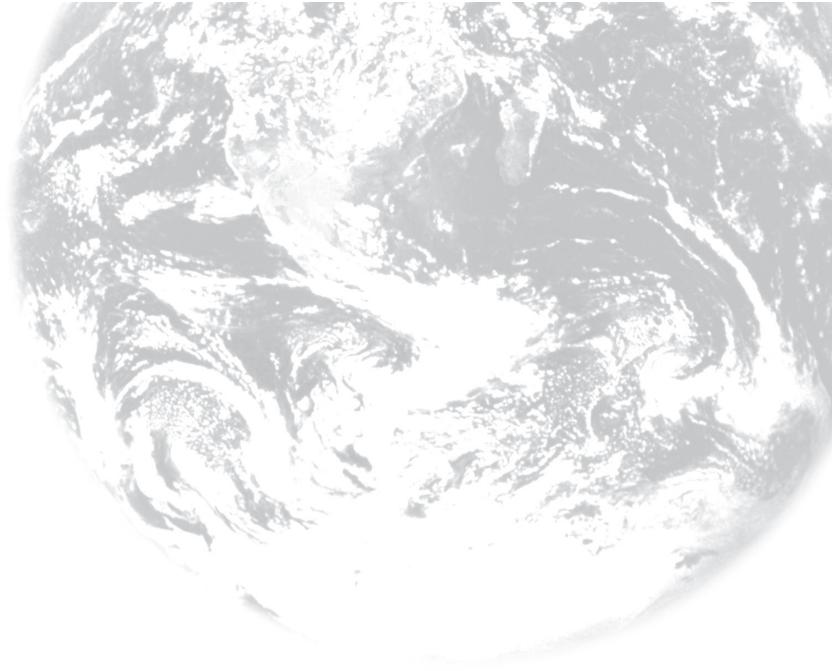
■お問い合わせ先・お申し込み先■

ひょうご震災記念21世紀研究機構 研究戦略センター交流推進課

住所：〒651-0073 神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2

TEL：078-262-5713 FAX：078-262-5122

E-mail：gakujuitsu@dri.ne.jp



21世紀ひょうご 第33号

令和4年12月発行

■編集発行

公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構
研究戦略センター学術交流部交流推進課
〒651-0073

神戸市中央区脇浜海岸通1丁目5番2号
人と防災未来センター 東館6階

TEL : 078-262-5713 FAX : 078-262-5122

■定 価

800円 (本体価格728円)

ISSN 1345-9368

